

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政 はじめに 豊かさの中で国民が求める「自立」

今日の我が国における個人をとりまく状況をみると、社会経済の面においても、また、個人の意識の面においても、大きな変化の時期を迎えていると思われる。

すなわち、少子高齢社会、安定経済成長時代の到来等を背景として、世帯構造や家族の機能、雇用慣行がいずれも大きく変化し、個人が家族や職場など一つの「場」に全面的に帰属していくことが困難となりつつあり、一人一人の努力が求められてきている。一方、個人の意識の中でも、自ら人生設計を行い、それに適合した自己実現の「場」を望む志向が高まってきている。

このような状況の下、すべての人が社会との良好な関係を保ちつつ、自己の能力を最大限に発揮し、個性を活かして生きていくことが個人の人生の充実と社会の活性化につながると考えられる。このためには、家族・職場・地域社会等の複数の「場」とバランスよく関わりを持つていくことが重要であるものと考えられる。

また、これらの「場」を通じて個性を活かして生きるためには、これを支える基盤として、個人の心身の自立、経済的自立を確保しなければならないが、心身の状況や置かれた環境は人によってさまざまであり、これらの自立の達成を支援するセーフティネットとしての社会保障制度の役割も重要となっている。

新たに発足した厚生労働省の基本的役割は、こうした個人の活動を生涯にわたり支援することにあると考える。

本書では、今日の我が国における個人をめぐる社会状況の変化について分析するとともに、個人の生涯を通じた人生の充実と社会の活性化のために求められる支援のあり方について考察することとした。

本書のあらまし(第1部)

第1章においては、少子高齢社会の到来や安定成長経済への移行という大きな時代の変化の中で、「個人」をめぐる社会経済情勢の変化について、1)心身面での状況、2)経済面での状況、3)家族や職場、地域社会等と個人との関係という三つの側面から分析している。

まず、心身面での状況としては、我が国は世界最高水準の健康を享受するに至ったが、依然として生活習慣病や心の問題が国民の心身を脅かしており、積極的な対策を講じていくことが求められていること、障害によって活動の制限を受けている人の制限を除去・軽減し、生活の質の向上を図っていくことの重要性等について記述している。

次に、経済面での状況としては、厳しい雇用失業情勢等を背景に個人が自ら職業生活設計を行う重要性が高まっていること、高齢期において就業意欲を活かして年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた検討が必要であること、障害者等が就労できる環境整備の必要性などについて記述している。

また、家族・職場・地域社会等との関係については、家族形態の多様化、「日本型雇用慣行」等の変化を背景として、個人の生き方においても、家庭や職場など、特定の「場」にのみ深く関わるのではなく、希望や関心に応じてさまざまな「場」と主体的に関わろうとする個人が増加していることについて記述している。

第2章においては、個人が家族や職場、地域社会等といった「場」とどのように関わることを望んでいるかについて記述している。個人はこうした「場」との緩やかなつながりを自発的に複数選択する志向を強めているものと考えられ、個人が的確に複数のつながりを選択できるよう、条件整備が求められていることを記述している。

最後に、第3章においては、1)心身面、2)経済面、3)家族や職場、地域社会等との関係という三つの側面から、個人が自立して

いくために厚生労働省に求められる支援施策の方向性を示している。

まず、心身面における自立支援としては、生涯を通じた健康づくりの支援や、心の健康づくり対策を推進していくとともに、高齢者や障害者の自立支援を行っていくことの重要性等について記述している。

次に、経済面における自立支援としては、新規雇用の創出、円滑な労働移動が可能となる労働市場の整備、個人の主体的な能力開発の推進、年齢にかかわらず働ける社会に向けての検討、福祉と雇用が連携した要援護者等への就労支援の重要性等について記述している。

また、家族・職場・地域社会等を通じた自立の支援としては、仕事と子育ての両立支援、就業形態の多様化等への対応、個人の選択に中立的な制度の構築などの個人が活動の「場」の選択を適切に行う機会の確保や、ボランティア等の支援、世代間交流の促進などの活動の「場」を創出するための基盤整備の重要性について記述している。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第1節 心身面での状況の変化

1 心身ともに健康で生活するために

(1) 世界最高水準の健康を享受する日本

我が国の平均寿命は、1947(昭和22)年から1960(昭和35)年にかけて、男女とも一挙に15年程伸びて一躍先進国の水準に達し、その後は現在に至るまで世界で最も高い水準を維持している。高い平均寿命の達成の背景には、高い経済成長に下支えされ、国民の生活水準が向上したこと、公衆衛生や医学技術の進歩など社会保障が充実してきたことがあると考えられる。

しかしながら、この平均寿命という指標は、「あと何年生きられるか」という生存の量のみを問題とする考え方であり、今後は、生存の量のみならず、「いかに自立して健康に暮らせるか」という生活の質も考慮していくべきであると考えられる。このような考え方に基づき、近年においては、生活の質も考慮した「健康寿命」という考え方が急速に普及し、さまざまな指標が各国で提唱されてきている。

図1-1-1 「障害平均余命」と「平均寿命に占める障害を有する期間」の国際比較

図1-1-1 「障害平均余命」と「平均寿命に占める障害を有する期間」の国際比較

障害調整平均余命 (DALE)			歳
1	日本		74.5
2	オーストラリア		73.2
3	フランス		73.1
4	スウェーデン		73.0
5	スペイン		72.8
6	イタリア		72.7
7	ギリシア		72.5
8	スイス		72.5
9	モナコ		72.4
10	アンドラ		72.3

平均寿命に占める障害を有する期間			%
1	ギリシア		7.0
2	イギリス		7.1
3	オーストリア		7.4
4	スペイン		7.5
5	イタリア		7.7
6	オランダ		7.7
7	フランス		7.8
8	日本		7.9
9	オーストラリア		8.0
10	ベルギー		8.0

資料：World Health Organization "The World Health Report 2000" (2000年)

2000(平成12)年6月に世界保健機関(World Health Organization;WHO)は、「障害調整平均余命(Disabilities Adjusted Life Expectancy;DALE)」※という指標に基づき、1999(平成11)年に生まれた乳児のDALEをWHOに加盟する全191か国について計算、公表した。これによると、我が国のDALEは74.5歳で191か国中第1位、平均寿命に占める障害を有する期間(平均寿命からDALEを引いた期間)の割合でも7.9%で191か国中第8位とされている。このDALEについては、それ自体、各国の疾病統計は不十分なものが多いことや限られた統計から障害状態が推量されていることなど、改善すべき点は多いが、これらの点を考慮しても、我が国の健康度合いが世界的にも上位に位置していることが実証されたと考えることができる。

※ 「障害調整平均余命(Disabilities Adjusted Life Expectancy;DALE)」

生存か、死亡かという二つの区分による生命表を基に作成された平均余命(LE)とは異なり、生存の中でも非健康状態にある人口

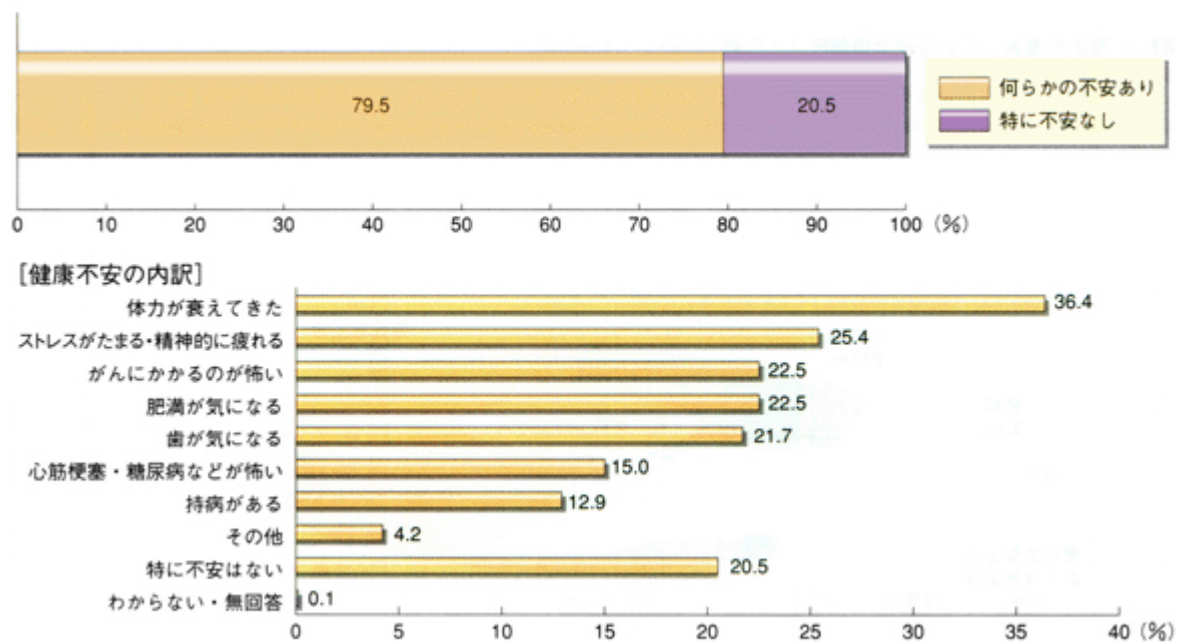
に一定の重み付け値を乗ずることにより「完全な健康」に換算して、「余命」を計算したもの。一般に健康寿命」と呼ばれるものの一種。

(2) 我が国において国民の健康を脅かす要素

一方、国民の健康に対する不安感は依然として大きい。(財)健康・体力づくり事業財団が行った「健康づくりに関する意識調査」(1996年度)によれば、国民の健康に対する意識についてみると、健康だと感じている人は全体の約78%にのぼるが、健康に対して何らかの不安を抱えている人も全体で約80%おり、その内訳としては、「体力が衰えてきた」と感じている人(約36%)が最も多く、次いで「ストレスがたまる・精神的に疲れる」と感じる人(約25%)が多くなっている。

図1-1-2 現在、健康に対して何か不安を持っているか

図1-1-2 現在、健康に対して何か不安を持っているか



資料：(財)健康・体力づくり事業財団「健康づくりに関する意識調査」(1996年度)

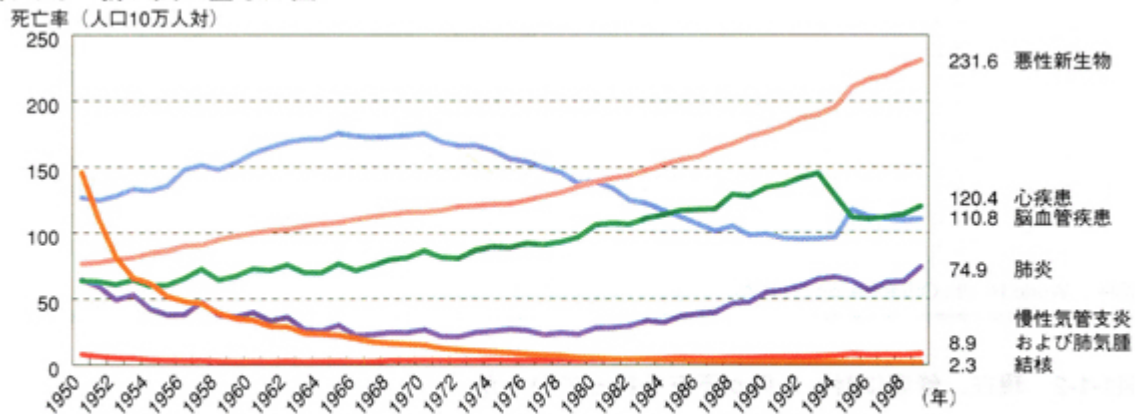
我が国においては、生存の量、生活の質ともに、総量としては、世界で上位に位置づけられるに至ったが、国民の健康に対する不安感は大きいといえよう。

1) 死亡につながる主要な傷病

我が国における死因を年次的にみると、戦前の結核、肺炎、慢性気管支炎および肺気腫といった感染症による死亡から、近年においては、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患といった日頃の食生活や行動などの生活習慣に起因する生活習慣病による死亡が上位を占めている。1999(平成11)年においては、悪性新生物による死亡者数が約29万1千人(第1位)、心疾患による死亡者数が約15万1千人(第2位)、脳血管疾患による死亡者数が約13万9千人(第3位)であり、これらの疾患による死亡者数は死亡者数全体の約6割をも占めている。

図1-1-3 我が国の主な死因

図1-1-3 我が国の主な死因

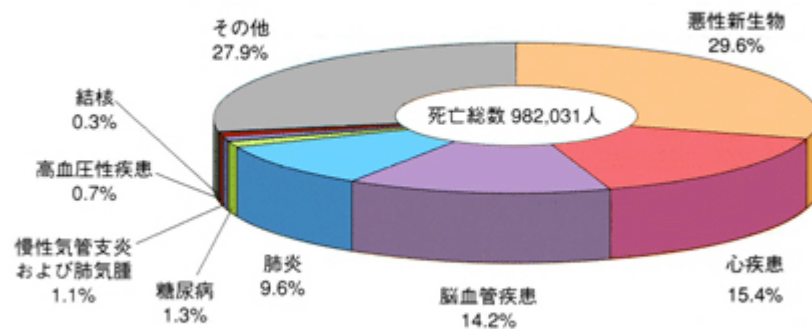


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」（1999年）

（注）1995年の死因順位（心疾患と脳血管疾患の入れ替わり）は、「第10回修正疾病、傷病および死因統計分類（ICD-10）」の適用による死因分類の変更、死亡診断書等の改正が行われたことに留意する必要がある。

図1-1-4 三大疾病の死亡総数に占める割合

図1-1-4 三大疾病の死亡総数に占める割合

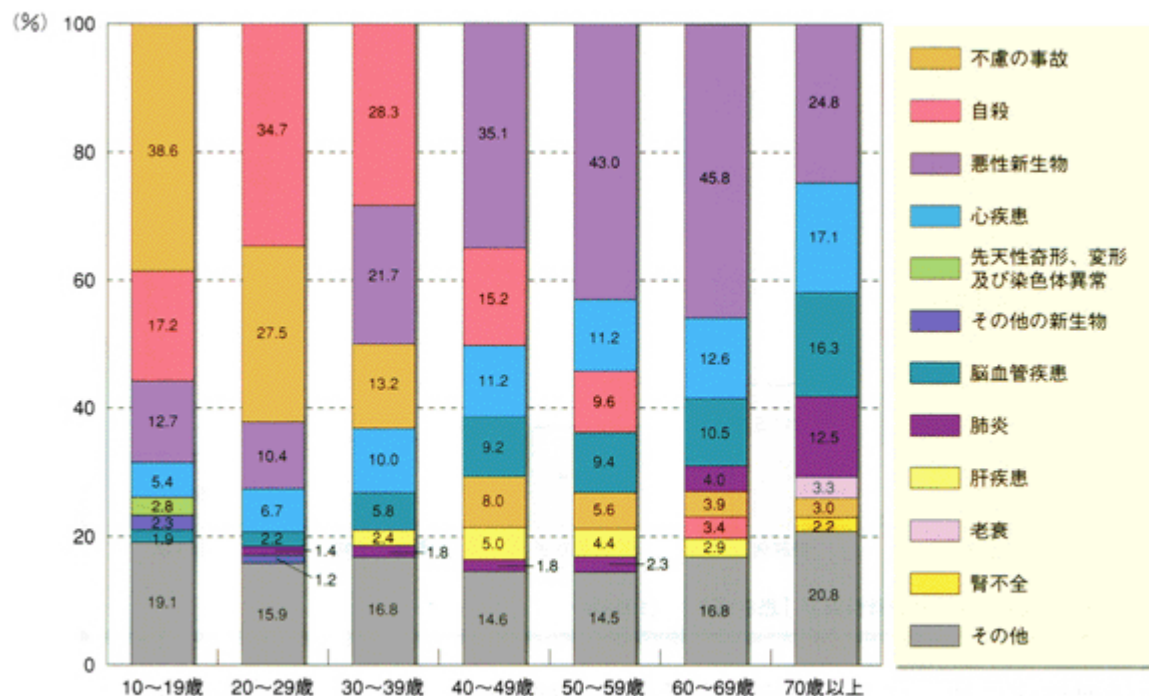


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」（1999年）

また、年齢別にみると、死亡者数自体は少ないものの、20歳代前半までは、不慮の事故がその死因の上位にきており、20歳代から30歳代においては、自殺がその死因の上位にきていることに特徴がある。自殺については、若年世代もさることながら、50歳代後半においても近年大きく増加しており、社会的に大きな問題となっている。次に、40歳代から50歳代のいわゆる働き盛りの世代になると、死亡者数そのものの増加とともに、死亡の原因についても悪性新生物や心疾患による死亡が死因の上位にきており、65歳以上の高齢期において更にこの傾向が顕著となっていることに特徴がある。

図1-1-5 年齢階級別にみた死因別死亡割合

図1-1-5 年齢階級別にみた死因別死亡割合



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」（1999年）

このように、「死亡につながる」という観点からみると、およそ半世紀にわたって悪性新生物、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病が国民にとっての脅威となっており、これらの疾患に加えて、近年においては、特に働き盛り世代における自殺も大きな問題となっている。

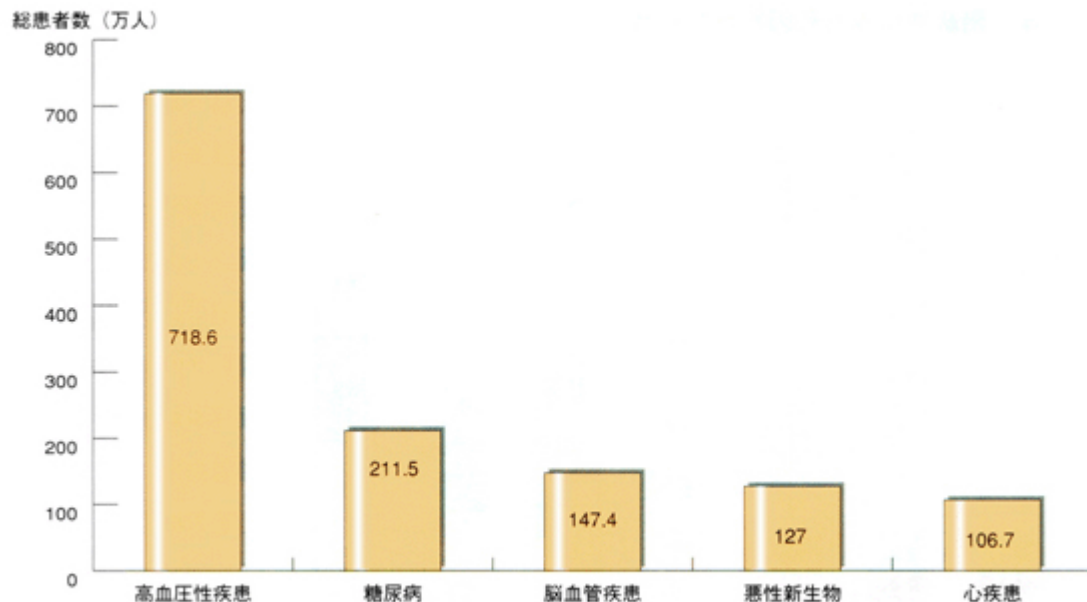
2) 「生活の質」に悪影響を与える主要な要素

健康寿命の考え方に基づく指標が広く提唱されてきているように、死亡には至らないまでも、国民がいかに健康で自立した生活を送れるかという「生活の質」を大きく下げる要素も国民にとってみれば大きな問題である。

悪性新生物、脳血管疾患といった疾患は死因においても高い順位に位置づけられているが、例えば脳血管疾患については高齢期の寝たきりの最大の要因となっており、身体の機能や生活の質に悪影響を及ぼすものでもある。また、糖尿病についても、死亡には至らないまでも、失明や神経障害などを引き起こし、国民の生活の質を低下させる一つの大きな要素となっている。これらの生活習慣病に罹患している患者数も多く、「患者調査」（1999年）による総患者数は、糖尿病が約212万人、脳血管疾患が約147万人、悪性新生物が約127万人、虚血性心疾患が約107万人となっている。

図1-1-6 主要な傷病の総患者数

図1-1-6 主要な傷病の総患者数



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」（1999年）

生活習慣病に加えて、うつ病も生活の質の観点からみると、大きな問題である。うつ病については、その患者数の多さのみならず、将来に全く希望が持てなくなり、自殺の大きな原因の一つと考えられているなど、その疾病の重篤性にも問題があると考えられる。

高齢期における痴呆も、高齢期における要介護状態の大きな一つの要因となっており、高齢者の日常生活能力(Abilities of Daily Life;ADL)を低下させる一つの原因となっていることから、国民の生活の質に影響を及ぼすものである。

このように「生活の質を下げる」という観点からみると、死因の上位に位置づけられている疾患に加えて、うつ病や糖尿病といった疾患が国民にとっての脅威となっており、特にうつ病については、自殺の問題との関係でも、近年大きな社会問題となっている。

(3) 心身ともに健康で生活するために

このように「死亡につながる」といった点や「生活の質」といった点からみると、当面国民の心身を脅かす存在は、うつ病などの心の問題や生活習慣病であると考えられる。これらの疾患を克服していくため、個人の生活スタイルの改善を通じた健康増進を目的とする1次予防、健診などの実施により疾病の早期発見・早期治療を目的とする2次予防、リハビリテーションの実施により機能維持や回復を目的とする3次予防の考え方にのっとり、それぞれの対策を講じることが求められており、このことは、ひいては、国民が健康を損ねている期間を短くし、健康寿命を伸ばしていくことにつながっていくものと考えられる。

また、近年、近い将来克服され则认为られていた結核などの感染症が再び問題となっている。我が国において感染症は、生活習慣病と比較し、相対的にみると、その患者数や死因に占める割合が大幅に減少している。しかしながら、感染症の中には、エイズなどの難治性のものも多く、依然として国民にとっての脅威であることに変わりはない。今後とも、感染症の克服に向けた研究や患者に対する適切な支援を行っていくことが求められている。

いわゆる難病については、医学の進歩により生活の質等が大幅に改善した疾病がある一方、クロイツフェルト・ヤコブ病、ライソゾーム病※など、依然として有効な対症療法もなく、また、重い症状のため家族にも大きな負担となっている疾病もあり、難病の克服に向けた研究や患者に対する適切な支援を行っていくことが求められている。

さらに、障害によって活動の制限を受けている人に対しては、そのような制限を除去・軽減し、さらには生活の質を向上させていくことが重要である。そうすることによって、国民の健康に対する不安が払

拭され、国民が障害の有無にかかわらず、自らの意識で自分らしい生活を選ぶような状態が実現されるものと考えられる。

※ライソゾーム病

細胞内にある器官であるライソゾームにある酵素が先天的に欠損し、本来代謝されるべき物質が分解されずにライソゾーム内に残ることにより、神経系の障害(進行性の知能低下、言語障害、歩行障害等)などの症状を呈する疾病。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第1節 心身面での状況の変化

2 生涯を通じた健康づくり

(1) 生活習慣病の克服に向けて

1)生活習慣の改善

既にみたとおり、特に40歳代から50歳代のいわゆる働き盛りの世代において、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病といった生活習慣病対策が重要であるが、これまで我が国における生活習慣病対策としては「早期発見、早期治療」を目指す「2次予防」に力が注がれ、成果をあげてきた。生活習慣病の多くは無自覚なまま病態が進行し、気がついたときには脳卒中や心筋梗塞などの重篤な症状発作を起こし、その結果生活の質の低下をもたらすことが多いことが問題であると考えられている。そこで、近年においては、生活習慣を変えることで、疾病の発症・進行を防止することが期待されており、「健康増進・発症予防」を目的とする「1次予防」の考え方が重視されるようになってきている。生活習慣の改善とは、具体的には、家庭における食生活や運動習慣の改善などを意味するが、これらの「生活習慣」は、通常、家庭において幼年期から形成され始め、青少年期には固まるものである。したがって、壮年期以降における生活習慣病を予防するためには、より若年期から生活習慣を改善していくことが重要である。

例えば、我が国においては成人男性の喫煙率が極めて高率にとどまっており、また、未成年期に喫煙を開始する者も多い。疫学的には、喫煙習慣が肺がんや虚血性心疾患、脳血管疾患といった、現在の我が国における死因の上位を占める疾病による死亡と関係があることが言われており、前述したDALEに関するWHOの報告においても、今後は我が国において戦後世代の男性喫煙者における肺がんの急増が予想されている。また、喫煙には非喫煙者の受動喫煙といった問題もあり、公共の場や職場における受動喫煙を防止するための分煙対策の推進が望まれる。

2)疾病の早期発見・早期治療

生活習慣そのものを改善していくことは、生活習慣病の予防として重要であるが、併せて早期に発見し、早期に治療することも疾病の予防に有効である。我が国のがん検診の有効性(死亡率減少効果)については、胃がん検診で40～60%、子宮頸がん検診で80%程度、大腸がん検診で60%程度と、それぞれ有効性が認められている。

我が国において成人に対して保健事業として行われている健康診断(診査)は、市町村が老人保健法に基づいて行っている基本健康診査、医療保険者がその加入している被保険者および被扶養者に対して行っている健康診査、職場の事業者がその雇用する労働者に対して行っている健康診断がある。さらに、今年度から、事業主が行う定期健康診断において、心疾患、脳血管疾患に関連する項目で異常の所見が認められた場合に、健康診断を労働者の負担なく行う「二次健康診断等給付」が労災保険制度に設けられたところである。

「地域保健・老人保健事業報告」(1999年)によると、市町村が行っている基本健康診査の受診率は、約40%と報告されており、がん検診についてみると、例えば胃がん検診の受診率は、約13%と報告されている。一方、「労働者健康状況調査」(1997年)によると、企業が実施している定期健康診断の受診率は、約85%と報告されており、胃がん検診の受診率は、約68%と報告されている。これらのデータは、

調査方法の違いや受診対象者の把握方法の違いなどから、双方を単純に比較することは困難であるが、2次予防の効果をあげるためには、できるだけ多くの人を受診し、必要に応じて精密検査、治療を行うことが必要であり、各々の健康診断(診査)の実施主体において、未受診者に対する受診勧奨を行っていくことが重要である。また、健康診断(診査)を受診することは、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を促す一つのきっかけとしても重要である。

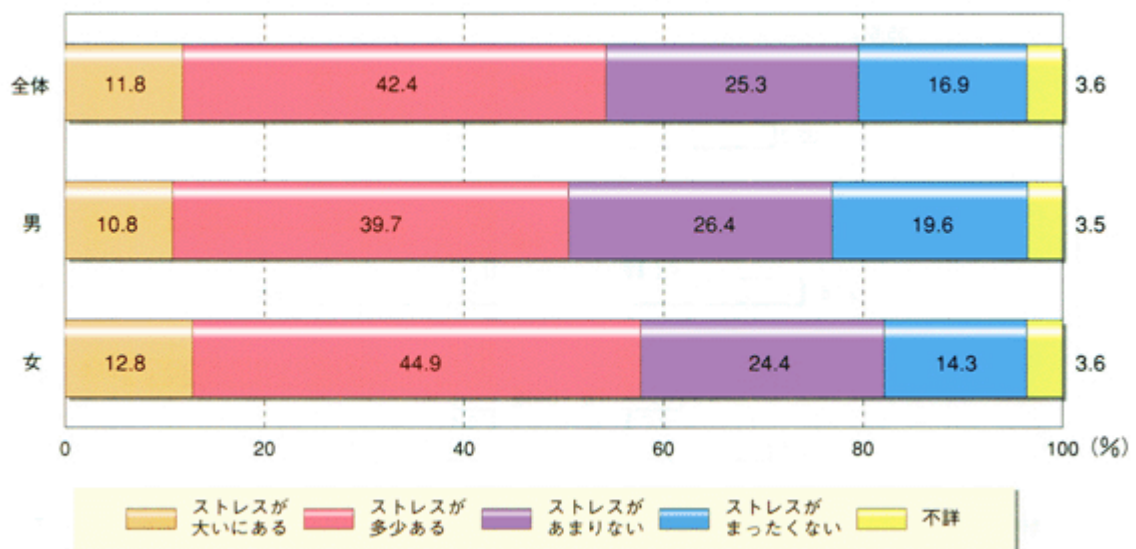
(2) 現代人の心の問題

1)現代人のストレス

「保健福祉動向調査」(2000年)から最近のストレスについてみると、「ストレスが大いにある」11.8%、「ストレスが多少ある」42.4%と回答しており、両者で54.2%と調査対象者の過半数を占めている。「ストレスが大いにある」と答えた者は、男女とも幅広い年齢層に分布しており、そのうち40.6%の人が「生活への影響が大いにある」と回答している。ストレスの性別・年齢別内容は、24歳以下では、男女とも「職場や学校での人づきあい」が最も多く、以降年齢が高くなるにつれて、男性は「仕事上のこと」、女性は「収入や家計のこと」でストレスを感じている者が増え、高齢期になると男女とも自分又は家族の健康上のことにストレスを感じている者が増えるという傾向がある。

図1-1-7 ストレスによる社会生活や日常生活への影響程度

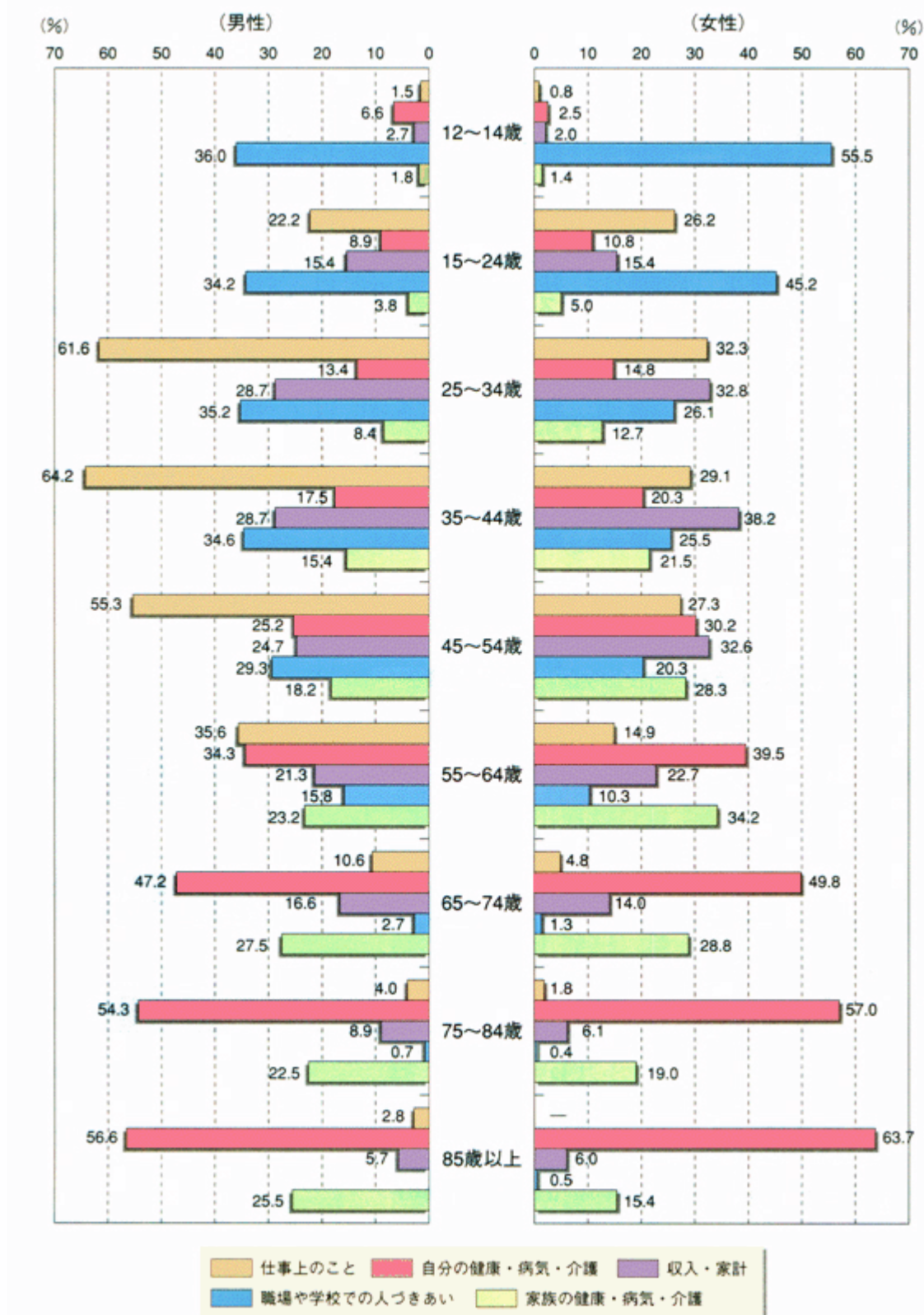
図1-1-7 ストレスによる社会生活や日常生活への影響程度



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健福祉動向調査」(2000年)

図1-1-8 ストレスの内容

図1-1-8 ストレスの内容

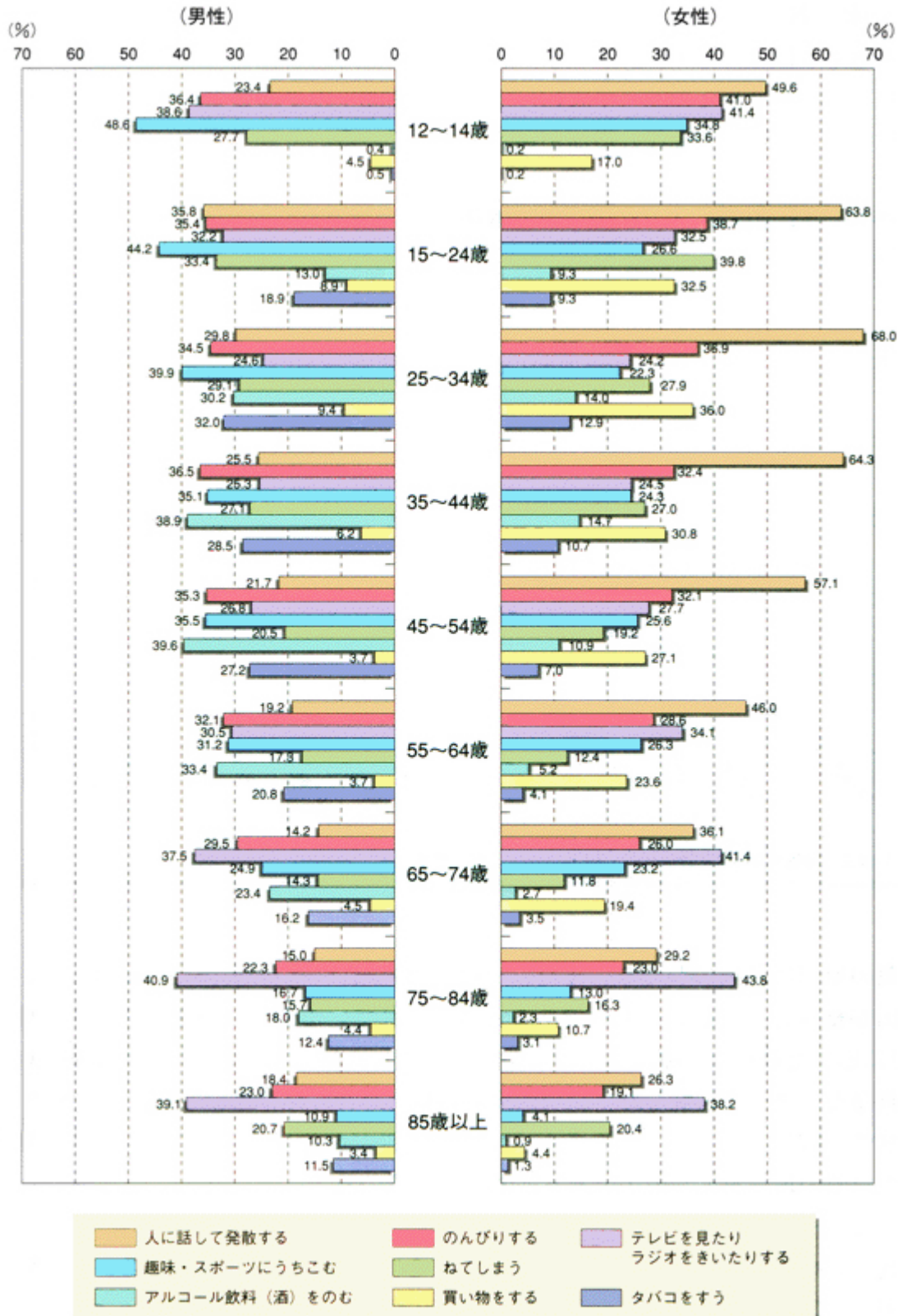


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健福祉動向調査」（2000年）

ストレスがあったときの対処法であるが、前掲のストレスに関する調査によると、「人に話して発散する」が39.2%と最も多くなっており、精神衛生の向上の観点からも外(社会)との関係を保っていくことが重要であることが示唆されていると考えられる。

図1-1-9 ストレスの対処法

図1-1-9 ストレスの対処法



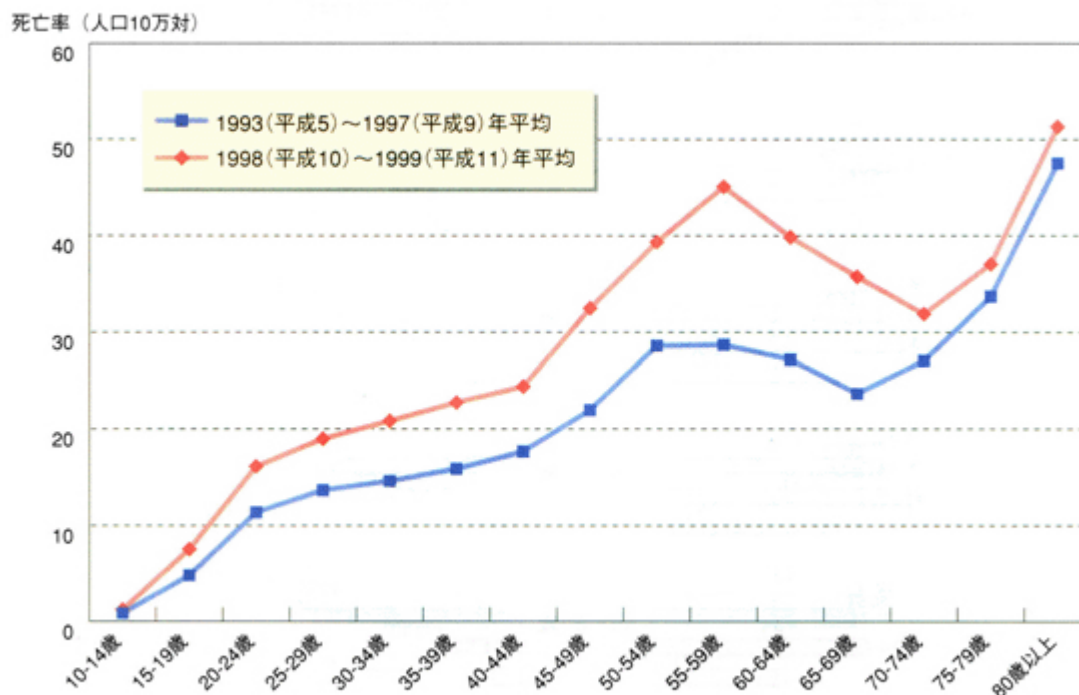
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健福祉動向調査」（2000年）

2)自殺者の増加

「人口動態統計」（1999年）によると、1999(平成11)年の自殺者数は初めて3万人を超えた前年とほぼ同数の3万1,413人となっている。人口当たりの自殺死亡率について、自殺死亡率が上昇した1998(平成10)年および1999年の平均とそれ以前の5年間の平均を比較すると、特に50歳代の増加が顕著となっている。

図1-1-10 年齢階級別にみた自殺死亡率の推移

図1-1-10 年齢階級別にみた自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」より作成

自殺の原因は多岐にわたり、また、一般には自殺は一つの要因だけではなく、多くの要因が絡み合っ起こるものであると考えられているが、1998年度の厚生科学研究「疾患に応じた適正な医療のあり方に関する研究」において、ある大学付属病院の高度救急救命センターに入院した自殺企図症例の検討を行った結果、これらの症例のうち、うつ病性障害によるものが最も多かったとの報告がなされているなど、近年、特にうつ病が自殺の最も重要な要因であると考えられている。

3)うつ病への対応

現代の心の問題のうち、うつ病が特に深刻な問題の一つとなっている。「患者調査」(1999年)による調査日現在で継続的に医療を受けている総患者数をみると、うつ病などの気分[感情]障害は約44万人と推計されているが、実際には自らの状態がうつ病から生じている症状であると捉えることができずに治療を受けてないうつ病の患者も相当数存在すると考えられ、このような患者も考慮すれば、我が国におけるうつ病が相当深刻な心の病であることが推測される。

うつ病が誰でもかかる可能性のある病気であるにもかかわらず、深刻な問題となるのは、疾病そのものの特色にもある。うつ病になると物事に対する興味や意欲は失われ、重篤になると、将来に全く希望が持てなくなり、このことが自殺の一つの大きな原因となっているとも考えられている。うつ病については、その重篤性についての認識が必ずしも国民の意識に浸透しておらず、患者の多くは自分の状態をうつ病から生じている症状であるとは捉えることができずにいると考えられる。

うつ病は身近な病気

うつ病は適切な治療を行えば大部分が改善するものであり、このためにはうつ病の症状や治療についての正しい知識を国民に普及し、早期に発見し、早期に治療に入れるよう環境を整備していくことが重要である。

「うつ病」は、ゆううつで気分がめいる抑うつ気分のほか、興味や意欲がわかない、集中力や決断力が出ない、自分に自信がもてない、食欲がわかない、眠れない、疲れやすいといった症状を示す心の病気である。抑うつ状態が続くと、自分が怠け者になったとか、家族に申し訳ないと感じて焦ったり、自分を責めたりする傾向が強くなる。また、何もかも悲観的に思われ、自分が無能で将来が絶望的に思えて仕方なくなり、退職や離婚、ひいては自殺してしまう場合もあるほどである。

初期のうつ病はなかなか気づきにくいものであるが、寝付きが悪かったり、朝早く目が覚めたりといった睡眠障害やこれまで

容易にできていたことがおっくうに感じられたり、わけもなく疲れたように感じられたりといった倦怠感が続くような場合などは要注意である。

うつ病は抗うつ薬を中心とした薬物療法や精神療法などの適切な治療を行えば回復する病気であり、まずそのことを本人や家族が理解するとともに、早期に精神科や心療内科の医師などに相談することが重要である。また、うつ病患者にとっては、何よりも休息が必要であり、励ましたり叱ったりすることはむしろ逆効果となり、家族や周囲の者がそばにいることを伝えるなど、外側から温かくサポートしていくことが重要である。

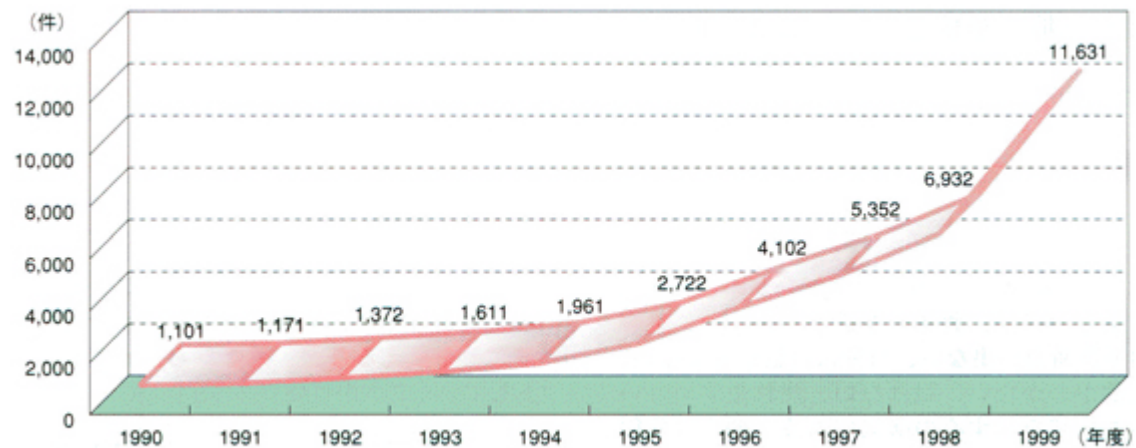


4)児童虐待の動向

児童虐待とは、保護者が児童に対して、身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)又は心理的虐待を行うこととされているが、近年、児童相談所における児童虐待の相談件数は急増している。1999年度の児童相談所における児童虐待の相談処理件数は、1万1,631件であり、統計を取り始めた1990(平成2)年度に比較すると、10倍以上となっている。なお、2000(平成12)年度の相談受付件数は、1万8,804件である。また、最近報告された2000年度の厚生科学研究「児童虐待および対策の実態把握に関する研究地域調査中間報告(平成12年度前期調査結果)」によると、社会的介入を要する児童虐待の発生数は全国でおおむね年間3万例と推定されている。

図1-1-11 児童相談所における虐待に関する相談処理件数の推移

図1-1-11 児童相談所における虐待に関する相談処理件数の推移



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童相談所における児童虐待相談等の状況報告」（2001年）

一般に、児童虐待は、核家族化により家族の規模が縮小し、子育てに係る負担が母親に集中していることが一つの原因となって生じていることが指摘されている。(財)健康・体力づくり事業財団の「健康づくりに関する意識調査報告書」（1996年度）によると、20歳代および30歳代の女性が調査時点の1か月間で感じた具体的なストレスの内容として、「育児・出産」が高い割合を占めており、このようなストレスが児童虐待に何らかの影響を及ぼしていることが考えられる。適切な育児支援により、育児を行う母親の負担を軽減し育児に係る不安を少なくしていくことが重要である。

また、虐待を受けた児童が、心的外傷(トラウマ)を抱えたまま親となった場合には、その子どもを虐待する例がみられるとの指摘がある。虐待を受けた児童の適切な心のケアを行うことにより、このようなケースを改善していくことが必要である。

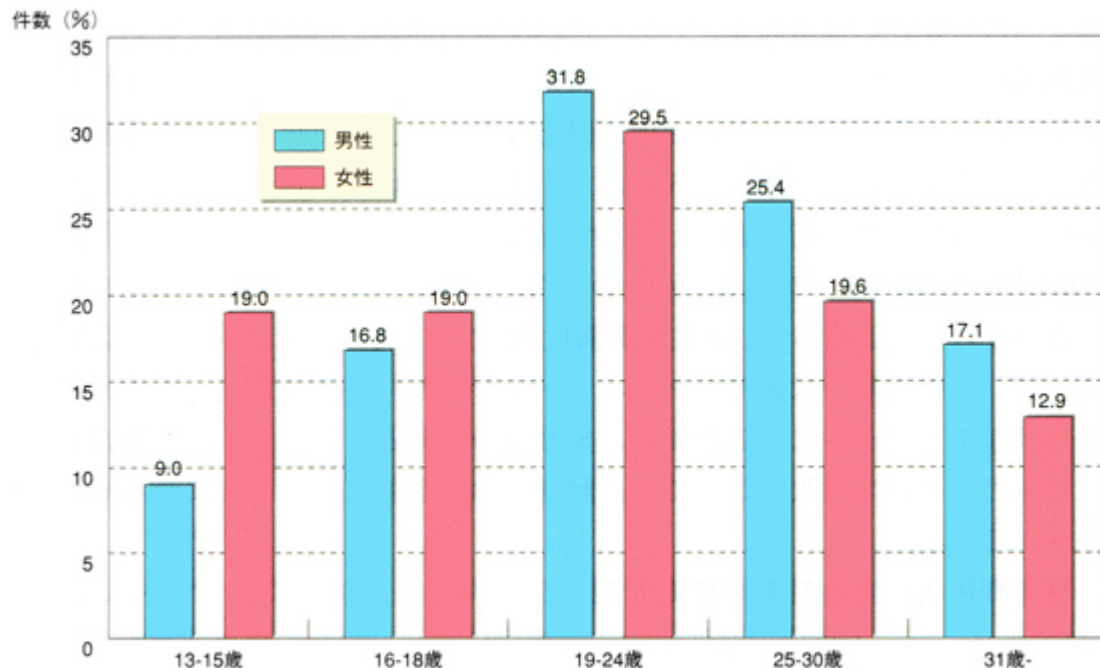
5) 「ひきこもり」などの問題

「ひきこもり」とは、2000年度の厚生科学研究「地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究」によれば、「様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをいう」とされている。また、「ひきこもり」の原因としては、生物的・心理的・社会的要因が複合的に影響していると考えられているが、精神分裂病、うつ病等の精神的な疾患による場合や明確な疾患の存在が考えられないにもかかわらず、長期間にわたって自宅以外での対人関係や社会活動からひきこもっている場合もあり、それぞれの状態に応じて対応することが必要である。

全国56か所の精神保健福祉センターを対象とした2000年4月1日から半年の間に初回相談した事例の調査によれば、「ひきこもり」の相談件数は、599件(男性434人、女性163人、不明2人)であり、男性の相談件数は、女性の約2.7倍であった。また、相談時の年齢別にこれをみると、男女とも19歳から24歳が最も多く、全体の約3割を占めていた。なお、最も深刻であると語られた問題行動で多かったのは、「家族への暴力またはその危険」であった。

図1-1-12 「ひきこもり」相談ケースの状況(事例の初回相談時の年齢別)

図1-1-12 「ひきこもり」相談ケースの状況（事例の初回相談時の年齢別）



資料：国立精神・神経センター精神保健研究所「『ひきこもり』についての相談状況調査報告書」（2001年）

このようにこれからの社会の支え手となる若者が社会参加せず、家庭にひきこもっていることは、社会経済的にも、個人の精神健康面でも決して好ましいものではない。このため、「ひきこもり」に対する早期介入や家族支援の体制づくりを行っていくことが重要である。

また、近年、中高生を中心としたナイフによる殺傷事件など、普段おとなしいとされる子どもが突然「キレル」といった凶悪犯罪に係る報道が増加している。これらのいわゆる「キレル」子どもたちが起こす凶悪犯罪の原因は、はっきりとはわかっていない。しかしながら、子どもたちにとっては心身ともに発育の盛んな思春期の年齢であり、この時期をいかに健康で過ごすかは、成長過程において大変重要であることから、原因の解明に向けた研究を積み重ねていくことが必要である。

6)心の問題の背景

これらの心の問題の背景には、一つには精神分裂病やうつ病といった精神疾患の存在が推測される場合がある。また、一方で問題行動を起こす本人と家庭・学校・地域社会との関係において何らかの不適応が生じ、孤立化している個人の存在が推測される場合もある。実際にはこれらが複合的に絡み合っている問題として生じていることが推測される。したがって、これらの問題には医学的な対応も含めた総合的な対応を行っていくことが強く望まれる。

(3) 女性の生涯を通じた健康

女性は、その身体機能の特性から、各年齢階層において男性とは異なった健康問題が存在している。

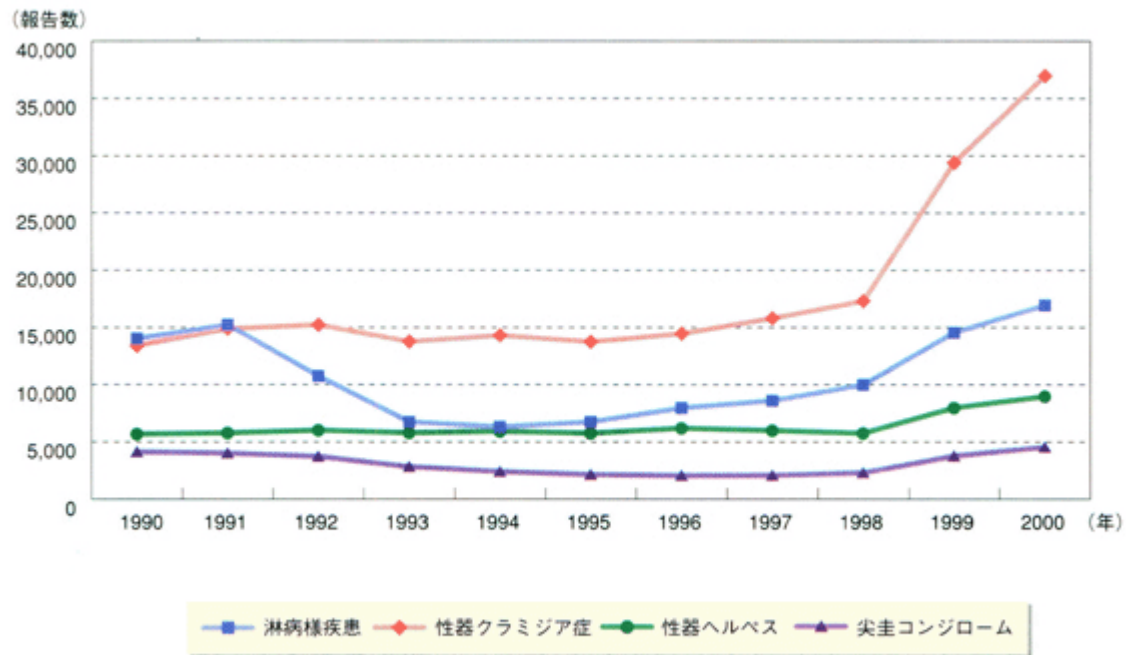
思春期における女性の健康問題として、性感染症の問題や拒食傾向といった問題がある。性感染症については、男女の身体的特徴等から、一般に女性の方が男性と比較して感染率が高く、母子感染や不妊症の原因となるなど、重症化する傾向が強いことが指摘されているが、近年、増加傾向にある。また、思春期の女性においてはスリム化傾向が強く、やせすぎや拒食傾向といった問題が増加している。しかも、「国民栄養調査」(1996年)によれば、20歳代の女性のうち、ダイエットを行っている者は約12%いるが、このうち、およそ75%の女性が肥満度判定で、「普通」又は「やせ」に判定されており、若い女性の間では無理なダイエットが行われていることがうかがえる。このような無理なダイエットによる拒食は、無月経の原因となったり、成長期にもかかわらず、栄養のバランスを欠くことで、高齢期における骨粗しょう症につながる可能性も指摘されている。

また、更年期障害が女性特有の健康問題として大きくクローズアップされている。特に、第1次ベビーブーム世代の女性が50歳代前後に達しており、更年期障害の対策は健康面での大きな課題となっている。更年期障害は、自覚症状には個人差があるが、症状が重い場合には、労働など社会活動に支障を来したり、家庭生活に影響を与える場合がある。

このように、女性における年齢階層ごとの健康問題に対応するため、生涯を通じた健康支援を総合的・計画的に行っていくことが求められている。

図1-1-13 性感染症報告数の推移

図1-1-13 性感染症報告数の推移



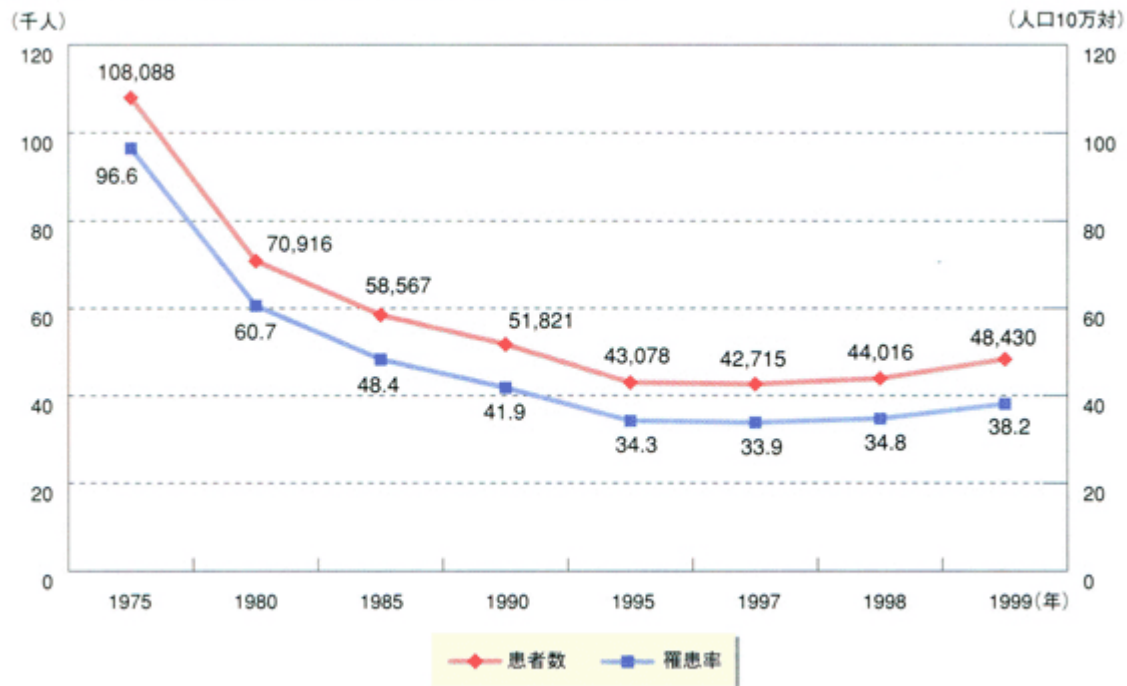
資料：厚生労働省健康局「感染症サーベイランス事業年報」

(4) 感染症や難病の克服に向けて

我が国においては、治療技術の進歩などにより、感染症による死亡率は激減した。しかしながら、近年、結核などのように患状況が改善に向かっていたものが悪化傾向に転じるものが出てきている。結核の年間新登録患者数は、「結核発生動向調査」(1999年)によると、約4万3,800人(前年比約2,790人増)であり、新登録患者数および患率とも3年連続して前年を上回り、しかも増加の速度は加速している。近年の傾向として、特に医療機関や学校における結核の集団感染が問題となっており、学校等の集団感染の予防、結核患者の早期発見、感染拡大防止に努めていくことが重要である。

図1-1-14 新登録結核患者数および罹患率の年次推移

図1-1-14 新登録結核患者数および罹患率の年次推移

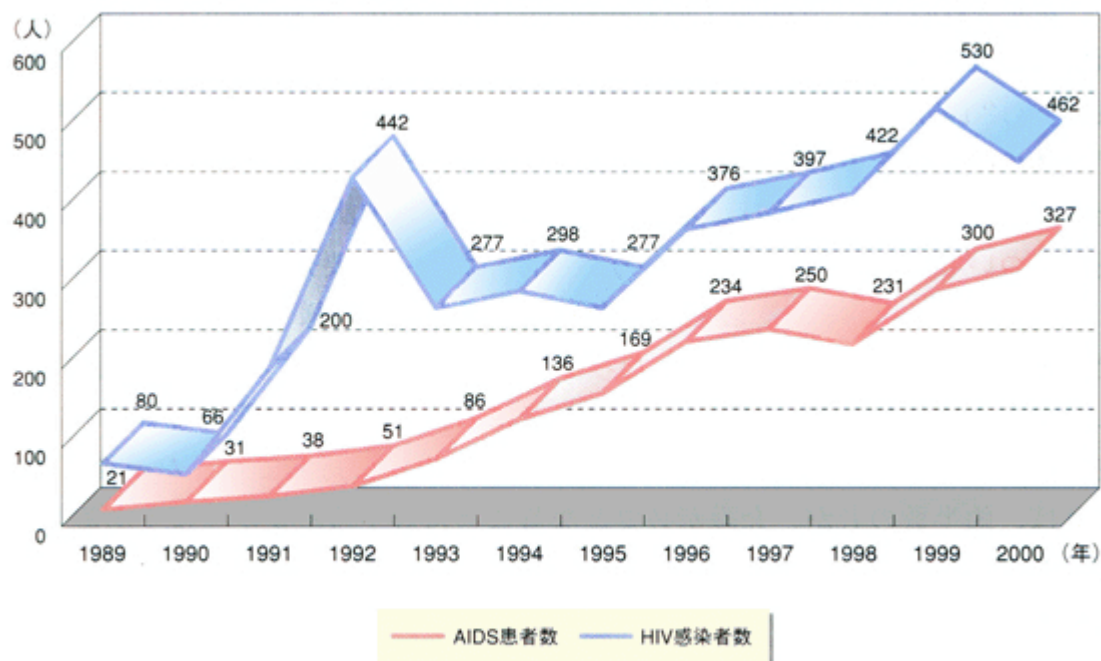


資料：厚生労働省健康局「1951～60年『伝染病および食中毒精密統計』、1961～86年『結核登録者に関する定期報告』、1987～95年『結核・感染症サーベイランス年報集計結果』、1996年～『結核発生動向調査年報集計結果』」

また、感染症の中には、エイズなどの完治することが困難なものもある。我が国におけるエイズ患者の報告件数は、1985(昭和60)年以降、1998(平成10)年を除けばほぼ一貫して増加を続けており、2000(平成12)年においては327件と、過去最多となっている。また、ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus;HIV)感染者の報告件数は、2000年にはやや減少したものの、報告件数としては過去2番目に高い値である462件であった。我が国におけるHIV感染者の近年の特徴としては、日本国籍男性を中心に、国内での性的接触を感染経路として流行拡大が続いており、性感染防止に向けた積極的な対策を推進する必要がある。

図1-1-15 HIV感染者数およびAIDS患者の年次推移

図1-1-15 HIV感染者数およびAIDS患者の年次推移



資料：厚生労働省エイズ動向委員会「平成12年エイズ発生動向年報」（2001年）

いわゆる難病においても、患者数が増加するなど、状況が悪化している疾患がある。このうち、クロイツフェルト・ヤコブ病は、潜伏期間が長く、いったん発症すると記憶力の低下や視力障害などの精神・神経症状が生じるとともに、これらの症状が急速に悪化して、進行性痴呆又は意識障害をもたらし、数か月で無動・無言状態となり、1～2年で死亡に至る重篤な疾病である。2000年10月現在、我が国においては1,029例のクロイツフェルト・ヤコブ病症例が報告されている。クロイツフェルト・ヤコブ病については、その原因が不明であり、現時点においては、有効な治療方法も存在していないことから、今後、治療法等の調査研究を推進していくとともに、患者やその家族の負担を軽減するため、難病対策の一環として、医療・介護・福祉の枠組みの中で、適切な支援を行っていくことが重要である。

エイズやクロイツフェルト・ヤコブ病などの疾患は、その疾患に関する認識が必ずしも国民の間で十分浸透しているとは言い難く、そのことが患者に対する差別につながっている場合がある。疾患に対する正しい知識を普及・啓発し、こういった差別をなくしていくことも重要である。

このように、感染症や難病については、個々の疾患についてみれば、近年になってり患率が再び上昇してきている疾患や治療方法が未確立の疾患が存在するなど、依然として、国民にとっての脅威であることに変わりはなく、引き続きこれらの克服に向けた対策を講じていくことが求められていると考えられる。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第1節 心身面での状況の変化

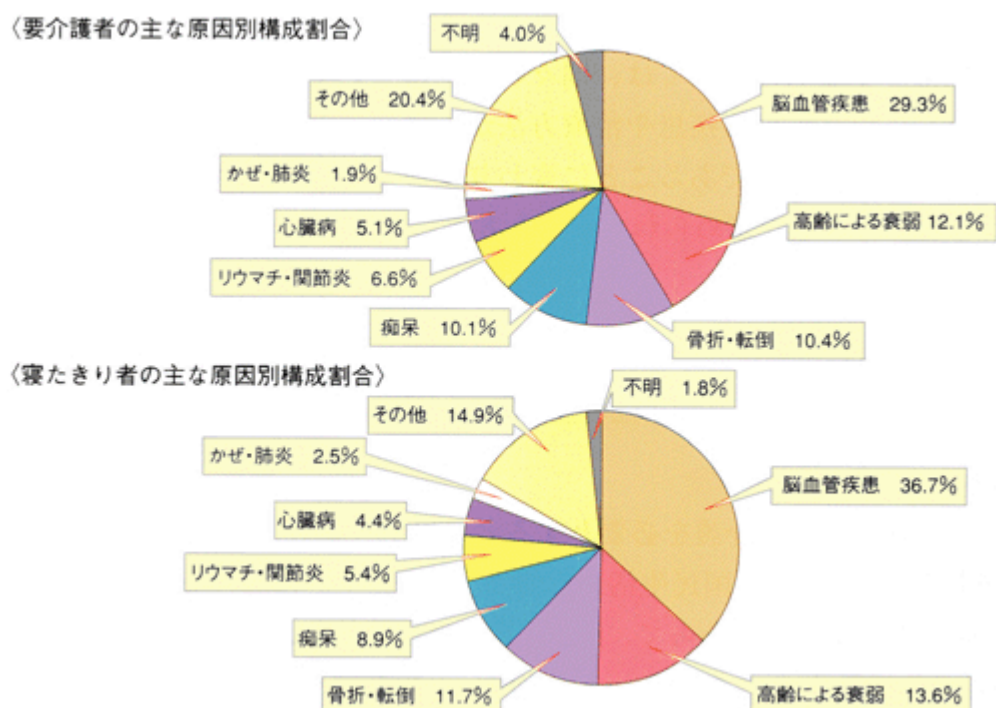
3 要介護状態の未然防止に向けて

(1) 我が国における要介護者の増加

65歳以上人口の増加に伴い、介護を必要とする者(以下「要介護者」という。)も増加することが予想されている。「国民生活基礎調査」(1998年)における我が国の要介護者(在宅の65歳以上の世帯員であって、洗面・歯磨き、着替え、食事、排せつ、入浴、歩行の6項目の日常生活動作のいずれか一つでも何らかの介助を必要とする者)についてみると、要介護者数は、約124万人と推計されており、このうち、寝たきり者数は約36万人で要介護者全体の約28.6%を占めていると推計されている。これを年齢別にみると、要介護者のうち、65歳以上の者が約100万人であり、全体の約80%を占めている。原因別にこれを見ると、「脳血管疾患」が全体の29.3%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」(12.1%)、「骨折・転倒」(10.4%)、「痴呆」(10.1%)と多くなっており、これらで全体の約半数を占めているという特徴がある。また、寝たきり者についてその要因をみてみると、要介護者の要因の内訳とほぼ同様の内訳となっている。次に、要介護期間についてみると、3年以上という長期間にわたって要介護状態である者が全体の58.2%となっており、また、寝たきり者についてもほぼ同様(51%)であり、いったん要介護状態になると、長期間にわたって要介護状態が継続することがうかがえる。

図1-1-16 「要介護者の主な原因別構成割合」と「寝たきり者の原因別構成割合」

図1-1-16 「要介護者の主な原因別構成割合」と「寝たきり者の原因別構成割合」

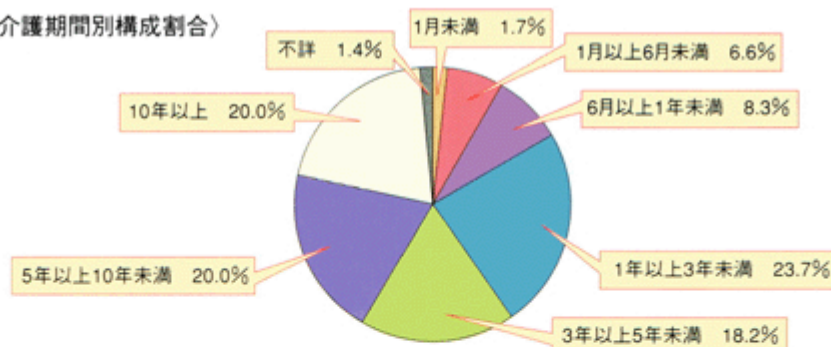


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(1998年)

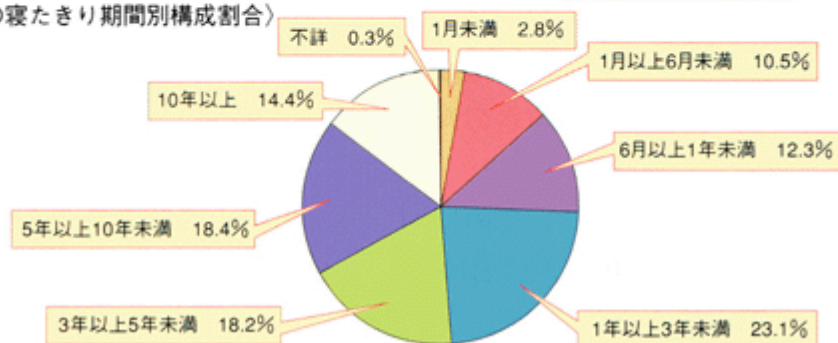
図1-1-17 「要介護者の主な要介護期間別構成割合」と「寝たきり者の寝たきり期間別構成割合」

図1-1-17 「要介護者の主な要介護期間別構成割合」と「寝たきり者の寝たきり期間別構成割合」

〈要介護者の要介護期間別構成割合〉



〈寝たきり者の寝たきり期間別構成割合〉

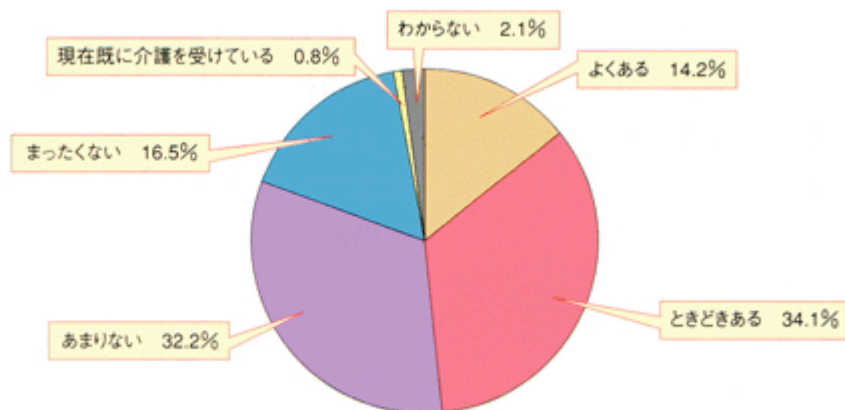


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（1998年）

このような要介護者の状況に伴い、高齢者において要介護状態になることに対する不安が広がっている。総務庁が全国の60歳以上の男女に対して行った調査(1997年)によれば、約半数の者が、介護が必要となることに対する不安が「よくある」か「ときどきある」としている。また、このような介護不安は欧米諸国に比較して、我が国の高齢者においては高い傾向があり、内閣府が日本、米国、タイ、韓国およびドイツの60歳以上の男女に対して行った国際比較調査(1996年)によれば、我が国における要介護状態になることに対する不安が「よくある」又は「ときどきある」とする者が約6割以上あり、韓国に次いで高い数字となっている。このように我が国の国民の介護不安は強く、これを払拭し、高齢期においても健康で自らの意識で自分らしい生活を送るために、高齢期における要介護状態をいかに予防していくか、また、要介護者の日常生活動作能力(Abilities of Daily Life;ADL)をいかに向上させていくかが重要な課題となっている。

図1-1-18 介護が必要な状態になる不安

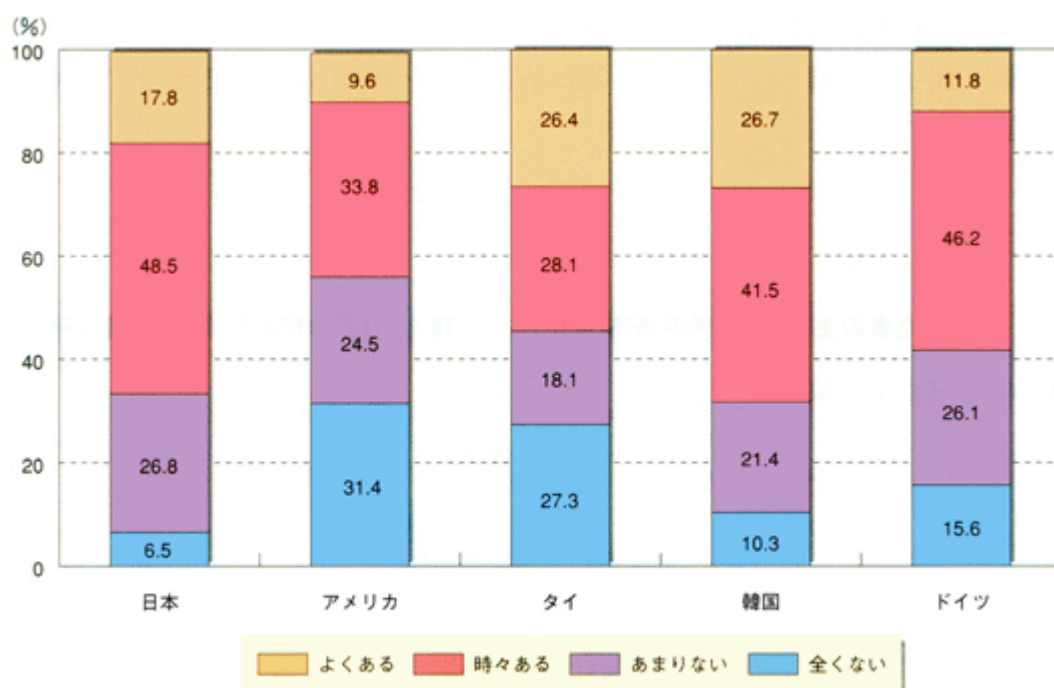
図1-1-18 介護が必要な状態になる不安



資料：総務庁「高齢者の健康に関する意識調査結果」（1997年）

図1-1-19 介護が必要になる不安(国際比較)

図1-1-19 介護が必要になる不安（国際比較）



資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査結果」（1996年）

(2) 要介護状態の予防および要介護者のADLの維持・向上

1) 要介護状態の原因となる傷病の予防

要介護状態を予防するためには、その原因となる傷病を予防することがまずは重要である。既に述べたとおり、我が国における要介護状態の原因の上位は、「高齢による衰弱」を除くと、「脳血管疾患」、「骨折・転倒」および「痴呆」であり、これらで要介護状態となる原因の約半数を占めている。

(脳血管疾患および痴呆の予防)

痴呆の原因は現在においても明確には把握されていないが、脳梗塞およびアルツハイマー病がその二大原因とされており、我が国においては脳梗塞等の脳血管疾患が原因となった痴呆が諸外国と比較すると多いとの指摘がある。また、脳血管疾患そのものも要介護状態の主要な原因となっていることから、脳

血管疾患の対策を講じていくことが重要である。また、アルツハイマー病については、現在のところ、確立した予防法や治療法は存在しておらず、いまだ研究の段階であり、今後とも研究を進めていくことが重要である。

(骨折・転倒の防止)

「患者調査」(1999年)によれば、骨折による総患者数は、約41万人である。骨折のうち、特に高齢期における大腿骨頸部骨折は治療に長い期間を要し、療養中に体力が著しく低下して寝たきりになる可能性が指摘されている。また、このような大腿部頸部骨折患者の90%以上は、転倒が原因となっているとの報告もあり、高齢期における骨折予防として、転倒しないようにすることが必要である。

転倒を予防するためには、物的環境、特に住宅内における環境整備が重要であるとの指摘がある。東京消防庁がまとめた家庭内の不慮の事故データによると、高齢者の家庭内の事故で最も多いのは転倒であり、事故の約75%を占めていることが報告されている。

また、骨折は、特に若年世代におけるカルシウム不足により、骨自体がもろくなっていることにも起因すると考えられており、現役世代からの食生活の改善に取り組んでいくことも重要である。

2)高齢者の状態に応じた適切なリハビリテーションの推進

近年、要介護状態を予防し、障害をもった場合でも更なる悪化を防ぎ、残存機能を維持・向上させるための医学的な手段として、リハビリテーションの効用が報告されている。1997(平成9)年度の厚生科学研究「脳卒中及び神経変性疾患に対するリハビリテーションとその作用機序に関する研究」によれば、慢性期脳卒中患者に対するリハビリテーションが患者のADL向上に与える有効性について報告されている。しかしながら、1998(平成10)年度の厚生科学研究「高齢者の自立に向けた介護技術・プログラムの開発に関する研究」によれば、実態は発症2年以降の脳卒中やその他の疾患において、約2～8割の患者がリハビリテーションが前置されないまま要介護状態となっているとの報告もある。リハビリテーションとそれが要介護者の身体機能の改善にもたらす効果については、我が国ではいまだ実証的な研究がなされはじめたばかりであり、今後ともその有効性について研究を行っていくことが求められている。

要介護者にとって、今ある機能を低下させないよう維持することも重要である。要介護者にとっては、今ある機能を適切に活用しないと老化による機能の低下に併せて、心身の機能を適切に使用しないこと(廃用)による機能低下があるとの報告がある。身体の機能が低下することはその個人の自信喪失やストレスの原因ともなり、そのことがさらに運動意欲の喪失につながって、余計に身体の機能低下を招くという悪循環につながる可能性もある。できる限り廃用による機能低下を防止するためにも、要介護者が残った機能で行える範囲内で、何がやりたいかを考え、それを実行していくことが重要である。また、要介護者を治療、介護する者も、例えば、早期に離床を目指すリハビリテーションの実施など、要介護者ができるだけ動けるような医療・介護を行うことが重要である。

さらに、要介護状態となっても、施設や病院ではなく、在宅で、かつ自らの住み慣れた地域で近隣の人々とともに暮らしていくことは人間本来の希望する生き方であろう。要介護状態となっても、要介護者が暮らしやすい在宅環境を整備するとともに、地域の中で生き生きと将来において安心した生活が続けられるようなまちづくりを目指すことも重要である。

このような要介護状態の予防や要介護状態におけるADLの維持・向上のための医学的なリハビリテーション含め、要介護者が住み慣れた地域で、その地域に住む人々と生き生きとした生活が送れるよう、生活に関わるあらゆる人々が実践する総合的、一貫的なリハビリテーションとして、「地域リハビリテーション」という概念が提唱されている。こうした「地域リハビリテーション」を実践していくために、関係機関の連携の下で、保健、医療、福祉をはじめとし、住宅環境も含めた要介護者が地域の在宅において生活を行っていく上で必要なサービスを提供していくことが求められている。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第1節 心身面での状況の変化

4 障害者の生活の質の向上のために

(1) 高齢化・重度化・重複化する障害

近年、総じて障害のある人の高齢化が進行しており、また、抱える障害は重度化・重複化してきているという傾向がある。

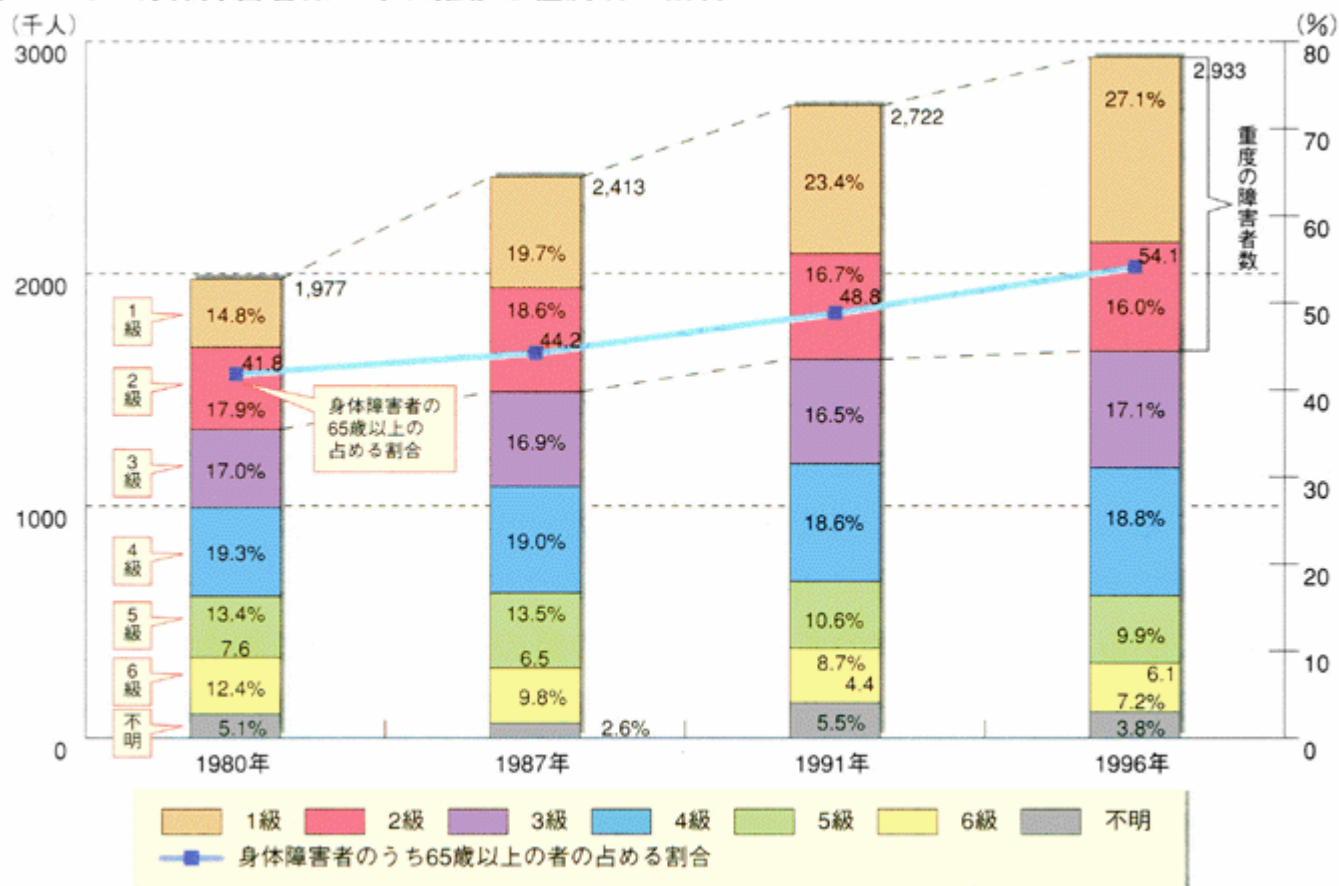
(身体障害児・者の状況)

1996(平成8)年における在宅および施設に入所している身体障害児・者は、総計で約300万人と推計されており、前回調査時である1991(平成3)年における身体障害者・児の数と比較して、約8%の増加となっている。

このうち、在宅の身体障害者・児について、その障害の種類別にみると、重複障害を抱える者は、1996年においては、約18万人(全体の約6%)と推計されており、1991年の約12万人(全体の約4%)と比較して増加傾向にある。障害の程度別には、重度の身体障害者・児の増加が顕著であり、1991年に障害程度等級の1・2級に該当する重度の障害者・児は114万人(全体の約40%)であったものが、1996年においては、身体障害児こそ5.4%減少しているものの、身体障害者は15.9%の増加であり、両者を合わせると約131万人(全体の約44%)となっている。さらに、年齢階級別には、65歳以上の高齢者で障害を有する者の全体に占める割合が増加しており、1996年と1991年を比較すると、1991年における、65歳以上の者は約133万人(全体の約50%)であったのに対し、1996年においては、約159万人(全体の約54%)となっている。

図1-1-20 身体障害者数の年次推移と程度別の割合

図1-1-20 身体障害者数の年次推移と程度別の割合



資料：厚生労働省障害保健福祉部「身体障害者実態調査」

(知的障害者・児の状況)

1995(平成7)年における在宅および施設に入所している知的障害児・者は、約41万人と推計されており、前回調査時である1990(平成2)年と比較すると、約7.2%の増加となっている。このうち、在宅の知的障害児・者について、障害の程度別にみると、「最重度」および「重度」の障害を抱える知的障害児・者が全体の4割を超えている状況がある。

(精神障害者の状況)

「患者調査」(1999年)をもとに、厚生労働省障害保健福祉部において精神障害者の状況を推計すると、調査日現在で入院している精神障害者数は約33万人、外来通院しているなどの在宅の精神障害者数が約171万人であり、合計で約204万人となっている。これを前回調査時である1996年と比較すると、約13万人(約6%)の減少となっている。

(2) 障害者の生活と質の向上

1) 障害の概念と自立

障害の概念をめぐってWHOは、1980(昭和55)年の「国際障害分類」において、次の三つのレベルの障害を示している。

・機能障害(Impairment)

心身の形態又は機能が何らかの形で損なわれている状態

・能力障害(Disability)

機能障害の結果とし生ずる活動能力の制限又は欠如

・社会的不利(Handicap)

機能障害又は能力障害によってもたらされる社会的な不利益

既にみたとおり、近年障害のある人の人数は増加し、またその障害についても重度化・重複化が進行しているが、これらは上記の概念中の「機能障害」の程度に係る指標である。しかしながら、このことは必ずしも生活の質の向上を図ることが困難な人が増加していることを意味しているわけではない。例えば、事故などにより、片足を失うという機能障害を被った人については、このような機能障害自体をなくすことは困難であるが、車いすといった代替されるものを用いることで、歩行困難という一つの活動能力の制限を取り除くことは可能である。また、車いすがどこでも利用できる環境を整備することによって、外出困難といった一つの「社会的不利」も克服していくことが可能である。このように外出ができるようになることが、コミュニケーションの範囲が広がるといった障害のある人の生活の質の向上に資する場合も考えられる。このように障害のある人にとっての生活の質の向上は、必ずしも機能障害の有無やその程度により決まるものではなく、障害のある人の生活の質の向上を図るためには、むしろ、機能障害を原因とする能力障害や社会的不利をいかに除去又は軽減し、個々人が自由な選択に基づき活動することができるようにする必要がある。

2)障害者の活動の制限の除去

(福祉用具等の活用)

福祉用具とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人、身体障害者等の日常生活上の便宜を図り、又はこれらの者の機能訓練を行うこと若しくは、障害のある部位の代替、補完をする用具のことであり、障害のある人の失われた身体機能の補完や日常生活を便利又は容易にするといった役割を果たすことが期待されている。

福祉用具については、今後の高齢化の進展により、ますますその果たすべき役割が大きくなってくものと考えられるが、価格の問題、身体に適した福祉用具が少ないといった問題、個々の身体状況に合わせるための適合技術の普及が不十分であるなどの問題が指摘されており、このような問題を克服し、いかに普及していくかが重要である。

また、急速な情報通信技術(Information Technology;IT)の発展に伴い、情報通信が日常的な生活、コミュニケーションから、就労や生涯学習までのあらゆる場面に活用されるようになってきている。こうした社会環境の情報化に伴い、障害のある人においても自由にこのような情報通信を活用し、より多くの人とのコミュニケーションを図るといったことが可能となるよう必要な支援を行っていくことが重要である。

(特殊教育・職業訓練等の実施)

障害のある人が社会に出ていく際に生ずるさまざまな制限を克服するため、自らの技能を向上させることも重要である。心身の障害等によって、通常の学級で普通の教育の仕方では十分な教育効果が期待できない児童生徒や、心身のどこかに障害があって成長した者、人生の半ばで障害を発生したいわゆる中途障害者については、それぞれ特別に用意された教育や職業上の訓練を実施し、社会活動への移行ギャップを少なくしていくことが重要である。

(障害者を取りまく環境の整備)

福祉用具や職業訓練などは、障害のある人が社会に出ていくに際して、障害のある人自身の欠如している能力を補うことを目的としているものであるが、必ずしもこれらのものだけで障害のある人の活動の制限が取り除かれるわけではない。例えば、歩行に障害を抱える人が、車いすを活用することにより障害のない人が歩行することと同様の能力を得たとしても、車いすを利用できる施設が限られているといった障害のある人を取りまく環境によっては、障害のない人に比べて活動の制限は依然として存在する場合がある。障害のある人の活動の制限を取り除くためには、このような環境の整備を行っていくことが重要である。

公共施設や建築物、交通機関、道路などにおいては、障害のある人が社会生活を行う上で障壁(バリア)と

なるものが依然として存在している。このような障壁を除去するため、まち全体のバリアフリー化を重点的に推進していくことが重要である。

近年、障害のある人が障害により制限を受けている状況を克服するためのアプローチとして、ユニバーサルデザインの考え方が提唱されている。これは、障害のある人も含め、年齢や能力に関わりなくすべての人々に対して適合する製品等をデザインすることを目標とする考え方である。この考え方を住宅、建築、公共空間の構築に適用することは障害のある人を取りまく環境の整備につながることであり、また、衣類や日用雑貨など、個人単位で使うもので、使う期間も長くないものについても、誰でも使えるユニバーサルデザインが適用されたものが現れることで、障害のある人はこれまでよりも選ぶときの選択の幅が広がることになる。

(3) 障害のある人の生活の質の向上を目指して

障害のある人の生活の質の向上のために、その活動の制限の除去又は軽減を基盤として、障害のある人が障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができる機会を提供していくことは重要である。

障害のある人がスポーツ活動を行うためには、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導者の確保など、障害者全体のスポーツの振興を図る体制の整備を行っていくことが重要である。現在、障害のある人が参加する国際競技大会として、パラリンピックや世界ろう者競技大会、車いすダンスの世界選手権などがあり、長野パラリンピック冬季大会やシドニーパラリンピックにおいては、日本人選手が目覚ましい活躍を見せたことは記憶に新しいところである。今後は、このような障害のある人の競技大会を引き続き充実していくとともに、ノーマライゼーションの精神にのっとり、障害のある人もない人もオリンピックのような同一の競技大会でともに競えるような競技種目を取り入れていくことを検討することも必要となっている。

また、障害のある人にとってのレクリエーションや文化活動は、全国各地でさまざまな活動が行われているが、近年では障害のある人によるコンサートや聴覚障害のある人も楽しめる演劇等も盛んに開催されるようになってきており、今後ともこういった活動が盛んに行われていくことが期待される。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第2節 経済面での状況の変化

1 経済情勢の変化

(厳しい最近の経済社会情勢)

我が国においては戦後、好況・不況を繰り返しながらも、経済の発展により国民生活は向上し、1987(昭和62)年には1人当たり国内総生産が20,259ドルとアメリカの19,529ドルを上回り、世界最高の水準となった。

また、総務省統計局の「貯蓄動向調査」による勤労者世帯の1世帯当たりの貯蓄現在高も上昇傾向で推移し、1999(平成11)年12月末には約1,400万円となっている。総務省統計局の「家計調査」による勤労者世帯の家計貯蓄率(平均貯蓄率)は2000(平成12)年には18.6%であり、アメリカの1.0%(2000年)、ドイツの9.4%(1999年)等と比較すると、国際的にみて我が国の貯蓄率は高い水準にある。

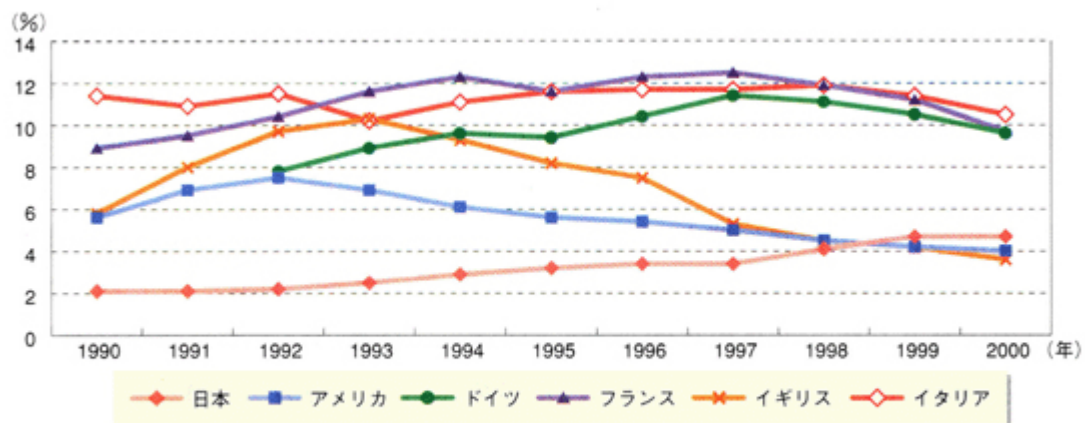
以上のように所得や貯蓄の水準が高くなっていることから、我が国個人の経済的自立は進んでいるといえる。

しかしながら、我が国の株価は1989(平成元)年末をピークに1990(平成2)年から急落し、少し遅れて地価も下落した。バブル崩壊後の日本経済は低い成長率のもと、厳しい調整局面を経験しつつ今日に至っている。

厳しい経済情勢は、個人の経済的自立に大きく関わる雇用に影響を与えている。我が国の失業率は1990年は2.1%であり、アメリカの5.6%、イギリスの5.8%、フランスの8.9%等と比較すると低い水準にあったが、その水準は1999年には日米の間で逆転し、我が国の失業率は2000年は4.7%となっている。

図1-2-1 失業率の国際比較

図1-2-1 失業率の国際比較



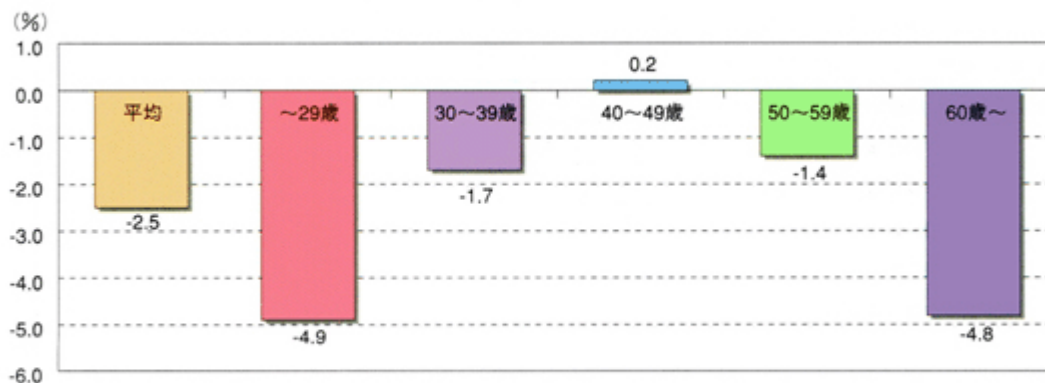
資料：総務省統計局「労働力調査」、内閣府「海外経済データ」

(注) イギリス、ドイツおよびフランスは、失業給付登録者数、職業紹介機関の登録者数、労働力調査結果等による。

また、総務省統計局の「家計調査」により2000年の勤労者世帯の家計収入(実収入)をみると、実質で前年と比較して1.5%減少しており、3年続けての減少となっている。世帯主収入について世帯主の年齢階級別に2000年の値を1995(平成7)年の値と比較すると、全平均は2.5%の減少であるが、29歳までと60歳以上の階級において、それぞれ4.9%、4.8%の大幅な減少となっている。

図1-2-2 世帯主の年齢階級別世帯主収入の実質増減率(1995年→2000年)

図1-2-2 世帯主の年齢階級別世帯主収入の実質増減率 (1995年→2000年)



資料：総務省統計局「家計調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

景気の低迷に加え、賃金における年功的要素が減少するなど個人の経済的自立には厳しい局面が到来しており、個人は自ら自己の職業生活の設計を行うことが求められはじめています。

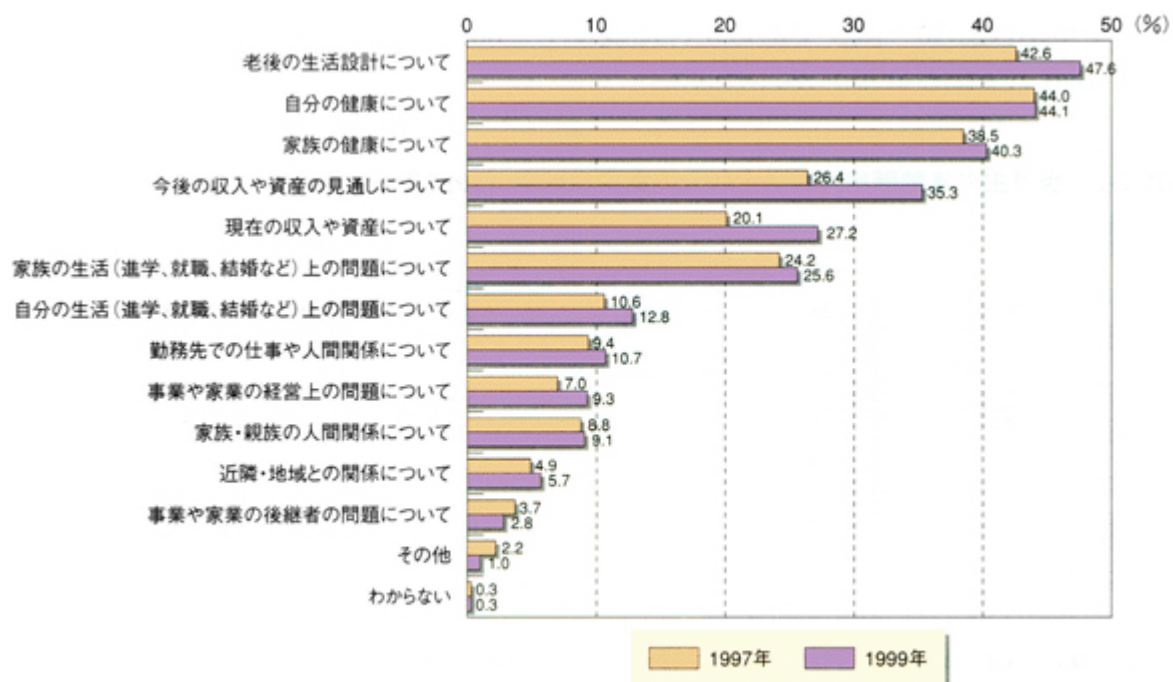
(経済的自立に関する国民の不安)

内閣府の「国民生活に関する世論調査」(1999年)によると、人は何のために働くことが大切だと思うかという問いに対して「お金を得るために働く」と答えた者の割合は33.7%と、「生きがいを見つけるために働く」の35.3%と並んで、高い値を示している。

しかしながら、雇用情勢は厳しい状況が続いており、国民は自己の将来の経済的安定に、少なからぬ不安を抱くようになってきている。また、日常生活で抱えている悩みや不安の内容として「老後の生活設計について」「今後の収入や資産の見通しについて」「現在の収入や資産について」をあげた者の割合は、1997(平成9)年の調査と比較して、それぞれ42.6%から47.6%に、26.4%から35.3%に、20.1%から27.2%に、上昇している。また、内閣府の「国民生活選好度調査」(1999年)によれば、人々が生活の上で重要視している領域としては「収入と消費生活」が21.4%と、「医療と保健」の34.4%に次いで高くなっており、また「勤労生活」は1990年の6.1%から1999年には11.0%と大きく高まっている。

図1-2-3 日常生活で抱えている悩みや不安の内容

図1-2-3 日常生活で抱えている悩みや不安の内容



資料：内閣府「国民生活に関する世論調査」

(注) 1. 「悩みや不安を感じている」と答えた者に、具体的内容をきいたもの

2. 複数回答

家計収入の減少等を背景として、生活への満足感は低下している。同調査によると、生活全般について満足している人の割合は、40歳代より若い世代では4割程度に止まり、かつ、低下傾向にある。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第2節 経済面での状況の変化

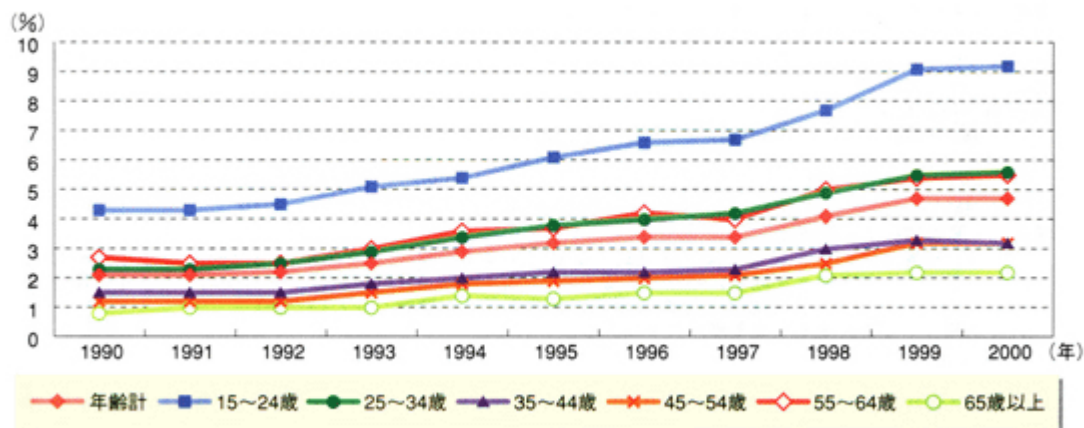
2 労働者の働く環境

(特に若年層、高年層において厳しい雇用失業情勢)

昨今の経済情勢は、個人の経済的自立に影を投げかけている。完全失業率は、1990年代に入り上昇基調で推移している。2000(平成12)年の値を年齢階級別にみると、35～44歳、45～54歳ではともに3.2%で平均より低いのに対し、15～24歳、25～34歳、55～64歳といった若年層、高年層では、それぞれ9.2%、5.6%、5.5%と高くなっている。また、男女別にみると、男性は4.9%、女性は4.5%となっている。

図1-2-4 年齢階級別完全失業率の推移

図1-2-4 年齢階級別完全失業率の推移



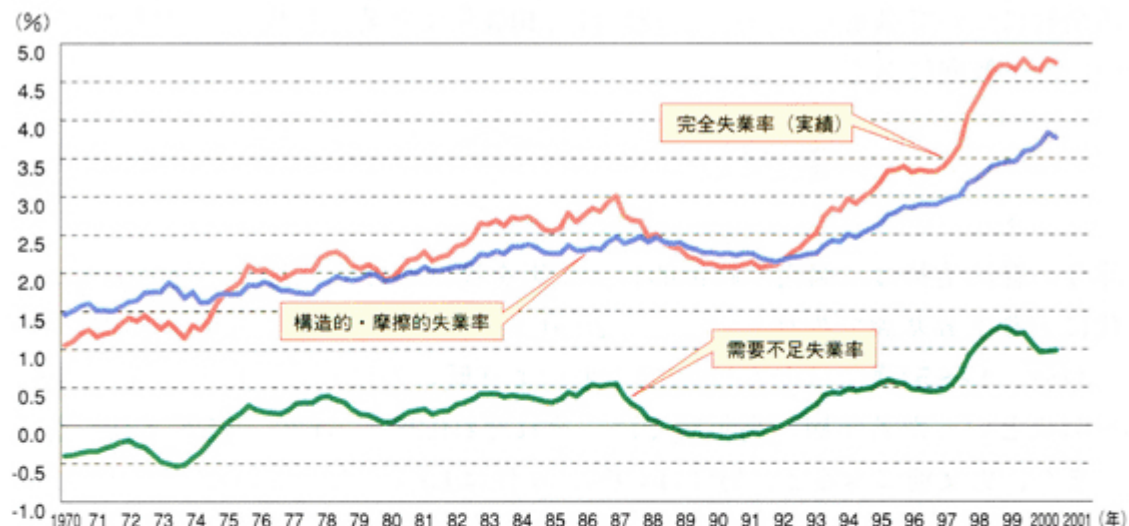
資料：総務省統計局「労働力調査」

求職者に対する求人の割合を示す有効求人倍率は1993(平成5)年には1倍を割り込み、2000年は前年を上回ったものの0.59倍と、厳しい状況が続いている。年齢別に有効求人倍率をみると、60～64歳が0.07倍であるなど特に高年層が低い値を示しており、求職者が求人を大きく超過している状況にある。

以上みてきた雇用失業情勢の動向は、景気循環的な要因のみならず、経済・産業構造の変化や、労働力人口が高齢化する中での年齢間ミスマッチの拡大、労働者の意識変化、就業形態の多様化といったさまざまな構造的・摩擦的な要因によっても影響を受ける。厚生労働省の推計によると、構造的・摩擦的な要因による失業は1980年代後半から1990年代初めにかけて低下し、1992(平成4)年には2.1～2.2%程度であったが、その後は上昇傾向にあり、2000年には3%台後半で推移している。

図1-2-5 構造的・摩擦的失業率、需要不足失業率の推移

図1-2-5 構造的・摩擦的失業率、需要不足失業率の推移



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査」より厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室作成

(注) 1. 需要不足失業率＝完全失業率－構造的・摩擦的失業率で算出。

2. UV曲線 ($\ln(u) = \alpha + \beta \cdot \ln(v)$) u ：雇用失業率、 v ：欠員率の推計は、構造変化の状況を検討し、安定的な形状が得られると考えられる期間を特定した。また、誤差項の系列相関を考慮し、実際の推計は一般化最小二乗法により行った。

3. UV曲線の推計結果

推計期間	α (t値)	β (t値)	R^2	S.E.	D.W.
①1967 I～75 IV	1.355 (10.57)	-0.544 (-5.29)	0.58	0.06	1.98
②1983 I～89 IV	1.707 (22.21)	-0.511 (-6.27)	0.89	0.03	1.92
③1990 I～93 IV	1.471 (14.46)	-0.410 (-4.24)	0.87	0.02	1.19

4. 構造的・摩擦的失業率の算出

上記推計結果を用いて、次式により構造的・摩擦的失業率を算出（1976年1～3月期～1982年10～12月期の β については、①と②の β を期間に応じて加重平均。1994年1～3月期以降は、③で使用した β を使用（2001年1～3月期時点において、UV曲線が安定的な関係にあるかどうか特定しがたいため））。

u と v が等しくなる失業率（均衡雇用失業率）を u^* として、

$$\ln(u^*) = \frac{\ln(u) - \beta \cdot \ln(v)}{1 - \beta}$$

均衡失業者数を U とすると、雇用者数（ EE ）、就業者数（ E ）より、就業者ベースに換算した構造的・摩擦的失業率（均衡失業率） u^{**} は、

$$U = \frac{EE}{100 - u^*} \times u^* \quad u^{**} = \frac{U}{E + U} \times 100 (\%)$$

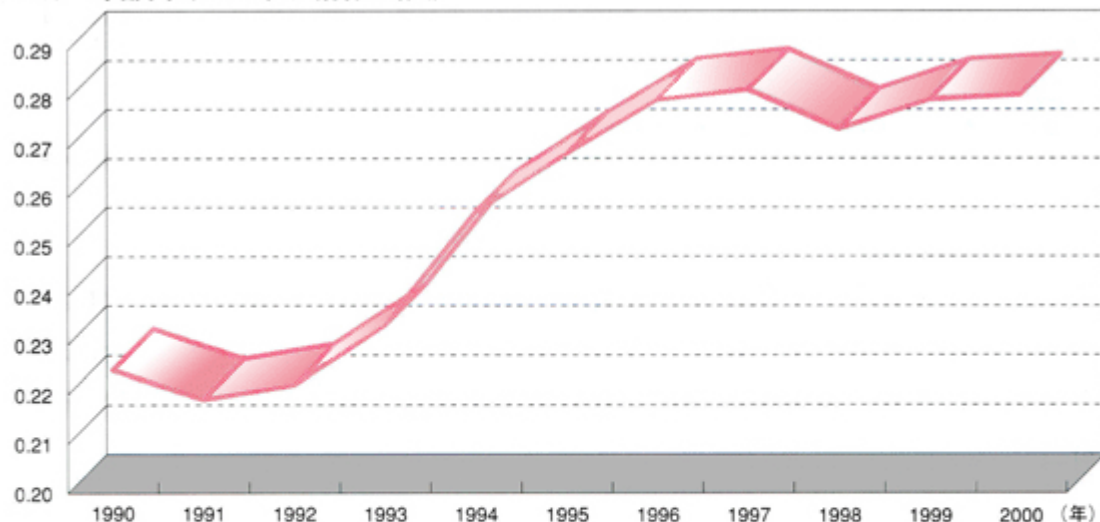
(経済・産業構造の変化に伴う雇用の動向)

我が国の経済・産業構造は、情報化、経済のグローバル化等によって大きく転換しつつある。これに伴い、企業が労働者に求める職業能力が高度化、専門化していくなど職業構造が変化することが見込まれる。また、産業立地条件の変化や市場競争の激化に伴う企業間格差の拡大などにより、労働力の需給ミスマッチが一層大きくなるおそれがある。

職業安定業務統計を用いて年齢間のミスマッチ指標を試算すると、1990年代前半は拡大傾向にあり、その後高い水準で推移していることがわかる。

図1-2-6 年齢間ミスマッチ指標の推移

図1-2-6 年齢間ミスマッチ指標の推移



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(注) 1. 年齢間ミスマッチ指数とは、年齢階級ごとの求職、求人の差を足しあわせた指標であり、この指標が大きくなるほど年齢間の労働力需給ミスマッチが拡大していることとなる。

2. 計算式は以下のとおり

$$\text{年齢間ミスマッチ指数} = 1/2 \sum |U_i/U - V_i/V|$$

U_i …年齢区分*i*の求職者数、 U …求職者総数

V_i …年齢区分*i*の求人数、 V …求人総数

3. 年齢は5歳階級区分（両端は19歳以下および65歳以上）

一方、年功賃金等を主な特徴とするいわゆる「日本型雇用慣行」の変容に伴い、労働市場は大きく変化しつつある。この変化の大きさや速度によっては、やむを得ず失業せざるを得ない者が増加することが懸念される。

労働移動が円滑に行われなければ、失業率が高止まりすることが予想され、そのような事態が生じれば、労働者にとっての経済的自立が阻害されるおそれがある。このため、失業なき労働移動や年齢間のミスマッチの解消等により、円滑な再就職が実現できるようにすることが重要である。さらに、労働移動の増加に伴い、労働者も入職後において、主体的に自己の能力開発を行っていくことが従来以上に必要となってくる。

(失業の質的側面)

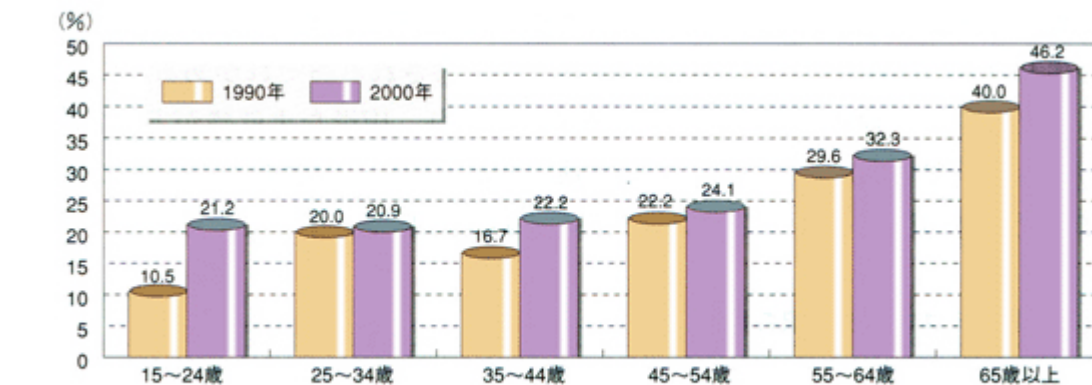
同じ失業率であったとしても非自発的な失業の割合が高い方が、個人の経済的な状況は深刻である可能性は高い。経済的自立に関連して失業の状況についてみる場合には、失業の量的側面のみならず、質的側面をもみておく必要がある。

〔失業期間〕

1年以上の長期にわたる失業者の割合を年齢階級別にみると、55歳以上について高い値を示しており、求人面において年齢制限の壁により失業期間が長期化していることがうかがわれる。また、これまで割合の低かった若年層においても高くなってきている。

図1-2-7 年齢階級別失業期間1年以上の割合

図1-2-7 年齢階級別失業期間1年以上の割合



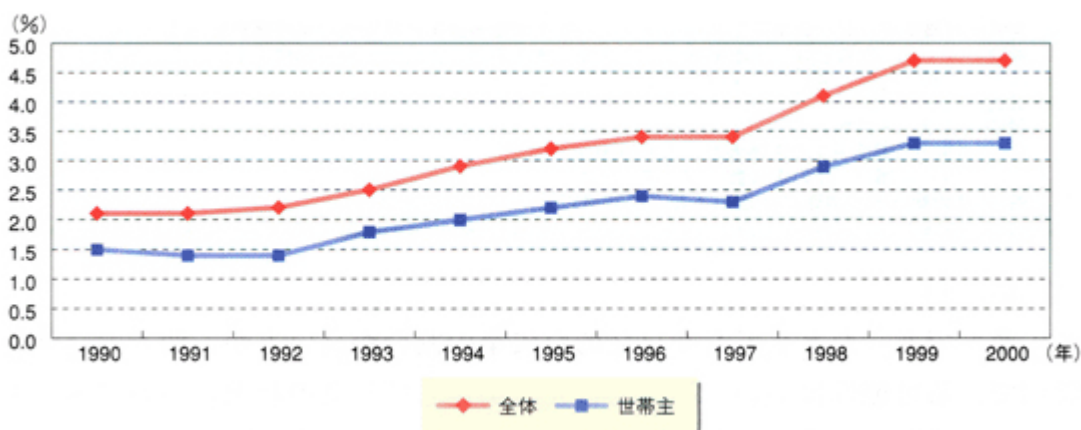
資料：総務省統計局「労働力調査特別調査」
 (注) 完全失業者のうち失業期間1年以上の者の割合

〔世帯主失業の状況〕

世帯主の完全失業率を全体の完全失業率と比較してみると、世帯主は全体より低い値を示している。とはいえ、経年でみると世帯主の完全失業率は全体の完全失業率と同様上昇傾向にあり、世帯主についても雇用失業情勢が厳しくなっていることがわかる。

図1-2-8 世帯主の完全失業率

図1-2-8 世帯主の完全失業率



資料：総務省統計局「労働力調査」

〔非自発的離職者の状況〕

非自発的な離職による失業者と自発的な離職による失業者の割合の推移をみると、非自発的失業者の割合が1992年の22.5%から2000年には31.9%と相対的に高まっている状況にある一方で、自発的失業者の割合は1992年の43.0%から2000年には34.1%となっている。年齢階級別に、非自発的な離職による失業者と自発的な離職による失業者とがどの程度の割合で存在するかみると、若年層においては自発的失業者の方が多いのに対し、高年層では非自発的失業者の方が多くなっている。高年層ではもちろん定年退職による失業もあるが、リストラや倒産・廃業による失業が多いことが示唆される。

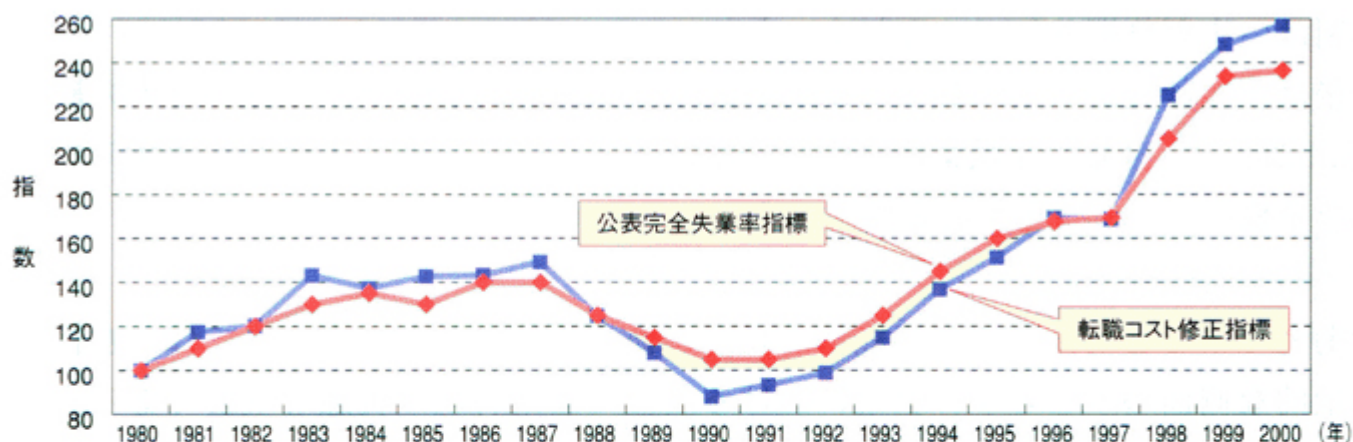
〔失業して再就職する場合にかかるコスト〕

失業して再就職するに当たり、失業前に比べ賃金がかかることを失業に伴うコストとして捉えることもできる。ここでは、そのコストを、男女別年齢階級別に平均所定内給与額と勤続0年の場合の所定内給与額との差を用いて算出した「転職コスト修正指標」によってみることにしよう。これによると、近年は完全失業率の上昇と歩調を合わせるかのように上昇してきており、この指標をみる限りは、失業に伴う

コストは高まっていることがわかる。

図1-2-9 転職コスト修正指標の推移(1980年=100)

図1-2-9 転職コスト修正指標の推移 (1980年=100)



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」、総務省統計局「労働力調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(注) 1. 転職コスト修正指標とは、男女別年齢階層別に平均所定内給与額と勤続0年の場合の所定内給与額との差を算出し、各階層ごとの労働力人口によってウェイトづけしたものであり、この指標が大きくなるほど転職に要するコストが高くなる。

2. 転職コスト修正指標、公表完全失業率とも1980=100とした指数で示した。

3. 転職コスト修正指標の計算式は以下のとおり

$$\text{転職コスト修正指標} = \frac{\sum (w_i - w_{i0}) L_i}{\sum ((w_i - w_{i0}) L_i) \times ((w_i - w_{i0}) / w_i) / ((w_{i0} - w_{i0}^0) / w_i) \times U_i / L_i}$$

U_i …階層*i*の失業者数(階層*i*は、男女別かつ年齢5歳階級別とした)

L_i …階層*i*の労働力人口

w_i …階層*i*の労働者の平均所定内給与額

w_{i0} …階層*i*の労働者の勤続0年の所定内給与額

w_{i0}^0 …1980年における階層*i*の労働者の平均所定内給与額

w_{i0}^0 …1980年における階層*i*の労働者の勤続0年の所定内給与額

上式は大橋勇雄「失業の深刻度とジョブリサーチ理論」『日本労働協会雑誌』(1986年12月)による。

(自ら経済的自立を目指す労働者)

個人をとりまく経済的な環境について厳しさが増してきている一方で、産業構造の変化等に伴い労働市場の変化が見込まれる中、経済環境等によっては、離職を余儀なくされる労働者が増大するおそれがある。このため、個人が経済的な自立を図り職業生活の全期間を通じた職業の安定を確保するためにも、職業生活の節目ごとに労働者個人が職業生活設計を考え、それに即した自発的な職業能力開発(キャリア形成)を行っていくことが重要である。(株)三和総合研究所の「職業能力に関するアンケート調査」(2000年)によれば、職業生活の設計をこれまで以上に自分自身で考えたいと思うか、という問いに対して、「そう思う」と「ややそう思う」と答えた労働者の割合は合わせて全体の76.9%を占め、「あまりそう思わない」「そう思わない」の21.9%を大きく上回っている。(株)富士総合研究所の「能力開発等の活動に取り組むための長期休暇制度の導入促進に向けた調査研究」(2000年)によって今後の職業生活について考えている程度をみても、「〇年後にこれをする」という形で具体的に考えている個人は全体の8.7%と少ないが、「何年後とまでは決めていないが漠然と考えている」は49.2%を占めている。

職業生活の設計が今後必要であると考えている労働者は多いが、前出の三和総合研究所の調査によると、労働者が社内でキャリアの相談やアドバイスをどの程度受けることができるかという問いに対して、「十分受けることができる」「ある程度受けることができる」と答えた者の割合は合わせて34.3%に過ぎず、キャリア形成のための支援体制はいまだ整備されていない。

今後は、相談援助や情報提供の実施、適正な職業能力評価等、労働者個人の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発(キャリア形成)に係る主体的な取組みを育む体制を整備していくことが必要であろう。

労働者の中でも女性について経済的自立に係る状況をみるに当たっては、女性雇用者の量的な側面のみならず、企業における女性の雇用管理の実態も重要である。企業における女性の雇用管理の状況を(財)21世紀職業財団の「大卒者の採用状況及び総合職女性の就業実態調査」(2000年)によってみると、女性又は男性のみの募集・採用方針を見直し、男女不問とした企業の割合は、従来から実施している企業を含め95.0%となっており、企業における女性の雇用管理については均等取扱いが進展している。しかしながら、昇進の状況について、「女性雇用管理基本調査」(2000年)により管理職に占める女性割合の推移をみると、部長、課長、係長ともに近年増加傾向にあるものの、部長では1.6%、課長では2.6%、係長では7.7%と依然として低い状況にある。また、(財)21世紀職業財団の「新規大卒者の就職活動等実態調査」(2000年)によると、就職活動中に「面接の時「結婚や出産しても働き続けますか」ということを女性にだけ質問していた」が31.5%、「男女で募集人員が異なっていた」が27.5%、「女性には会社案内を送付しない企業があった」が25.9%、「「男性のみ」あるいは「女性のみ」を募集していた」が21.5%となっており、実態としては差別がまだ残っていることが考えられる。

女性が就労をあきらめることにつながりかねない就労に係る男女差別的取扱いを、実態としてもなくしていくとともに、男女労働者間の事実上の格差の解消を目指し、ポジティブ・アクションを積極的に推進していくことが重要である。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第2節 経済面での状況の変化

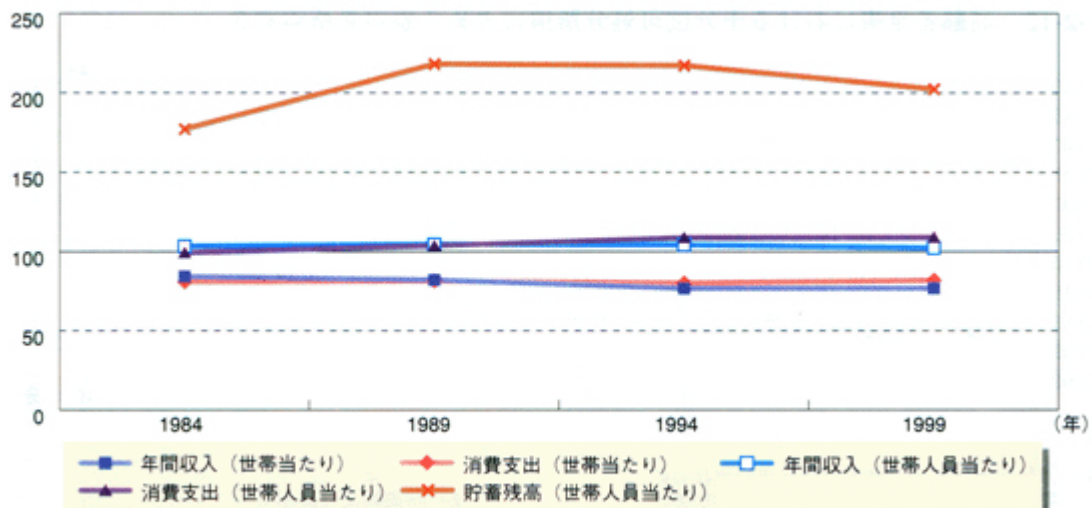
3 高齢者の経済的な状況

(高齢者の経済的な状況の多様性)

急速な高齢化の中、高齢者の経済的自立は今後ますます大きな課題になってきている。高齢者の経済的な状況について、ここでは、総務省統計局の「全国消費実態調査」により、全世帯の平均水準を100とした場合、世帯主が65歳以上の世帯の年間収入が世帯当たり、世帯人員当たりでどの程度になるかみてみると、世帯当たりでは76.95であるが、世帯構成員数が少ないことから、世帯人数当たりでは102.48となっており、平均的には高齢者は現役世代と大きな差のない収入があるものと考えられる。また、総務省の「貯蓄動向調査」によって世帯主の年齢別に貯蓄現在高をみると、65歳以上は2,739.4万円と50～54歳の1,574.9万円の2倍近い値を示している。

図1-2-10 高齢者の経済的状況

図1-2-10 高齢者の経済的状況



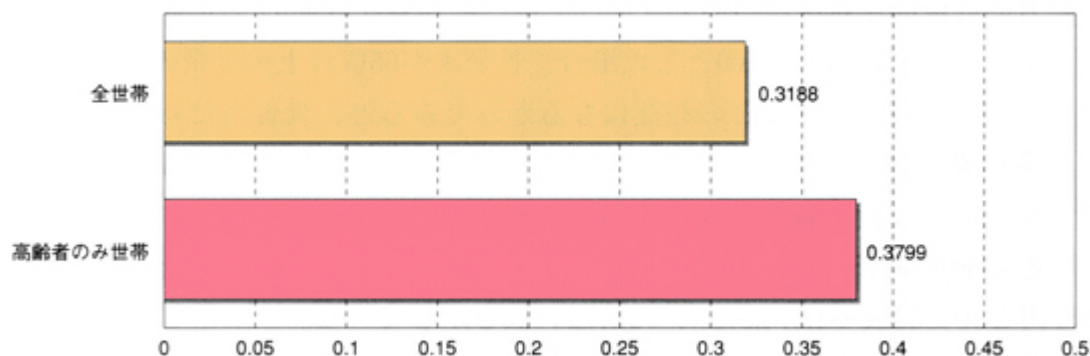
資料：総務省統計局「全国消費実態調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室算出
 (注) 全世帯平均を100とした場合の世帯主が65歳以上の世帯の指数

このように、平均値でみる限り高齢者の経済力は現役世代と遜色ない水準にある、ということができる。

一方、個々の高齢者の経済的な状況はさまざまであると考えられ、高齢者の経済状況を把握するためには、高齢者の所得のばらつきがどのようになっているかについてもみる必要がある。2000(平成12)年度厚生科学研究の「日本の所得格差の現状と評価に関する研究」をみると、ジニ係数は全世帯では0.3188であるのに対し、高齢者のみ世帯では0.3799と高くなっており、高齢者世帯ではその所得のばらつきは大きいことが読みとれる。高齢者の場合、高所得者層ほど所得に占める雇用者所得の割合が高いことから、稼得所得の大きさが所得格差を生みだしている一つの要因となっているものと考えられる。

図1-2-11 可処分所得のジニ係数

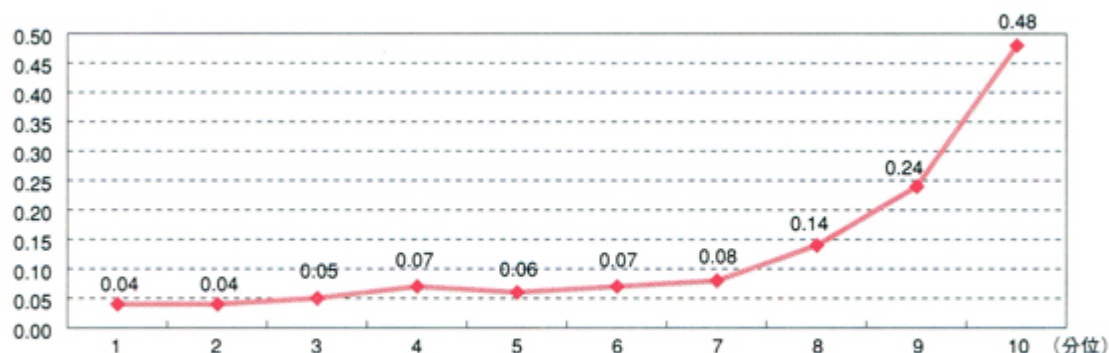
図1-2-11 可処分所得のジニ係数



資料：厚生科学研究「日本の所得格差の現状と評価に関する研究」（2000年度）
 (注) 厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（1998年）所得票より算出

図1-2-12 高齢者世帯における十分位可処分所得に占める雇用者所得割合

図1-2-12 高齢者世帯における十分位可処分所得に占める雇用者所得割合



資料：厚生科学研究「日本の所得格差の現状と評価に関する研究」（2000年度）
 (注) 厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（1998年）所得票より算出

(高齢者の「親子同居」に影響を与えている要因)

高齢者の経済的な状況に関しては、高齢者が子ども夫婦と同居している場合、同居している者が高齢者を経済的に支えていることも考えられることから、同居要因についても考えていく必要がある。

内閣府の「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(1996年)をみると、アメリカ、ドイツと比べ我が国における高齢者と子どもとの同居率は、子どもの未婚、既婚を問わず高い状況にある。しかしながら、「国民生活基礎調査」によって高齢者が子どもと同居しているか否かについて経年変化をみると、その割合は減少傾向にある。内訳をみると、配偶者のいない子と同居している高齢者の割合は横ばい傾向で推移する一方、子ども夫婦と同居する高齢者の割合は低下している。

図1-2-13 高齢者の子との同居状況の国際比較

図1-2-13 高齢者の子との同居状況の国際比較

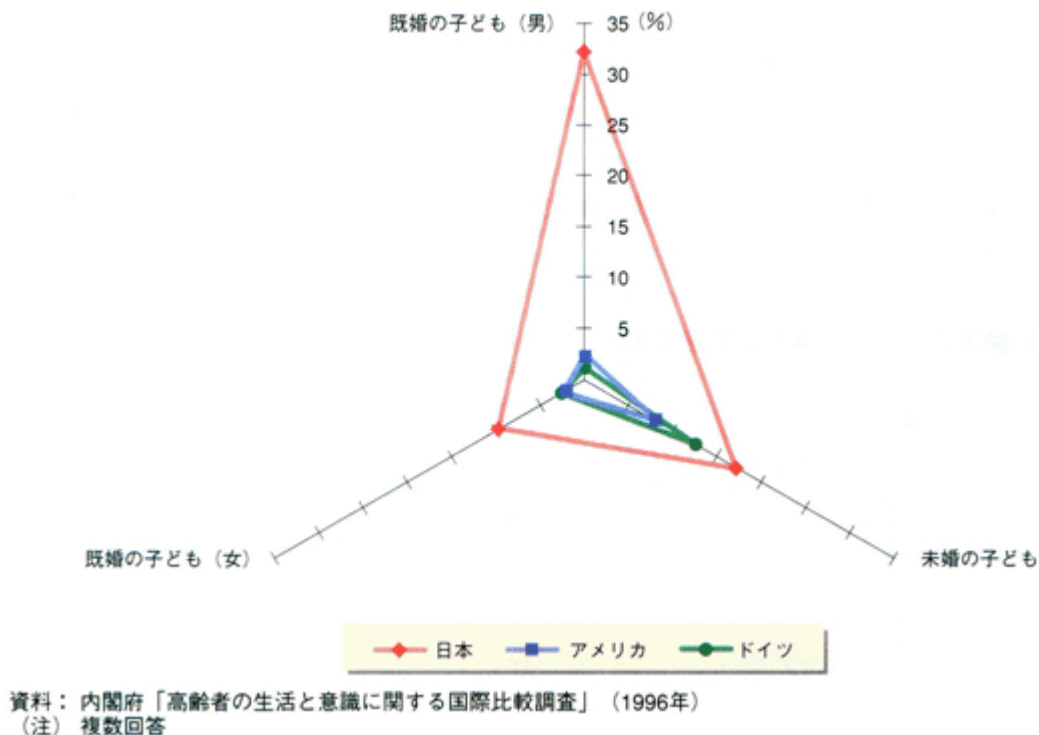
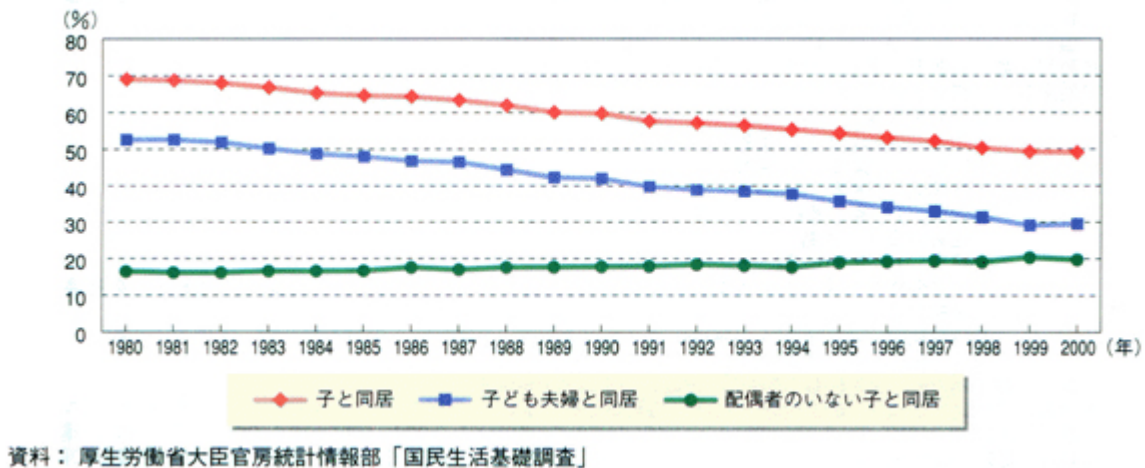


図1-2-14 家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合

図1-2-14 家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合



今後、「親子同居」はどうなっていくのか考察するために、「国民生活基礎調査」（1998年）の個票データを使用して、60歳以上の高齢者が子ども夫婦と同居するか否かについて、どのような要因が影響するのかをロジスティック分析によりみることにする。なお、子どもは結婚するまでの間は、親と同居することが一般的であると考えられることにかんがみ、ここでは高齢者が子ども夫婦と同居しているかどうかに着目することにする。

図1-2-15 高齢者の子ども夫婦との同居要因

図1-2-15 高齢者の子ども夫婦との同居要因

変数	同居への影響
農業世帯（該当）	+
自営業世帯（該当）	+
年齢（高い）	+
性別（女性）	-
配偶者（無）	+
介護（要）	+
住宅の広さ（広い）	+
持家（有）	+
社会保障給付金（高い）	-
稼得所得（高い）	-
その他の所得（高い）	-

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（1998年）よりロジスティック分析により厚生労働省政策統括官付政策評価官室推計

（注）ロジスティック分析とは、被説明変数が不連続である場合に行うものであり、同居確率を $P(Y=1)$ 、各要因を $x_1, x_2, \dots, x_i$ とすると $P(Y=1) = F(\beta_0 + \beta_1 x_1 + \beta_2 x_2 + \dots + \beta_i x_i)$ となる。

（但し $F(x_i) = \ln(P/(1-P))$ 、 $\beta_0, \beta_1, \beta_2, \beta_i$ は定数）

被説明変数：高齢者の子ども世帯との同居 1=同居、0=別居

説明変数：①農業世帯 1=yes、0=no

②自営業世帯 1=yes、0=no

③年齢 高齢者本人の年齢

④性別 1=女性、0=男性

⑤配偶者 1=無、0=有

⑥介護 1=要介護者、0=介護を必要としない者

⑦住居の広さ（畳数）

⑧持家 1=有、0=無

⑨社会保障給付金 高齢者本人の社会保障給付金（公的年金・恩給+公的年金・恩給以外の社会保障給付金）

⑩稼得所得 高齢者本人の稼得所得（雇用者所得+事業所得+農林畜産所得+家内労働所得）

⑪その他の所得 高齢者本人のその他の所得（家賃・地代の所得+利子・配当金）

サンプル数：21796、決定係数：0.412、係数はいずれも1%水準で有意

各係数の具体的な数値は、農業世帯：0.607、自営業世帯：0.451、年齢：0.072、性別：-0.154、配偶者：0.745、介護：0.305、住宅の広さ：0.055、持家：0.842、社会保障給付金：-0.004、稼得所得：-0.001、その他の所得：-0.001、定数：-9.009となっている。ただし、本推計では推計した係数の絶対値の大小から単純に各変数の同居に対する影響度が測れるわけではない。

分析結果をみると、高齢者の属する世帯が農業世帯、自営業世帯である場合に同居率は高まる。また、高齢者の年齢が高く、要介護状態にあり、配偶者がいない場合の方が、さらに、持家に居住している方が同居率が高まる。高齢者個人の所得水準も同居するか否かに影響を与えており、社会保障給付金でみてもその他の所得でみても、所得が低くなるほど同居に傾く。

この分析結果をみる限り、高齢者は経済的に困らないようにするために「親子同居」を行う傾向があることが示唆される。

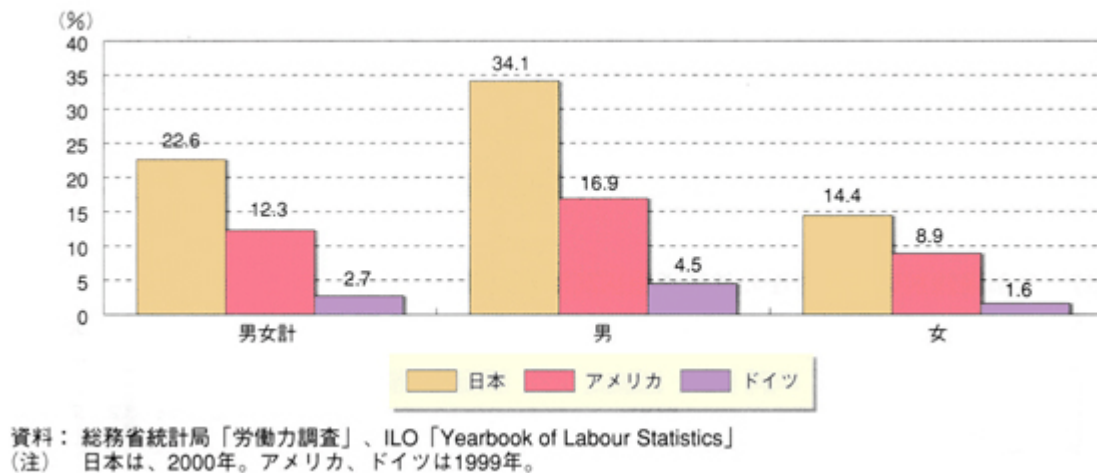
（高齢者の高い就業意欲）

高齢者の所得の内訳をみると、全体の7割の者にとって、所得の半分以上を公的年金等が占めるなど、公的年金制度は老後生活を支える柱として大きな役割を果たしている。また、公的年金と並んで雇用者所得等の稼得所得も大きくなっており、特に所得階層の高い層においては大きな割合を占めている。高齢者は就業によって経済的に豊かになっている面があることがうかがわれる。

65歳以上の者の労働力率を国際比較すると、アメリカが12.3%、ドイツが2.7%であるのに対し我が国は22.6%であり、男女別にみてもアメリカ、ドイツより高い水準にある。我が国の高齢者は国際的にみて就業意欲が高い。

図1-2-16 65歳以上の者の労働力率の国際比較

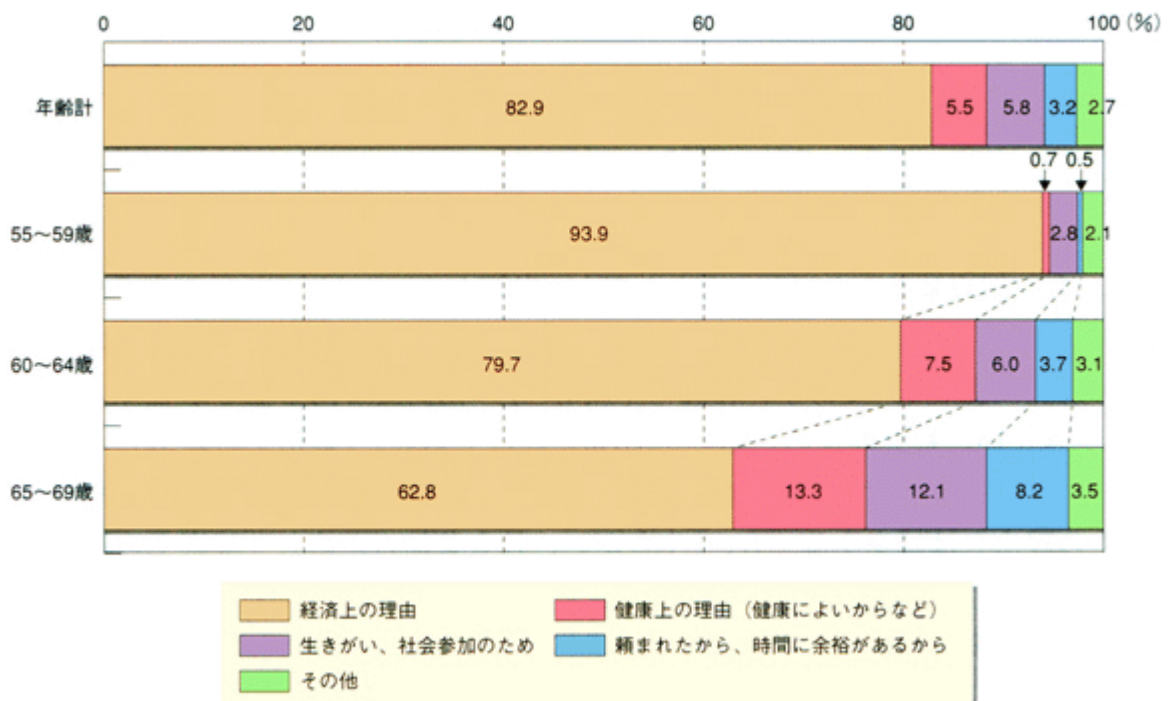
図1-2-16 65歳以上の者の労働力率の国際比較



次に、我が国高齢者が主にどのような理由で就業しているのかについて、「高年齢者就業実態調査」(1996年)をみると、男性について最も多い割合を占めているのは「経済上の理由」(82.9%)であり、1992(平成4)年の同調査と同じ値を示している。次いで「生きがい、社会参加のため」が5.8%となっており、「経済上の理由」に比べて少なくなっている。また、年齢階級ごとにみると、年齢階級が高くなるにしたがって「経済上の理由」は減少する一方、「生きがい、社会参加のため」、「健康上の理由」が増加しており、55～59歳においては「健康上の理由」が0.7%、「生きがい、社会参加のため」が2.8%であるのに対し、65～69歳においてはそれぞれ13.3%、12.1%となっている。

図1-2-17 年齢階級別にみた男性の就業理由別高年齢就業者の割合

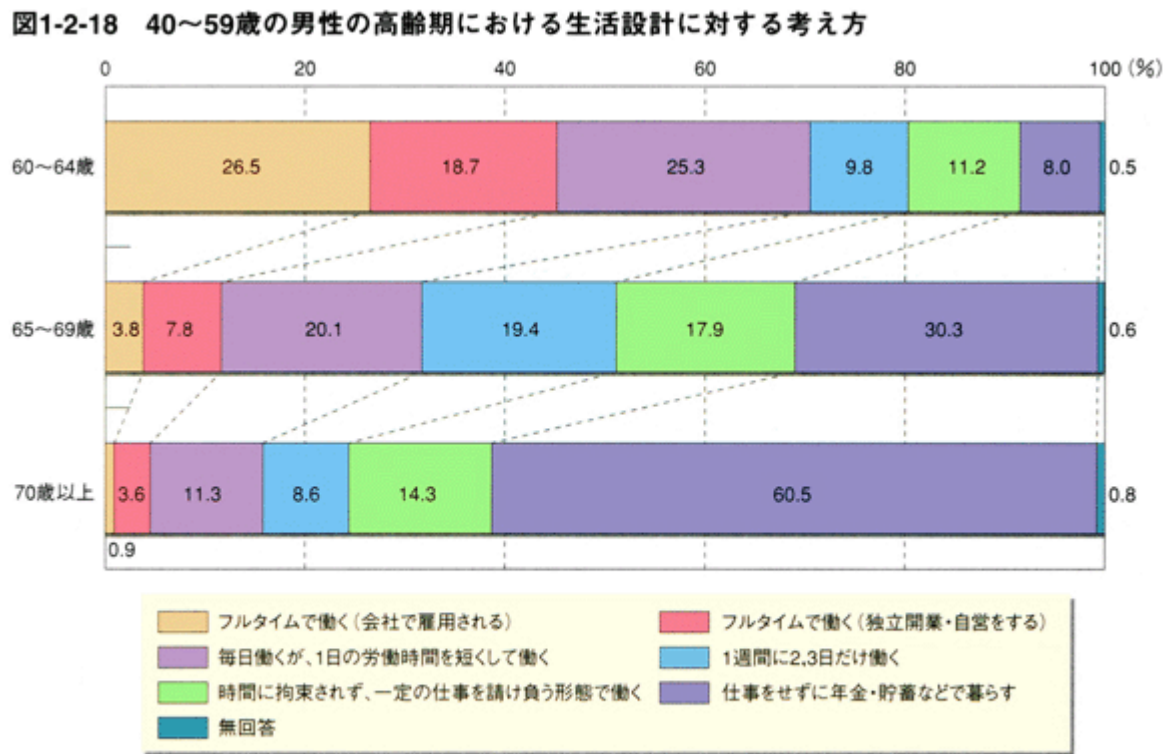
図1-2-17 年齢階級別にみた男性の就業理由別高年齢就業者の割合



また、これから高齢期に入ろうとする労働者が、就業や高齢期の生活設計に関してどのような考え方を持っているのかについて、日本労働研究機構の「中高年の働き方と生活設計に関する調査」(1996年)をみると、現在40～59歳の中高年齢者(男性)の91.5%が60歳代前半の生活設計に関して何らかの形で働くことを想定しており、仕事をせずに年金・貯蓄などで暮らすとする者の割合は8.0%に過ぎない。70歳以上の生活設計では仕事をしないとする者の割合は60.5%と高まるが、それでも約4割が就労を希望してい

る。また、総務庁の「中高年層の高齢化問題に関する意識調査」(1997年)によると、40～59歳の約8割が少なくとも65歳くらいまでは働きたい、又は年齢にこだわらず元気ならいつまでも働く方がよいと考えており、60歳以上では約9割に上る。

図1-2-18 40～59歳の男性の高齢期における生活設計に対する考え方



資料：日本労働研究機構「中高年の働き方と生活設計に関する調査」(1996年)

我が国においては多くの高齢者が経済的に困らないようにするために働いているが、年齢階級が高まると健康や生きがいのために働く傾向が強まること、および就業によって自らの高齢期の生活を設計していく意欲は今後も高いことが示唆される。

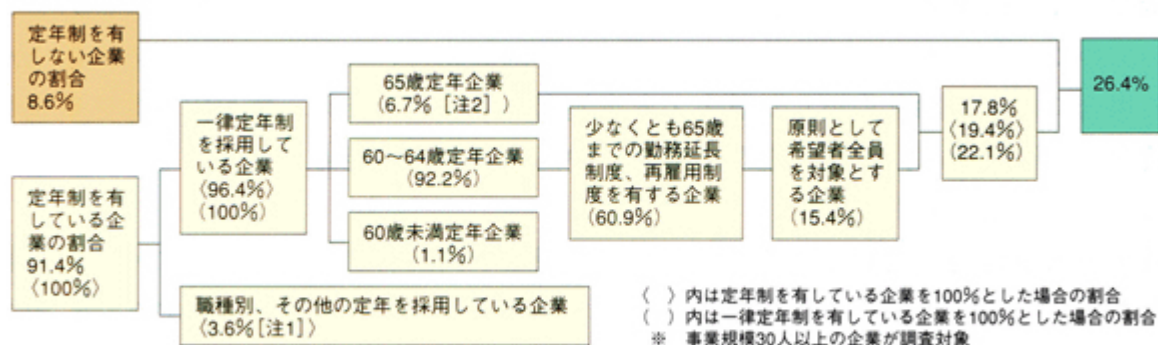
なお、公的年金の受給額も高齢者の就業意欲に影響を与えるが、一般的には他の条件が一定であれば、公的年金受給額が増加(減少)するほど就業率は低下(増加)するものと考えられる。老齢厚生年金の支給開始年齢については、定額部分に関しては2001(平成13)年から2013(平成25)年にかけて、報酬比例部分に関しては2013年から2025(平成37)年にかけて段階的に引き上げられる(いずれも女性は5年遅れ)が、こうした引上げが、60～64歳の高齢者の就労行動に影響を与えることも考えられる。

(厳しい高齢者の就業)

我が国では高齢期における就業意欲は高いが、前述したように2000(平成12)年における60～64歳の有効求人倍率は0.07倍となるなど、高齢者雇用は依然として厳しい状況にある。また、現在会社に在籍している労働者が何歳まで働けるかみてみると、希望者全員が65歳まで雇用される企業の割合は、2001年現在で26.4%となっている。

図1-2-19 65歳までの雇用を確保する企業割合

図1-2-19 65歳までの雇用を確保する企業割合



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「雇用管理調査」（2001年）より職業安定局高齢・障害者雇用対策部作成

(注) 1. 職種別その他の定年を採用している企業についても、65歳までの雇用を確保する企業が若干存在する。

2. 65歳を超える定年企業も若干存在する。

なお、勤務延長後、再雇用後に処遇がどのように変化するかを「雇用管理調査」（2000年）によってみると、仕事の内容については「勤務延長後」、「再雇用後」とも変わらないとする企業の割合が多く、それぞれ72.4%、64.4%となっている。一方、賃金については下がる企業が多く、「勤務延長後」では50.5%、「再雇用後」では72.9%に上がる。賃金下がる企業についてその減額率をみると、「勤務延長後」、「再雇用後」ともに20%以上30%未満とする企業の割合が最も多くなっており、前者は23.6%、後者は25.0%を占める。我が国の賃金は定年を期に大きく変わるため、個人の生活に与える影響は少なからぬものがあり、定年の前後における賃金のあり方についてどう考えていくべきなのか関係者の間で十分な議論が必要なものと考えられる。

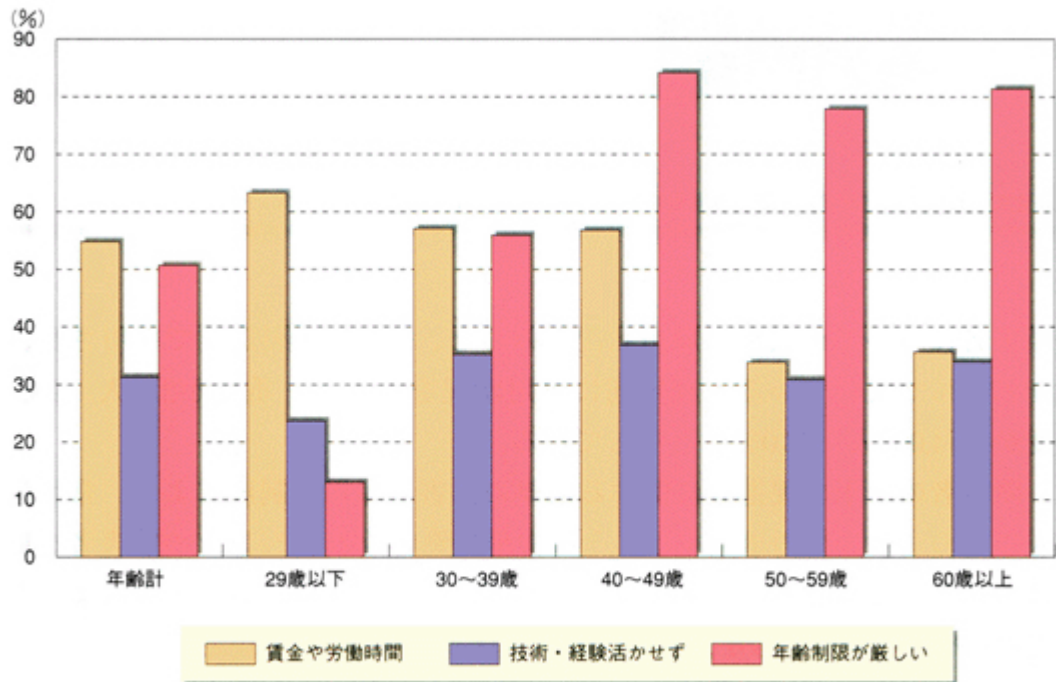
(年齢にかかわらず働ける社会に向けた検討)

高齢者の雇用が厳しい原因を考察するため、日本労働研究機構の「失業構造の実態調査報告(中間報告)」(1999年)によって離職理由をみると、40歳代と50歳代の中高年層は、会社に見切りをつけて自発的に離職するのではなく、「肩たたきや退職を強要された」(40歳代23.6%、50歳代22.1%)、「倒産・廃業」(40歳代27.6%、50歳代14.7%)といったリストラ関連の理由が多く、円滑に高齢者が再就職できる環境整備が重要となっている。

また、同調査により再就職先を探すのが大変だった理由をみると、中高年層では「年齢制限が厳しく応募できる求人が少なかった」が多く(40～49歳は84.2%、50～59歳は77.9%、60歳以上は81.4%)、年齢制限の壁に就職が阻まれている状況が浮き彫りにされている。

図1-2-20 年齢階級別再就職が大変だった理由(複数回答)

図1-2-20 年齢階級別再就職が大変だった理由（複数回答）



資料：日本労働研究機構「失業構造実態調査（中間報告）」
 （注）複数回答により、年齢計で上位3位項目のみ掲載

求人における年齢制限の実態について日本労働研究機構の「求人の年齢制限に関する実態調査結果」（2000年）をみると、求人に際して上限年齢を設定している企業は90.2%に上っている。また、求人に年齢制限を設けた理由としては、体力、職業能力といった中高年者自身に関する問題点と、賃金、年齢構成、応募者の絞り込みといった人事管理上の問題点を指摘する企業が多い。体力、職業能力といった点に関しては、年齢で一律に労働者の能力を判断することなく、中高年も含めて個人個人の能力を見極めていくことが求められる。また、賃金、年齢構成といった人事管理上の問題点がある場合には、年齢を重視した賃金・人事処遇から能力、成果、職務内容等を重視した賃金・人質処遇に向けた見直しに努め、中高年者がその能力を発揮できるよう取り組んでいくことが求められる。

賃金・人事処遇の見直しは、求人の局面に限らず高齢者雇用を進めていくための課題となっている。年齢を重視した賃金・人事処遇を行っている企業においては、中高年者の雇用に消極的になることがある。仮に個人の職務等に応じて賃金が決定される度合いが強まれば、年齢が高くなっても賃金が貢献の度合いを大きく超えることはなくなり、定年、解雇等による中高年者の雇用調整の必要性は少なくなると考えられる。一方、年功賃金は労働者にとっては年齢に応じてかさむ生活費に対処しやすいという利点があること、また定年制は定年年齢までの雇用維持を通じて労働者の生活を安定させる制度として広く定着していることには留意する必要がある。

今後、高齢者が経済的に自立し、就業を通じてその知恵や経験を社会に還元できるよう、上記の点などについて検討を深め、年齢にかかわらず働ける社会を実現していく必要性は高まっている。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

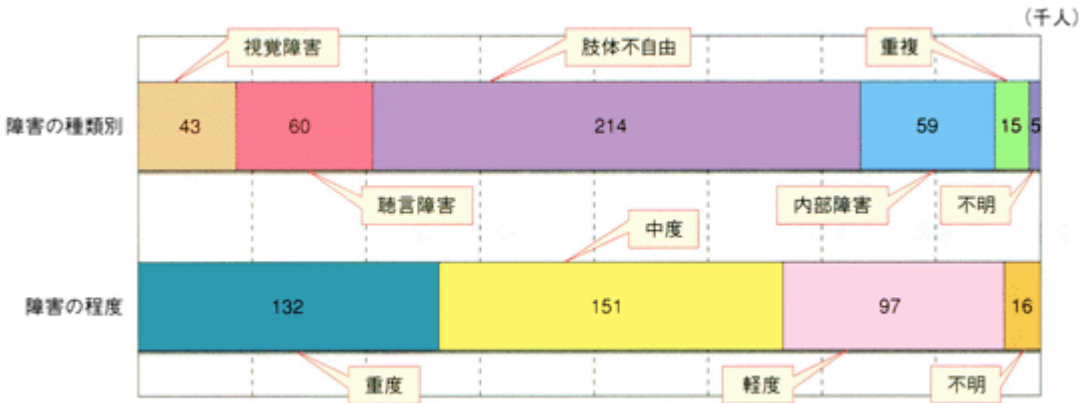
第2節 経済面での状況の変化

4 障害者をめぐる状況

「障害者雇用実態調査」(1998年)によると、5人以上の常用労働者を雇用している民間の事業所に常用で雇用されている身体障害者は全国で39万6,000人、知的障害者は6万9,000人であった。この結果を1993(平成5)年の実態調査と比較すると、身体障害者は15.1%、知的障害者は15.0%の増加となっている。

図1-2-21 常用雇用身体障害者数

図1-2-21 常用雇用身体障害者数



資料：厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部「障害者雇用実態調査」(1998年)

このうち身体障害者について障害の種類別にみると、肢体不自由が21万4,000人(54.0%)と最も多くなっており、聴言障害6万人(15.2%)、内部障害5万9,000人(15.0%)、視覚障害4万3,000人(10.9%)と続いている。障害の程度別にみると、重度(1・2級)が13万2,000人(33.3%)、中度(3・4級)が15万1,000人(38.2%)、軽度(5・6級)が9万7,000人(24.5%)となっている。

知的障害者について産業別に雇用状況を見ると、59.2%が製造業で雇用され、サービス業が27.7%で次いでいる。程度別に雇用状況を見ると、重度が2万人(28.5%)、中・軽度が4万4,000人(63.0%)となっている。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の障害者雇用率制度により、常用労働者数が56人以上の一般民間の事業主は、その常用労働者数の1.8%以上の障害者を雇用しなければならないこととされているが、2000(平成12)年6月1日の調査によると、障害者の実雇用率は1.49%であり、達成企業割合は44.3%となっている。

このように障害者の雇用は進展はしているものの、実雇用率は法定雇用率1.8%と比較して低い数字であり、また、全国の公共職業安定所に求職の申込みをしている障害者のうち、いまだ就職することのできない者(有効求職者数)は2000年3月末現在でおよそ13万2,100人にのぼっている。これらの障害者が就労

により年金とあわせて所得を確保し自立した生活を送ることが可能となるよう、社会が支援していく必要がある。

障害者が自立した生活を送れるようにするという意味においては、福祉的就労から雇用への移行を推進することも重要である。授産施設等の保健福祉サービスの対象者については、雇用への橋渡しの方策が不足していることもあり、雇用に十分移行できていない状況もみられる。就業能力のある障害者の雇用への移行を推進するとともに、移行に当たっては障害者自身が選択できるよう、職業の選択肢の拡大を図ることが重要になろう。

また、近年の情報通信技術(Information Technology;IT)の進展によって、情報機器の操作が容易となり、通勤が困難あるいは通勤の負担が大きいため就労をあきらめざるを得なかった障害者が在宅で勤務することにより雇用機会が拡大することが期待される。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第2節 経済面での状況の変化

5 その他社会的支援を必要としている人々をめぐる状況

(1) 母子家庭の状況

「全国母子世帯等調査」(1998年度)によると、母子家庭は1983(昭和58)年には約71万8,000世帯であったのが、1998(平成10)年には約95万5,000世帯となっており、急増している。構成割合の推移をみると、死別による母子世帯の割合が減少する一方、離婚による母子世帯の割合は1983年の49.1%から1998年の68.4%に増加しており、子どものいる夫婦の離婚の増加が、母子家庭の急増の背景になっていることがわかる。

母子世帯の母については、母子世帯になる前においては63.5%が、また、母子家庭になった後においては同調査の調査時点で84.9%が就業している。母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、調査時点において就業している者の割合は79.2%、不就業者の割合は19.4%となっている。

このように離婚・死別後も無業のままである者のほか、就業しているものの、主たる家計負担者として十分な収入がない者もみられる。これらの原因としては、母子家庭の母等が、十分な教育訓練や職業経験を有していないことや、子どもの健康状態等により突発的な休暇が予想されるため、採用に当たり事業主が抵抗感を覚える可能性があることがあげられるのではないかと考えられる。

母子家庭が福祉のみに頼ることなく、就労による所得を得られるようにすることは、自立を希望する多くの母子家庭の意に沿うものである。今後、ニーズに応じた福祉サービスを提供しながら就労による自立の支援を適切に行っていくことにより、母子家庭が安心して子育てと就労を両立できる社会を形成していくことが重要である。

(2) 生活保護受給者の状況

近年、景気停滞の影響を受けて生活保護受給者が増加傾向にあり、1999(平成11)年には被保護実世帯が70万4,055世帯、被保護実人員が100万4,472人に達している。被保護世帯を類型別にみると、高齢者の単身世帯が増加しており、保護期間も長期化している。一方、被保護世帯の総数に対する稼働世帯の割合については減少が続いている。被保護世帯の就労による自立を推進していくために、公共職業安定所と福祉事務所の連携がより一層求められている状況にある。

(3) ホームレスの状況

道路、公園、河川敷等で野宿生活を送っているいわゆるホームレスについては、経済情勢の厳しさを背景に大都市部を中心に2万人を超える状況となっている。東京都、名古屋市、川崎市および横浜市において増加傾向にあったホームレスの人数は現在、横這い傾向にあるが、今後、失業の増大に伴い、ホームレスも増加していくことが懸念される。

ホームレスについては、失業等により貧困や低所得に陥り、それが道路・公園等の公共施設での野宿生活など社会的孤立をもたらし、ますます社会復帰を困難にしている面もある。そのため、社会的自立を果たすためのニーズを的確に捉え、ホームレスのタイプごとに雇用、福祉、住宅等各分野を通して総合的に経済的自立を支援することが重要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第3節 家族・職場・地域社会等との関係の変化

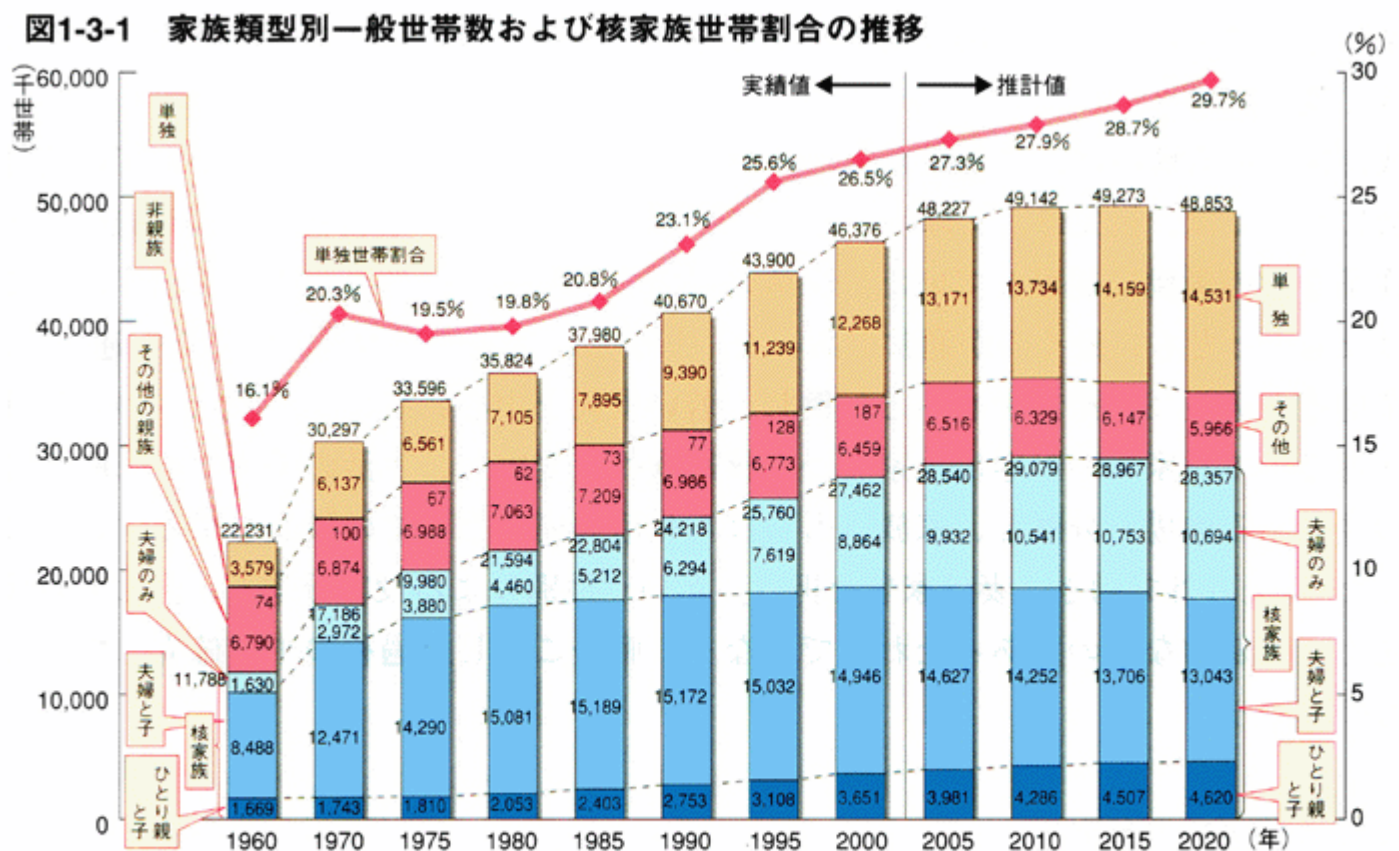
1 家族の中における個人

(1) 家族形態の変化

(世帯規模の縮小と単独世帯の急増)

我が国の世帯規模は、縮小の一途をたどっている。一般世帯数は、1960(昭和35)年の2,223万世帯から2000(平成12)年の4,638万世帯へと大きく増加し、1世帯当たりの世帯人員は、1960年の4.16人から2000年には2.69人にまで減少した。一般世帯数のうち単独世帯は1,227万世帯、2人世帯は1,183万世帯であり、今や全体の半数以上が1人世帯と2人世帯によって占められている。

図1-3-1 家族類型別一般世帯数および核家族世帯割合の推移



資料：2000年までは総務省統計局「国勢調査」、2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（1998年）

(注) 1960年は1%抽出集計結果による。沖縄県を除く。
2000年は「平成12年国勢調査抽出速報集計」結果による。

三世代世帯を中心とする「その他の親族世帯」の世帯数は、1960年の679万世帯から2000年の646万世帯

と数の上ではほとんど変化はないが、一般世帯数に占める割合は、1960年の30.5%から2000年には13.9%まで減少している。

核家族世帯の数は、1960年の1,179万世帯から、2000年には2,746万世帯と2倍以上に増加したが、その一般世帯数に占める割合は、1960年の53.0%から1980(昭和55)年に60.3%まで増加した後減少傾向を示し、2000年には59.2%となっている。

また、少子化の影響等を受けて、核家族世帯のうち、「夫婦と子どもからなる世帯」の数は、1980年の1,508万世帯(42.1%)から2000年の1,495万世帯(32.2%)へと、その割合を低下させているのに対し、「夫婦のみの世帯」は、446万世帯(12.5%)から886万世帯(19.1%)へと急増している。

単独世帯の数は、1960年には358万世帯であったが、1995(平成7)年には1,124万世帯、2000年には1,227万世帯へと増加しており、その一般世帯数に占める割合も、1960年の16.1%から1995年には25.6%、2000年には26.5%へと急速に高まっている。1995年時点でその内訳をみると、未婚単独世帯が689万世帯と単独世帯の約6割を占めているが、そのほかにも離別単独世帯が110万世帯、65歳以上の高齢者の単独世帯が前二者と一部重複するが220万世帯といずれも増加している。単独世帯の増加は、数の面では、未婚化・晩婚化の進行による未婚単独世帯の増加、高齢者単独世帯の増加がその主な要因となっているが、離別による単独世帯の増加も大幅な伸びを示しており、無視できない要因となっている。

(家族構成の小規模化・多様化の進展)

国立社会保障・人口問題研究所が行った将来推計によれば、2020(平成32)年には、一般世帯数は4,885万世帯に増加し、1世帯当たり人員は2.49人まで減少すると見込まれており、世帯の小規模化の傾向は今後とも続く。

また、2020年には、単独世帯が1,453万世帯、夫婦のみの世帯が1,069万世帯へと増加するのに対し、夫婦と子どもからなる世帯は1,304万世帯に減少すると見込まれている。これまでは、夫婦と子どもからなる世帯が戦後我が国の家族構成の典型であるとされてきたが、そうした状況は今後崩れていくと考えられる。

特に、あらゆる世代における単身世帯の増加は、今後誰もが一人暮らしを経験する可能性があるということを意味する。当然のことながら、社会保障制度をはじめさまざまな社会の制度や仕組みは、「家族」と切り離して考えることはできない。さまざまな社会の制度や仕組みについては、家族の変化への対応という視点から、不断の見直しをしていくことが求められている。

(2) 女性の職場進出と家事等の分担

(家族機能の変化と性別役割分業の定着)

家族は、社会の最も基礎的な構成単位であり、社会との関わりの中で時代とともに大きく変容してきた。

我が国の産業構造は、戦後間もない頃までは第1次産業が中心であり、かつての農村社会においては、祖父母、父母、子どもが1つの世帯に住み、多世代同居の家族全員が農作業などの労働に従事していた。生活の場である家庭は、労働の場でもあり、そこでは妻も夫とともに働くのが通常であった。しかし、戦後の高度経済成長期を通じて、産業構造が第2、3次産業中心へと転換し、若い世代を中心に農村から都市への人口移動が進む中で、家族の形態は大家族から核家族へと変容し、生活の場である家庭と労働の場である職場が分離し、家族はもっぱら生活共同体としての機能を果たすことになった。「夫は外で働き、妻は家事を担う」という性別による役割分業も、決して時代を超えて普遍的なものであったわけではなく、戦後こうした過程の中で確立していったものであった。

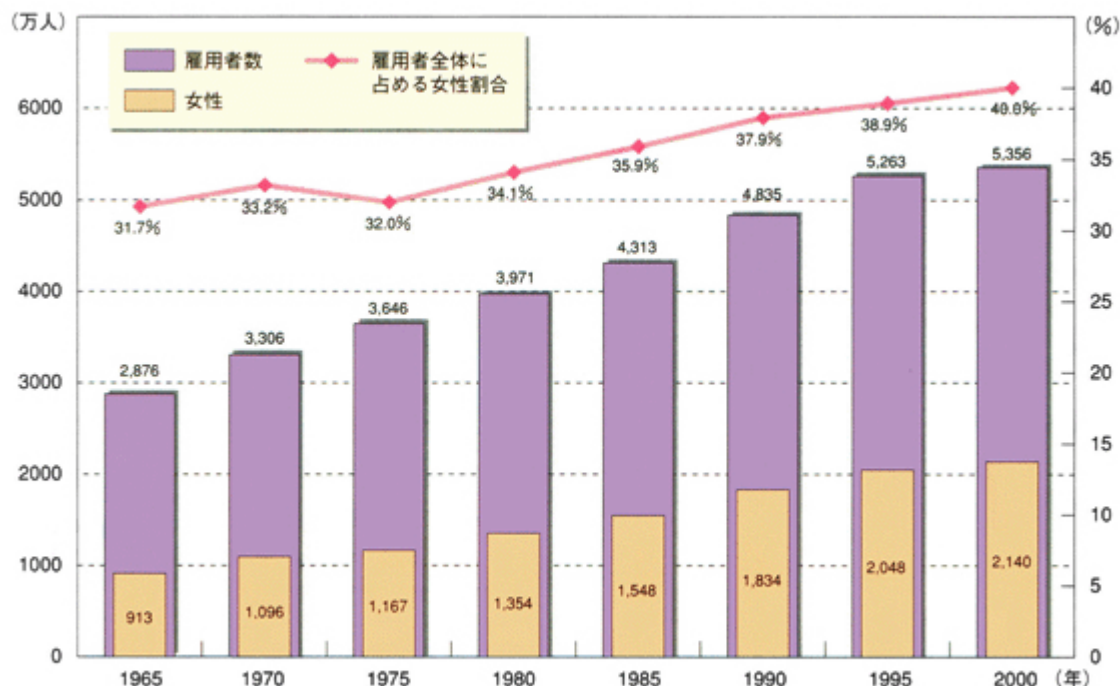
(女性の職場への進出)

しかし、1970(昭和45)年代後半以降、女性の職場への進出が急速に進んだ。女性就業者数は、1970(昭和45)年の2,003万人から2000(平成12)年には2,629万人に増加し、特に、雇用者数は、1970年の1,096万人

から2000年には2,140万人へとほぼ倍増した。その結果、全雇用者に占める女性の割合は、2000年にはじめて40%にまで達するまでになった。

図1-3-2 雇用者数の推移(全産業)

図1-3-2 雇用者数の推移 (全産業)



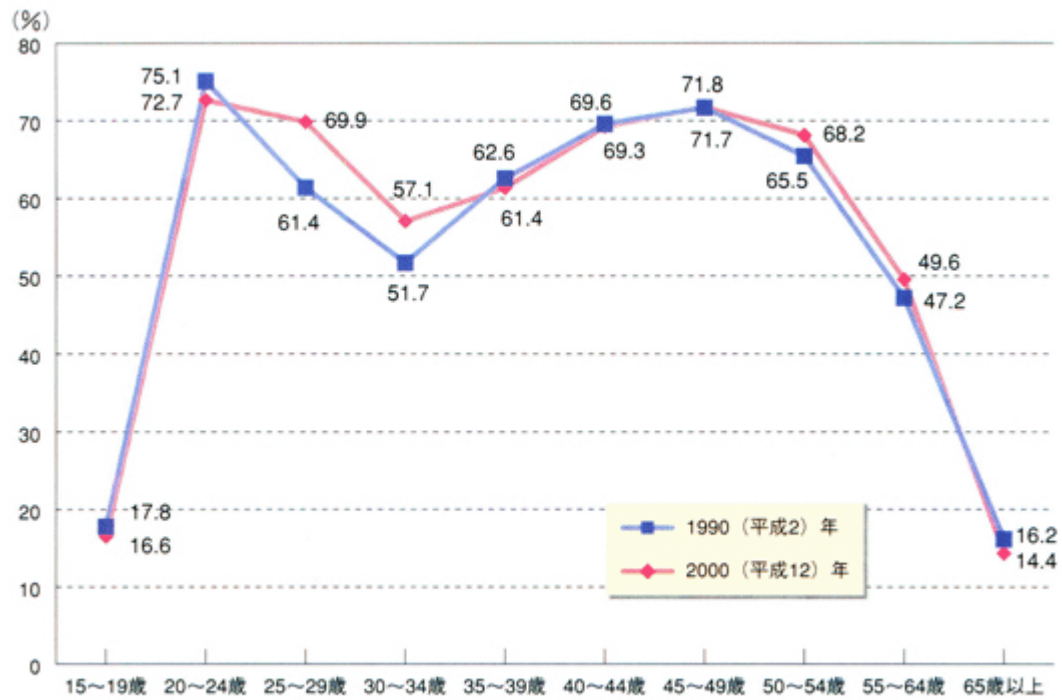
資料：総務省統計局「労働力調査」

(家事・育児の時間的制約と女性の就業構造、就業形態)

女性の年齢階級別労働力率は、育児期に当たる30～34歳の年齢を谷とした、いわゆるM字型曲線を描く。これを10年前と比較すると、25～29歳層で61.4%から69.9%と8.5ポイント、30歳～34歳層で51.7%から57.1%と5.4ポイント上昇し、M字型の谷が徐々に浅くなってきている。また、50歳～54歳で65.5%から68.2%と2.7ポイント、55歳～64歳で47.2%から49.6%と2.4ポイント上昇している。

図1-3-3 女性の年齢階級別労働力率

図1-3-3 女性の年齢階級別労働力率

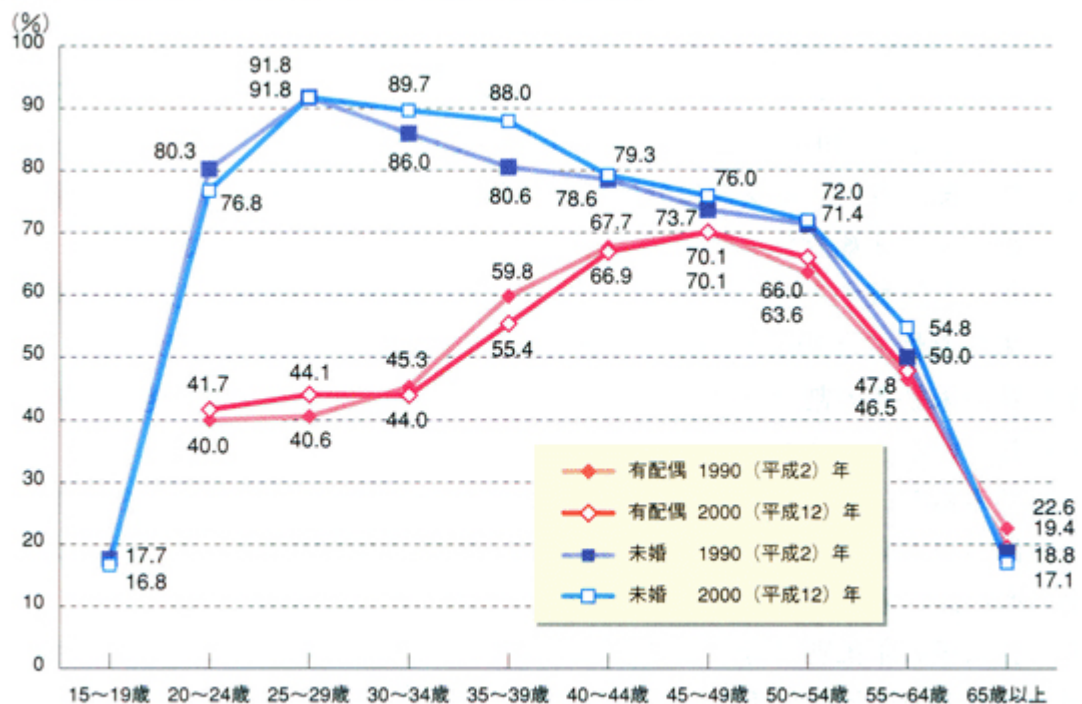


資料：総務省統計局「労働力調査」

未婚女性と配偶者のいる女性に分けて年齢階級別労働力率を見ると、配偶者のいる女性の労働力率と未婚女性との労働力率の差が、特に25～34歳で大きくなっている。また、10年前と比較すると、配偶者のいる女性の労働力率が全体として低下傾向にある一方、未婚女性では30歳～39歳で労働力率が上昇していることがわかる。さらに、年齢階級別の未婚者の割合を計算すると、25歳～29歳、30歳～34歳ともに12ポイントほど上昇している。

図1-3-4 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移(女性)

図1-3-4 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移 (女性)



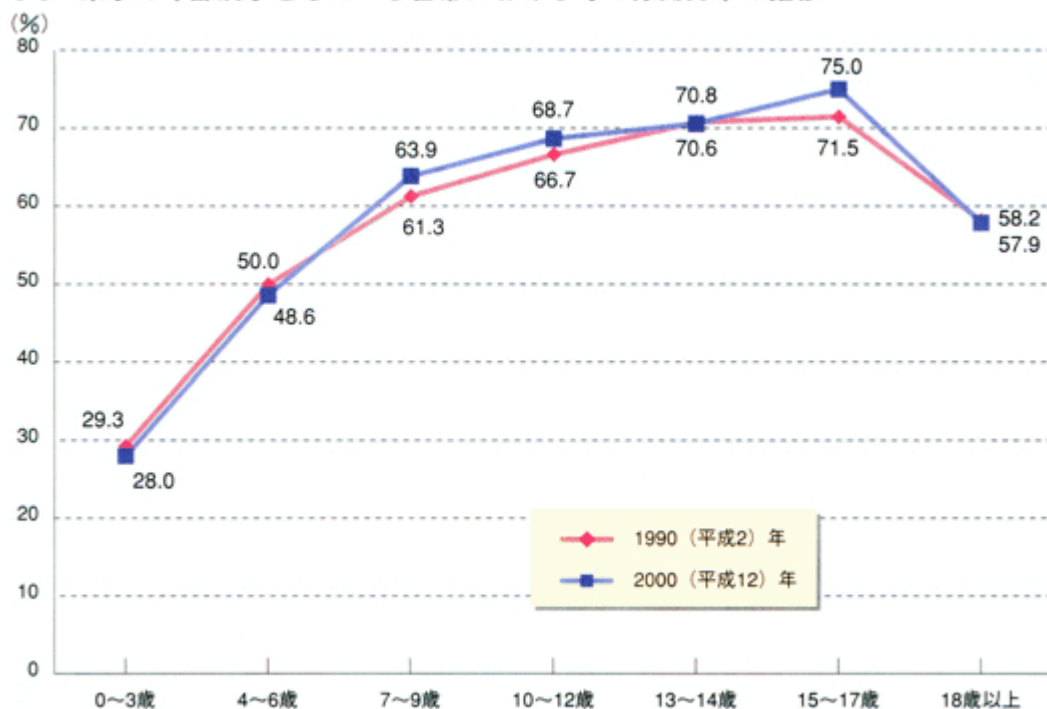
資料：総務省統計局「労働力調査」

こうしてみると、M字型の谷が浅くなってきている背景には、30歳～34歳での未婚女性の労働力率が高まっていることに加えて、晩婚化の影響によってこれらの年齢層で労働力率が高い未婚女性が増加していることがあると言える。

さらに、末子の年齢別に母の労働力率をみても、末子が0歳から3歳までである場合の労働力率が28.0%と最も低く、末子の年齢が高くなるにしたがい、母の労働力率も順次高くなっている。10年前と比較すると、労働力率は末子年齢6歳を境に、それ以下では減少、それ以降では増加という傾向がある。

図1-3-5 末子の年齢別子どものいる世帯における母の労働力率の推移

図1-3-5 末子の年齢別子どものいる世帯における母の労働力率の推移



資料：総務省統計局「労働力調査 特別調査」

このように、女性の就労は活発になってきているものの、特に小さな子どもの子育てに当たる時期に就業を中断し、その後就労を再開するという傾向があるものと考えられる。

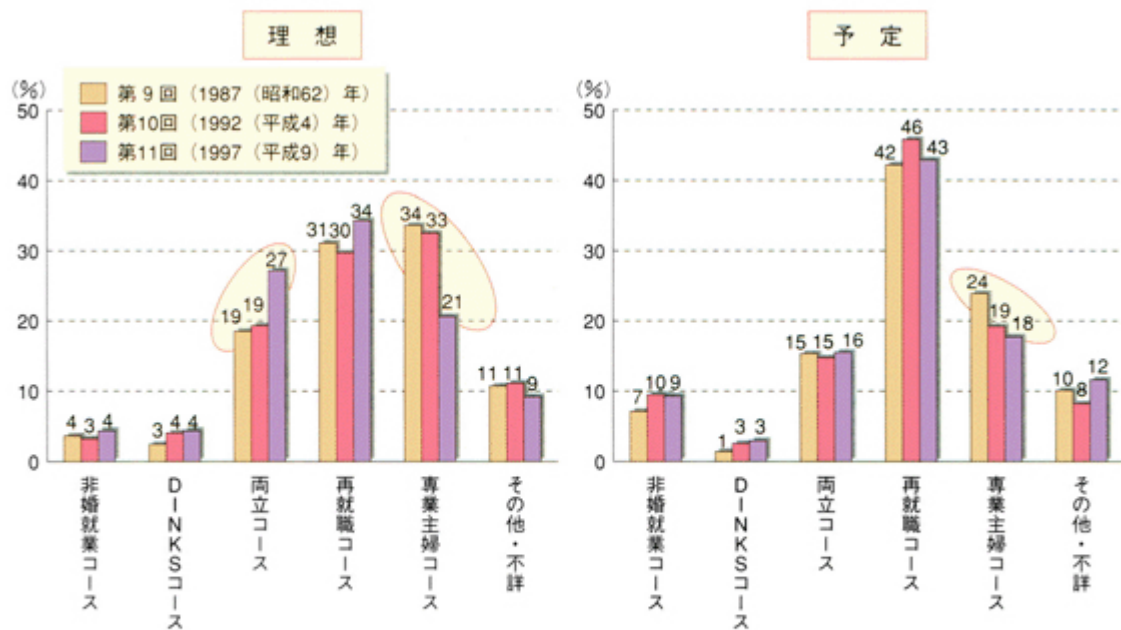
次に、女性の年齢階級による就業形態の変化をみると、20歳代までは7割以上が正規の職員・従業員として働いているが、35歳以上になると、正規の職員・従業員の割合が5割を下回り、パートやアルバイトなどで働く人の割合が4割を超えている。パート等を選んだ理由については、ほぼ半数の者が「自分の都合のよい時間に働きたいから」と答え、「勤務時間・日数を短くしたいから」がこれに続いている。家事・育児の時間的制約の中で働いていることが、こうした就業形態につながっていると考えられる。

(女性の就労に関する意識)

国立社会保障・人口問題研究所が未婚女性を対象に行った「第11回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」(1997(平成9年))によると、未婚女性が理想とするライフコースは、結婚・出産の時期にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ「再就職型」が34.3%と最も高くなっているが、最近では、結婚し子どもも持つが、仕事も一生続けるという「両立型」が27.2%と増加傾向を示している。しかし、実際になりそうなライフコースは、「再就職型」が42.9%と理想を上回るのに対し、「両立型」は15.5%と理想を大きく下回る結果となっている。また、「両立型」を理想とする者が増加傾向にあるにも関わらず、実際に「両立型」になりそうと考える者の割合はほとんど変化しておらず、理想と現実との間に乖離があることがうかがえる。

図1-3-6 調査別にみた未婚女性の理想と予定のライフコース

図1-3-6 調査別にみた未婚女性の理想と予定のライフコース



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第11回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（1997年）
 (注) 非婚就業コース：結婚せず、仕事を一生続ける
 DINKSコース：結婚するが子どもは持たず、仕事を一生続ける
 両立コース：結婚し子どもを持つが、仕事も一生続ける
 再就職コース：結婚し子どもを持つが、結婚出産の時期にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ
 専業主婦コース：結婚して仕事を持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない

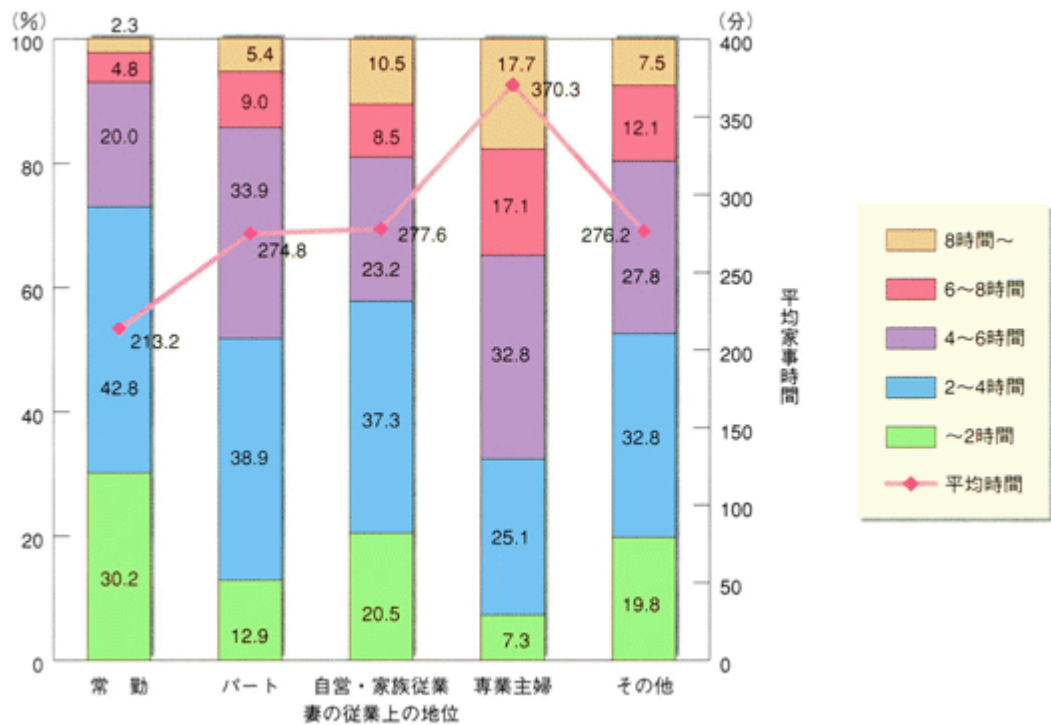
(女性の家事等の分担状況)

次に、国立社会保障・人口問題研究所「第2回家庭動向調査」(1998(平成10)年)により、家事、育児等の家庭内の役割分担についてみてみよう。

まず、常勤で働く妻についてみると、平日の家事時間が2～4時間という者が42.8%と最も多いが、4時間を超える者も3割弱存在する。また、家事の80%以上を分担している妻が77.6%を占め、100%分担している者も3割弱存在する。妻が常勤で働いていても、夫の家事への参画はきわめて少なく、妻がほとんどの家事を担っていることがわかる。

図1-3-7 妻の従業上の地位別にみた妻の家事時間(平日)

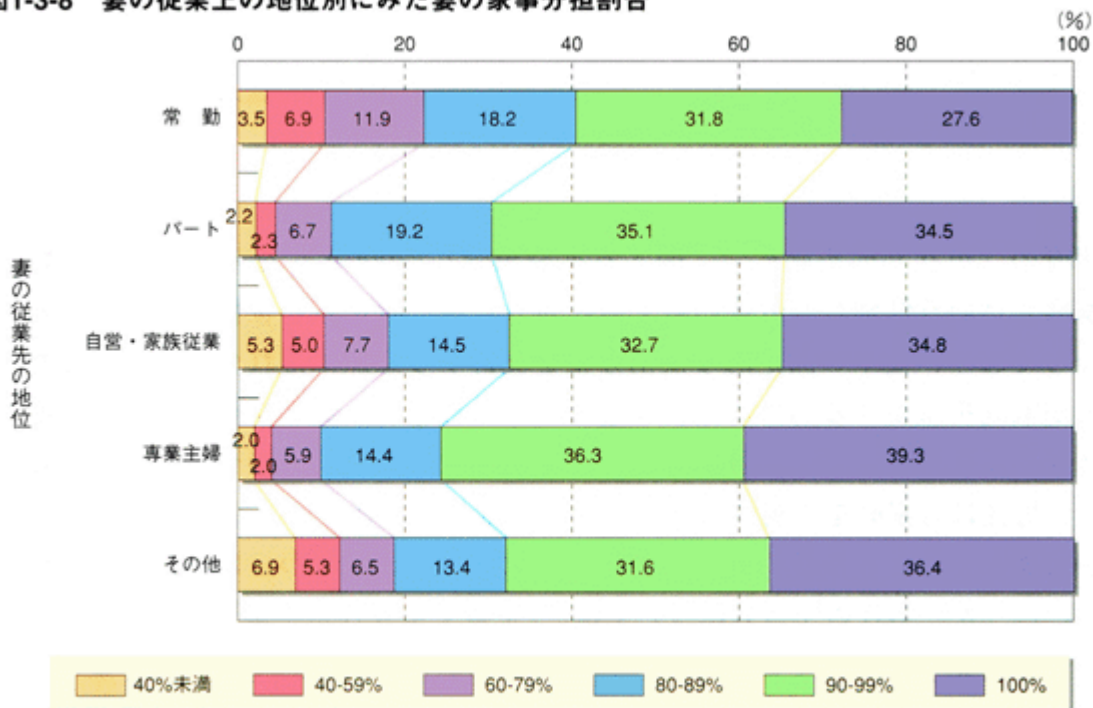
図1-3-7 妻の従業上の地位別にみた妻の家事時間（平日）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第2回家庭動向調査」（1998年）

図1-3-8 妻の従業上の地位別にみた妻の家事分担割合

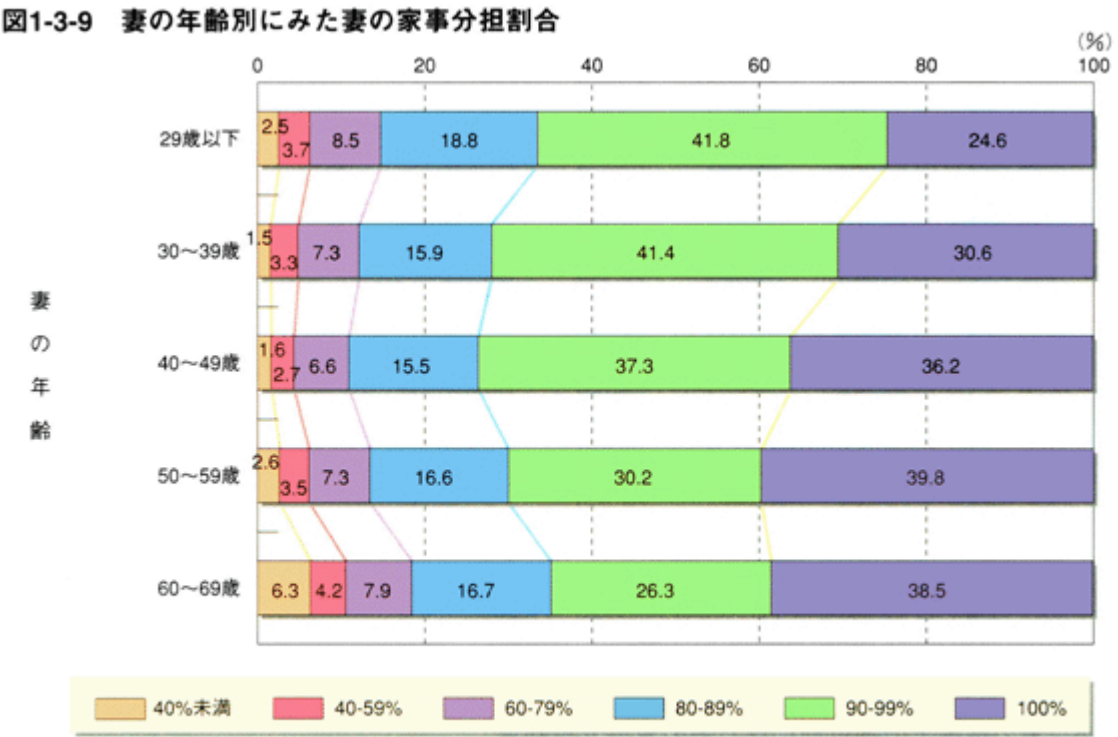
図1-3-8 妻の従業上の地位別にみた妻の家事分担割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第2回家庭動向調査」（1998年）

次に、世代との関係を見るため、妻の年齢別(就労状況は問わない)に家事分担割合をみると、家事の80%以上を分担する妻の割合は、すべての年齢層で8割を超えている。しかし、若い世代では妻が100%分担する割合は低くなっており、60歳代では家事を分担する夫としない夫の二極分化が進んでいる。若い世代および多くの男性が退職する60歳以上において、夫がわずかながらも家事に参画する傾向がみられ

図1-3-9 妻の年齢別にみた妻の家事分担割合



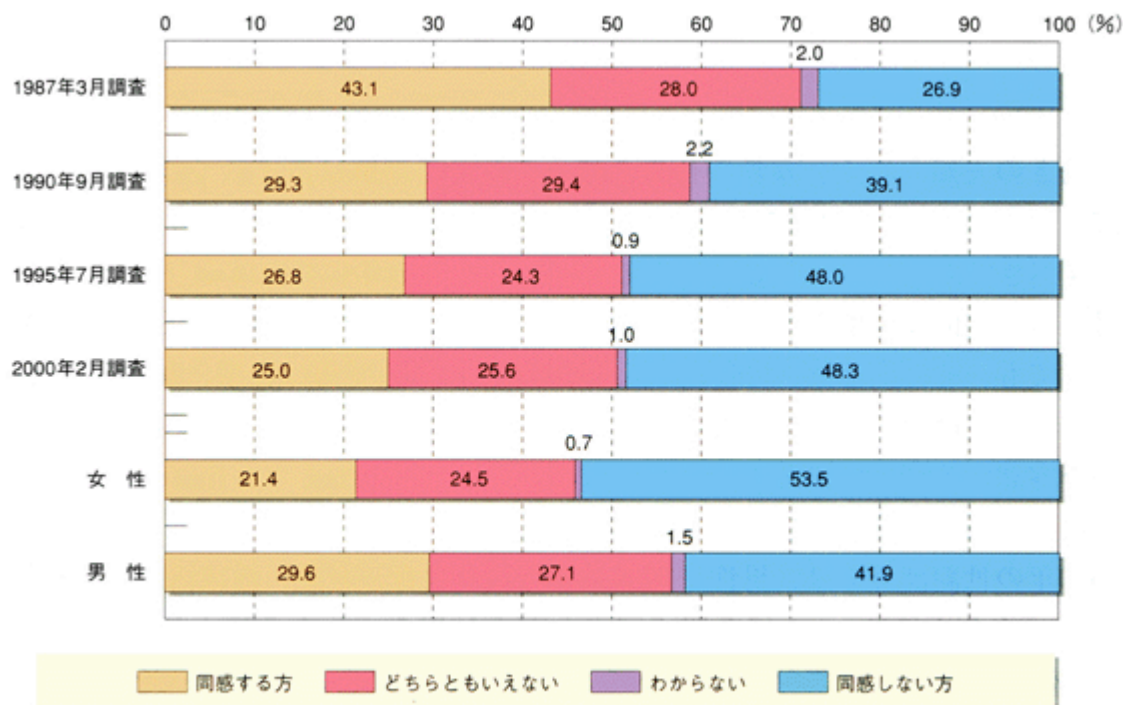
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第2回家庭動向調査」（1998年）

(性別役割分業等に関する意識)

内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」（2000年）をみると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業の考え方に対しては、特に若い世代ほど反対する人が多くなっており、従来の固定的な役割分業を支持する意識は薄れつつある。また、多くの人が家庭を重視する男性の割合が増えていると考え、男性が企業や仕事中心のライフスタイルを変えることに賛意を示しており、女性が仕事を持つことに対する理解が進み、男性にも家庭を重視する意識がみられるようになった。

図1-3-10 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

図1-3-10 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

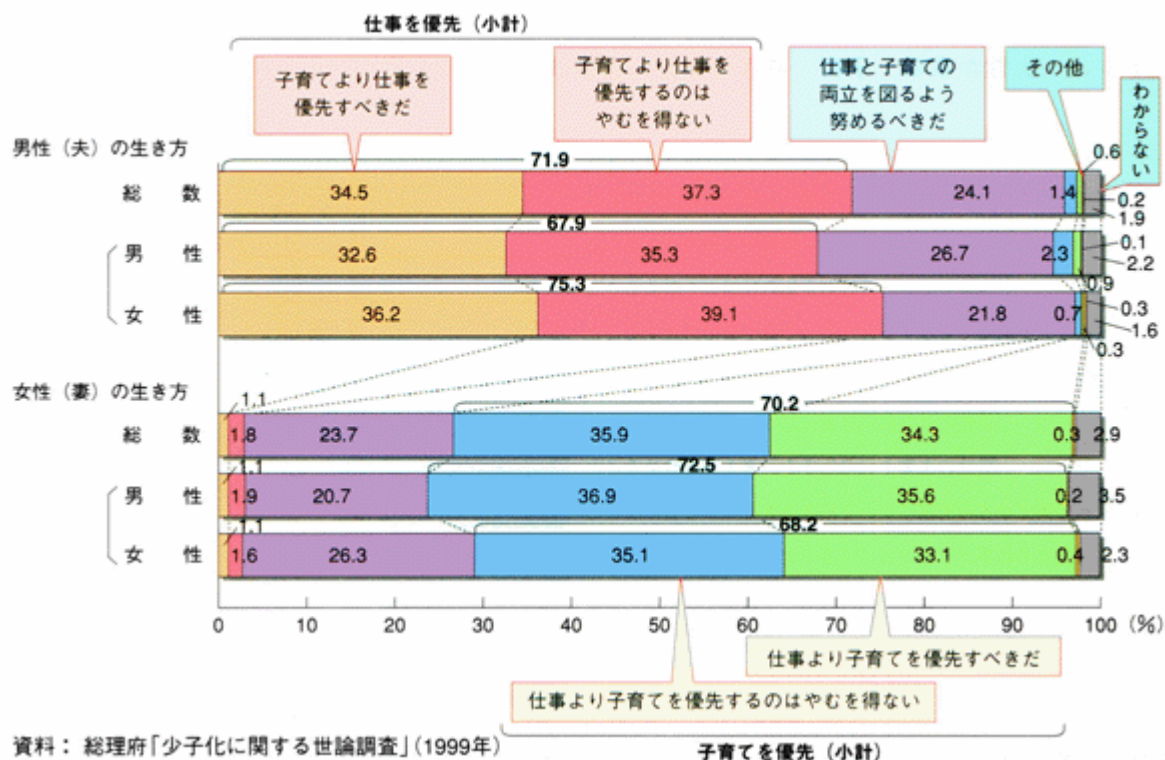


資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2000年2月）

しかし実際には、家事等の分担についての意識はあまり変わったとは言えないのではないだろうか。男性の生き方については、「子育てより仕事を優先すべき」、「子育てより仕事を優先するのはやむを得ない」とする者が多く、家庭や子育ての重要性は理解しながらも、企業中心の社会の中で仕事を優先せざるを得ない男性の姿が浮かび上がる。一方、女性の生き方については、「仕事と子育ての両立を図るよう努めるべき」との意見よりも、「仕事より子育てを優先するのはやむを得ない」、「仕事より子育てを優先すべき」が多く、女性に対しては、育児の優先を求める意見が強く残っている。

図1-3-11 仕事と子育てに関する男女の生き方

図1-3-11 仕事と子育てに関する男女の生き方



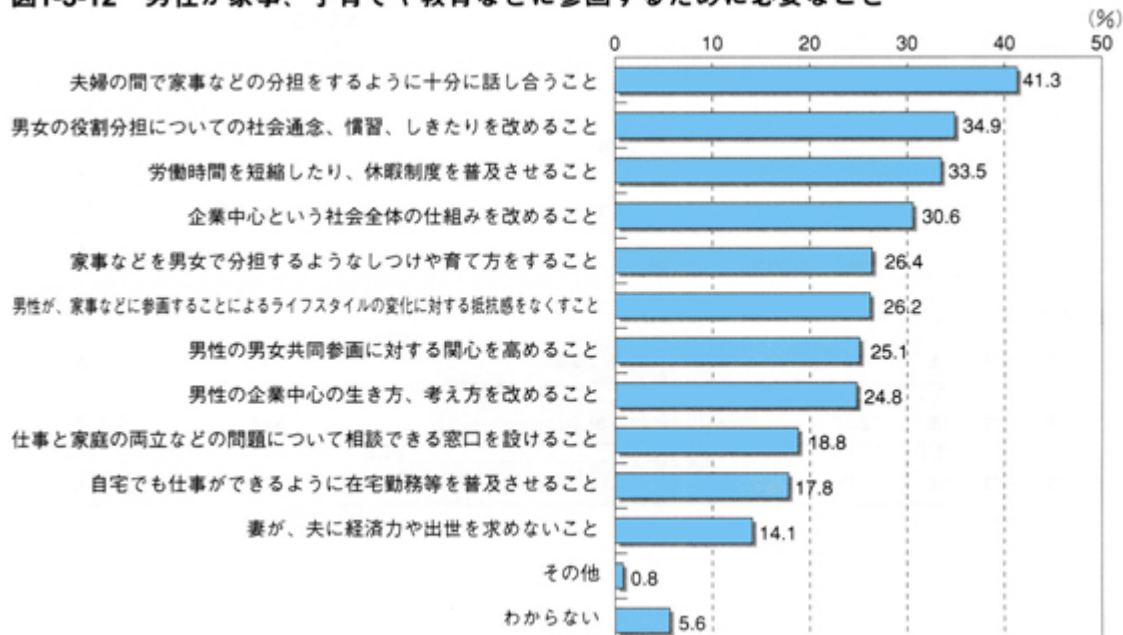
(まとめ)

共働きの夫婦が増え、女性が仕事を持つことへの理解は深まりつつある。しかし、1997(平成9)年の世論調査では、「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」という意見に賛成する人は、9割近くにものぼる。男女の役割分業に対する否定的な見解が増え、女性が仕事を持つことに社会の理解が進みつつあるとは言っても、その実態は、「男は仕事、女は家庭」から「男は仕事、女は家庭と仕事」に変わっただけなのではないだろうか。こうした家庭と仕事について男女の生き方の違いを容認する考えが根強く残っていることによって、多くの女性にとっては、仕事と家庭との両立が負担になっているものと考えられる。

2000年の世論調査では、男性が家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参画していくためには、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと」(41.3%)、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」(34.9%)、「労働時間を短縮したり、休暇制度を普及させること」(33.5%)、「企業中心という社会全体の仕組みを改めること」(30.6%)等が必要という意見が多くなっている。今後、男性が家事、子育てなどに参画するためには、男性自身の意識改革とともに、一層の社会的環境の整備も求められているといえよう。

図1-3-12 男性が家事、子育てや教育などに参画するために必要なこと

図1-3-12 男性が家事、子育てや教育などに参画するために必要なこと



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2000年9月）

(3)住まい方にみる親子間の意識

(成人未婚者の親との同居)

就業した未婚の子どもがどの程度親と同居しているかについて、「国民生活基礎調査」（2000(平成12)年）を基に集計してみると、男性については、20歳代で71.7%、30歳代で67.7%が親と同居しており、同様に女性については、20歳代で80.4%、30歳代で71.4%が親と同居している。未婚の子どもは、就業して一定の収入を得るようになった後も、その多くが親と同居していることがわかる。

また、社会保障・人口問題研究所の「第2回家庭動向調査」（1998(平成10)年)によれば、女性で7割以上、男性で5割以上が親から身の回りの世話を、女性の4割、男性の3割が親から経済的支援を受けている。収入のある子どもが親と同居する背景には、子どもにとっては、経済的な負担を免れつつ、親から身の回りの世話を受けられること、親にとっては、子どもとの同居により精神的な充実感を得られることから、親子双方にとって利点があると言われている。我が国では、子どもは、遠隔地への就学、就業等によって親と別居する場合を除き、結婚するまでの間は、就業しても親と同居することが一般的であると考えられるが、我が国の少子化の一因となっている晩婚化、非婚化の進展を説明する仮説の一つとして、こうした親との快適な同居生活が子どもに結婚を躊躇させているのではないかと指摘があり、注目を集めている。

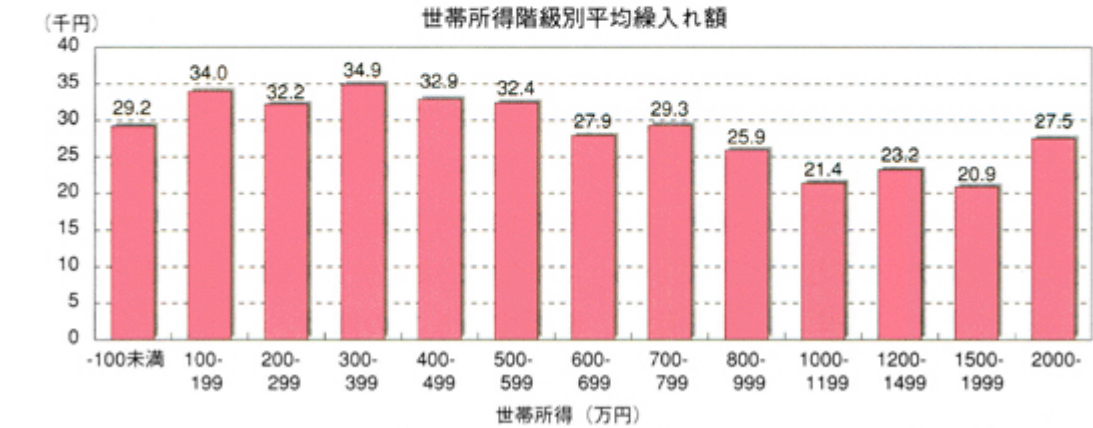
一方、国立社会保障・人口問題研究所による18歳以上の未婚者が同居している世帯と未婚者本人を対象に行った調査によると、未婚者がいる世帯の収入は、世帯主が同年齢層である世帯の収入とほとんど差がなく、未婚者の同居という現象が決して豊かな世帯にのみ生じているとは言えず、また、未婚者による家計への繰入れ状況をみても、世帯所得が低い階層に比較的高い家計への繰入れが認められており、必ずしも未婚者の側が同居による経済的恩恵を一方的に受けているとは言えないと指摘されている。

図1-3-13 18歳以上の未婚家族が同居する世帯の状況

図1-3-13 18歳以上の未婚家族が同居する世帯の状況

世帯主年齢階級にみた1世帯当たり平均世帯所得(中位点推計)					
年 齢 階 級		40-49歳		50-59歳	
平均世帯所得 (万円)		664.6 (727.2)		816.2 (819.3)	
世帯員1人当たり (万円)		178.4 (199.5)		225.0 (265.9)	
平均世帯人員 (人)		4.05 (3.65)		3.74 (3.08)	
平均有業人員 (人)		2.41 (1.69)		2.66 (2.00)	
		60-69歳		70歳以上	
		677.6 (600.2)		648.6 (467.6)	
		204.4 (231.8)		180.5 (202.3)	
		3.37 (2.59)		3.61 (2.31)	
		1.98 (1.25)		1.86 (0.74)	

(注) かつこ内は厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(2000年)による全世帯平均値



資料：国立社会保障・人口問題研究所「世帯内単身者に関する実態調査」(2000年)

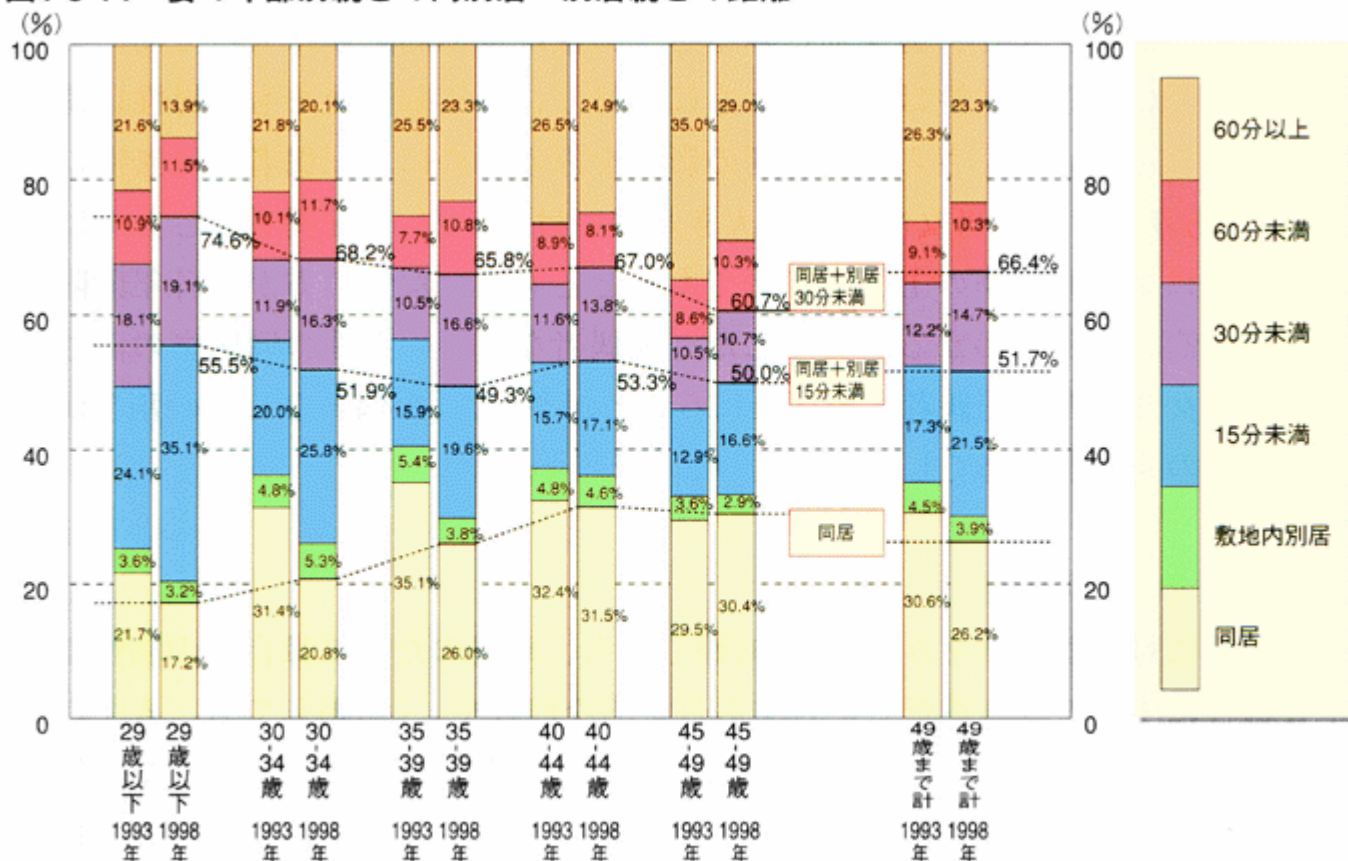
こうした親等と同居する成人未婚者の増加という現象が、我が国の晩婚化、非婚化とどのような関係にあるかについては、今後、親子それぞれの意識調査を行うことも含め、より実証的な検証が求められよう。

次に、既婚の子どもと親の関係についてみてみよう。

国立社会保障・人口問題研究所の「第2回家庭動向調査」により、妻の年齢階級別に親との居住関係をみると、夫妻いずれかの親との同居状況は、年齢が高くなるにしたがって同居率も高くなっており、逆に若い世代ほど別居が進んでいることがわかる。しかし、別居とはいっても、若い世代を中心に近距離別居が増加しており、15分未満の別居までであれば各世代ともおおむね半数以上が、30分未満までであれば若い世代では約7割が該当する。また、厚生省大臣官房政策課が行った「家庭機能基本調査」(1995年)では、親と別居していても距離が近ければ近いほど会う頻度が多く、別居している両親との交流頻度は、敷地内に別居であれば、約9割が「ほぼ毎日」、15分未満の別居であれば、6割以上が「週に1〜2回」以上会っているとの結果が出ている。

図1-3-14 妻の年齢別親との同別居・別居親との距離

図1-3-14 妻の年齢別親との同別居・別居親との距離



資料：国立社会保障・人口問題研究所「全国家庭動向調査」

(注) 1998年調査では別居親との距離について不詳があるため、年齢階級毎に不詳分を按分している。

現在の若い世代においては、夫婦単位の生活を大切にするために、結婚を契機に親と別居して独立し、新たな世帯を構えるが、その場合であっても、いざというときに支援を受けやすく、日常的な交流が可能な近距離別居が増加する傾向があるものと考えられる。

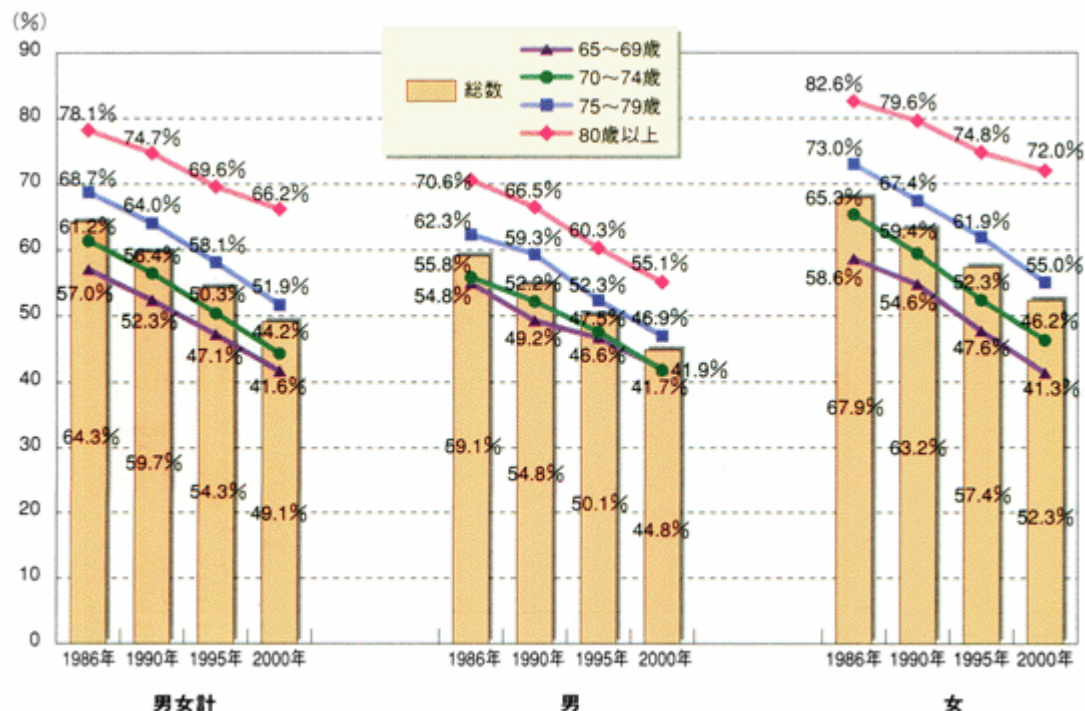
(高齢者からみた子どもとの居住関係)

次に、高齢者である親からみた子どもとの居住関係についてみよう。

子どもと同居している65歳以上の高齢者の割合(同居率)は、年々低下してきており、1986(昭和61)年には64.3%だったものが2000年には49.1%となっている。これを高齢者の年齢階層ごとにみると、年齢の上昇とともに同居率が高くなっているが、同一世代(コホート)ごとにみると、年齢階級別同居率は75歳以降の後期高齢期に上昇するという傾向があるとともに、全体として世代による同居率の低下傾向の影響が大きいことがわかる。また、男女別にみると、男性は後期高齢期に入って初めて同居率が上昇するのに対し、女性は加齢とともに上昇し、各年齢階級ともに男性に比べて同居率が高くなっている。さらに、死別の影響をみるために、配偶者の有無別にとると、「配偶者あり」では、男女で傾向に大きな違いはないが、「配偶者なし」では、男女ともに年齢による同居率の上昇が顕著であるとともに、女性の方が、各年齢階級ともに同居率が高いことがわかる。こうした「配偶者なし」の女性の同居率の高さに加えて、一般に女性の方が配偶者に先立たれることが多く、「配偶者なし」の割合が高いことが、女性の同居率を高くしているものと考えられる。

図1-3-15 65歳以上の者の同居率の推移

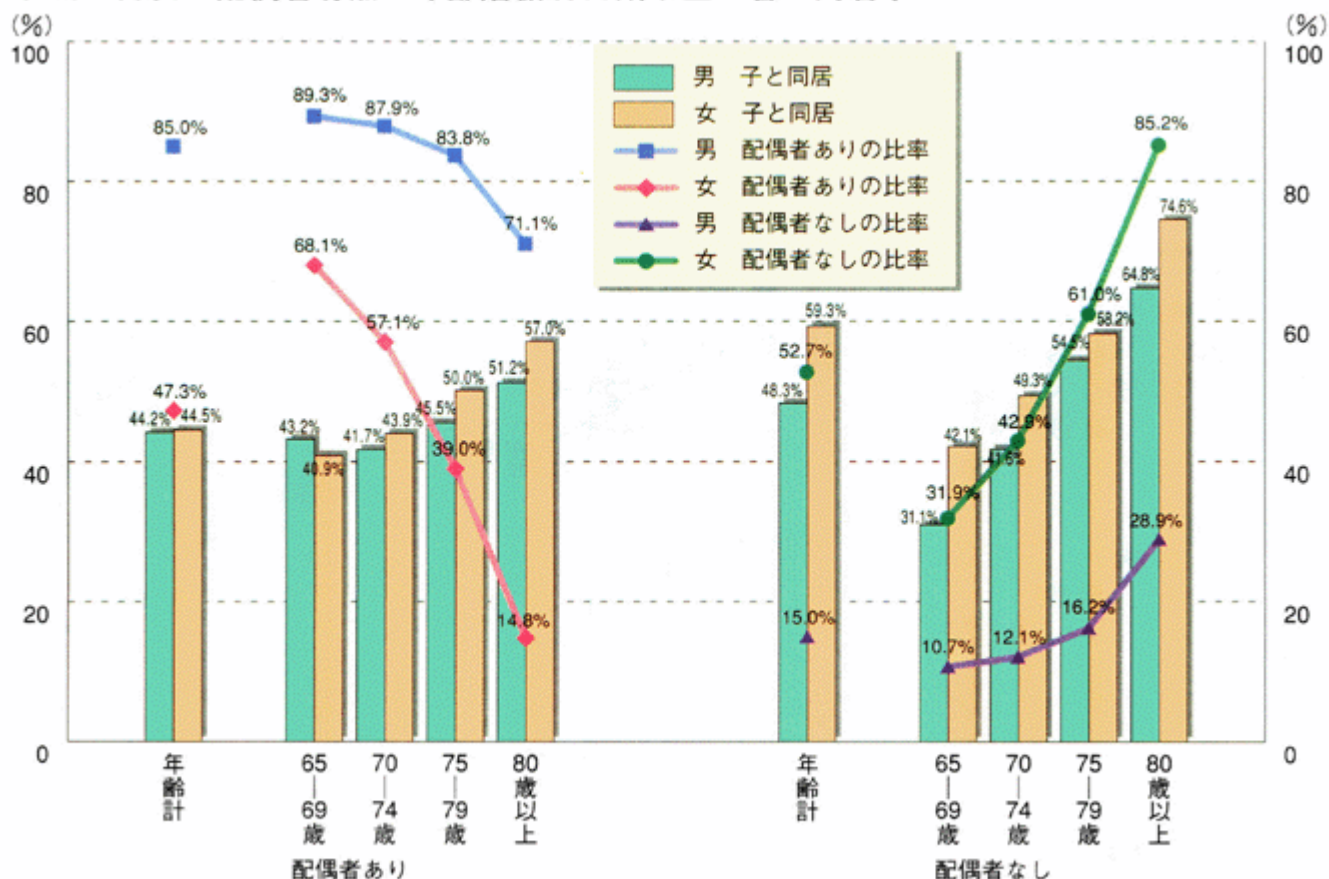
図1-3-15 65歳以上の者の同居率の推移



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」を基に政策統括官付政策評価官室において作成

図1-3-16 男女・配偶者有無・年齢階級別65歳以上の者の同居率

図1-3-16 男女・配偶者有無・年齢階級別65歳以上の者の同居率

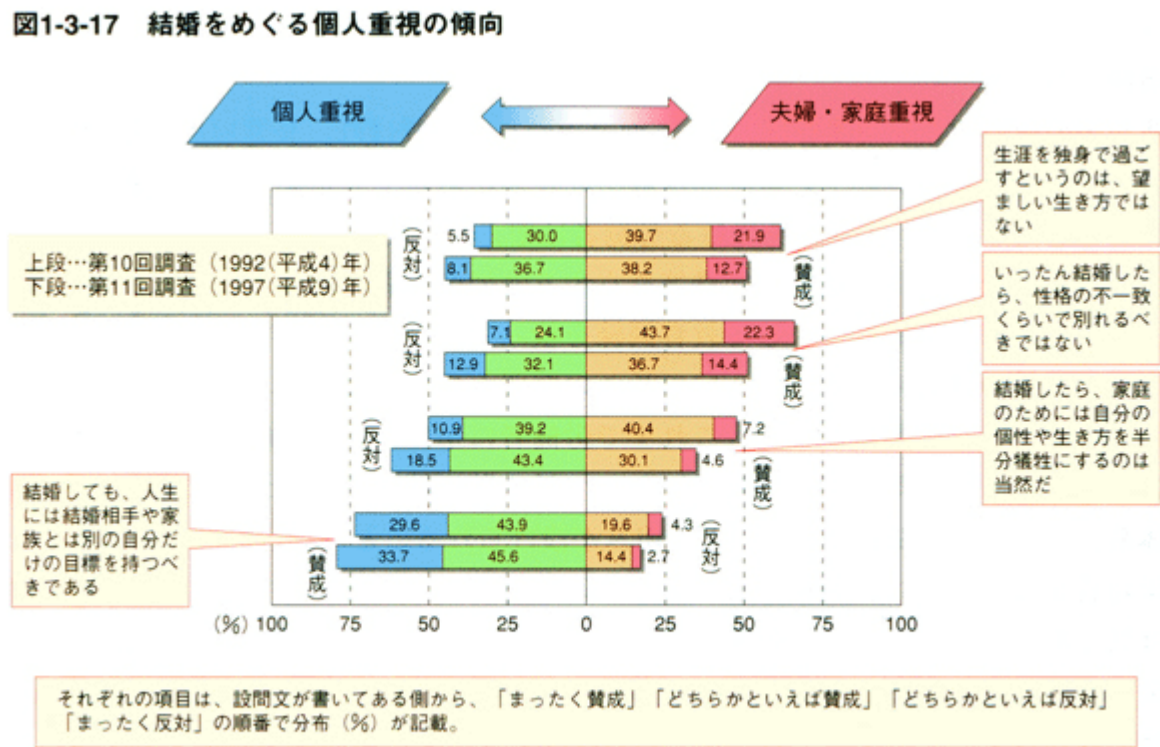


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（2000年）を基に政策統括官付政策評価官室において作成

(4) 家族に求められる役割

女性の結婚に対する意識をみると、「結婚したら、家庭のためには自分の個性や生き方を半分犠牲にするのは当然だ」に対する否定的な回答や、「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである」に対する肯定的な回答がそれぞれ増えている。結婚し家族を持ったときにも、自分らしい生活や個人的な目標を大切にしようという傾向が強まっている。

図1-3-17 結婚をめぐる個人重視の傾向

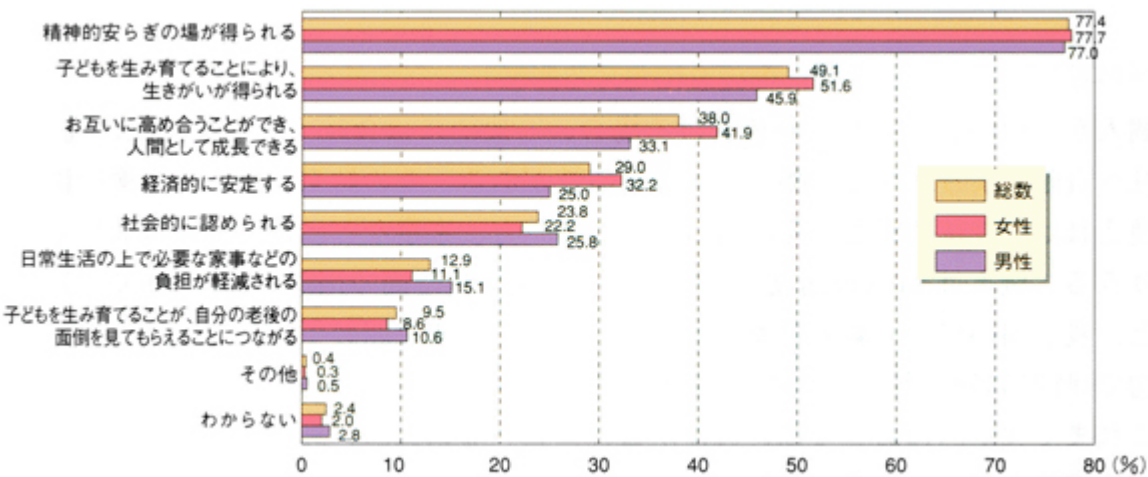


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第11回 出産動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（1997年）
 （注） 数字（%）は不詳を除く。対象は初婚同士夫婦の妻。

しかしながら、生活水準が向上し、豊かになった現代においても、家族への期待が弱まっているわけではない。家族の持つ役割についての国民の意識をみると、「精神的安らぎの場が得られる」、「子供を生み育てることにより、生きがい得られる」、「お互いを高めあうことができる」が上位にきており、精神的なつながりや生きがいを得る場としての家族の役割に対する期待は大きいものといえよう。

図1-3-18 家庭の役割

図1-3-18 家庭の役割



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2000年）

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第3節 家族・職場・地域社会等との関係の変化

2 職場における個人

(1) いわゆる「日本型雇用慣行」と個人の自立

(長期雇用と年功賃金)

これまで会社と従業員が一体となって努力し経済が成長してきた中、個人の生活は会社中心となるなど、個人は会社に依存し、会社の中に埋没していたのではないかと指摘がある。

我が国の典型的な雇用慣行は、「円本型雇用慣行」と呼ばれ、長期雇用、年功賃金等が主な特徴であるとされている。高度経済成長期において大企業の男性労働者を中心に、こうした雇用慣行の適用を受ける労働者は増え、普及・定着していった。

会社は、自社に有用な技術や知識等を有する熟練労働者を形成しなければならないが、そのために、労働者に対して教育訓練を積み重ねたり、多様な配置転換を行ったりする。人材の育成のためには一定の長さの期間が必要となるが、労働者が途中で退職してしまうと、企業にとってはこれまで労働者にかけた教育訓練のための投資が無駄になってしまう。そこで、労働者にとって長く勤め続けることが得になるような賃金体系、すなわち年功賃金といった仕組みが設けられることになったといえよう。

年功賃金においては、勤続年数の少ない若年時には、会社への貢献の度合いより賃金は低く抑えられる。一方、勤続年数を重ねた中高年時には、逆に貢献の度合いより賃金は高く設定される。労働者からみると、若年時に損した分を中高年時に退職金と併せて取り返すこととなるため、長く勤め続けようとする傾向が生じやすくなる。

また、長期雇用と年功賃金は、労働者にとってもメリットがあったものと考えられる。長期にわたり雇用され続けられれば、経済的に誰からの援助にも頼ることなく暮らせる可能性は高くなる。年齢を重ねるにしたがい賃金が上昇していく年功賃金は、子どもの養育や教育に係る費用等の増大に対処することを容易にする。

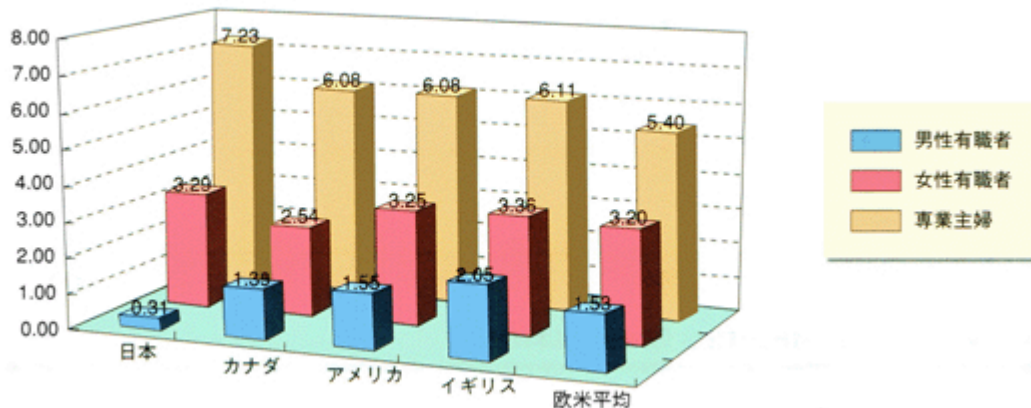
(長期雇用・年功賃金が個人の自立に与える影響)

個人が一つの会社に長く勤め続ける場合、一般的には会社への帰属意識は高まり、会社へ貢献しようとする姿勢は強まる可能性がある。その結果、個人の労働時間、言い換えれば会社に拘束される時間は長くなる一方、家事などに割く時間は短いものとなりうる。例えばNHK放送文化研究所の「国民生活時間の国際比較」(1995年)によると、我が国の男性有職者の家事時間は、平日・日曜を問わず短くなっており、欧米平均で1時間53分であるのに対し、我が国では31分となっている。

図1-3-19 家事時間の国際比較

図1-3-19 家事時間の国際比較

(時間、分)



資料：NHK放送文化研究所「国民生活時間の国際比較」(1995年)

これまで我が国においては、男性が会社に強い帰属意識、忠誠心を持つ一方、女性が家族機能を担い、男性の会社中心の生活を結果として補強することが多かったといえる。そして、長期雇用および年功賃金は労働者にとっても雇用確保による生活基盤の安定等のメリットがあるだけに、会社とどう関わるかあまり自発的に考えない、言い換えれば会社に埋没する男性が多かったものとみられる。

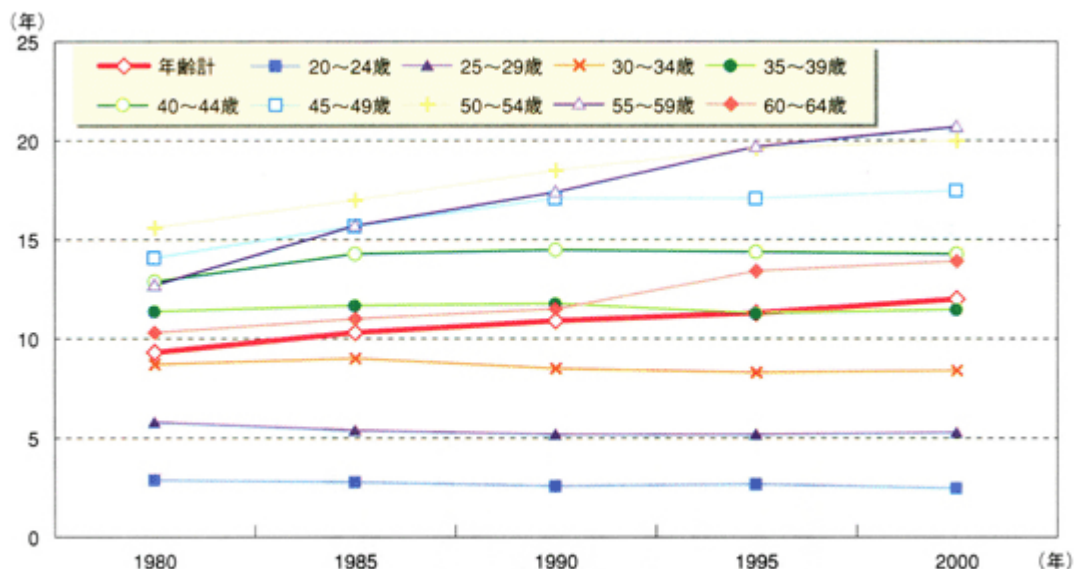
もちろん、長時間仕事をし会社に貢献することが何よりも大切である、と自発的に考える個人も存在していたであろう。しかしながら、会社によりかかり一日の大半を会社で過ごしてきた個人が、例えば退職後に地域社会活動に参加しようと思っても、それまでの地域社会とのつながりが薄いため、円滑に参加することができない場合もあるであろう。「日本型雇用慣行」は、個人の自立に影響を与えていたのではないかと考えることができる。

(大きくは変化していない長期雇用)

個人の自立に影響を及ぼす長期雇用や年功賃金に最近変化がみられるといわれている。まず、長期雇用について「賃金構造基本統計調査」により勤続年数の推移をみると、1980(昭和55)年には9.3年だったのが、2000(平成12)年には12.0年に伸びており、「日本型雇用慣行」の影響を強く受けていると思われる従業員1,000人以上の企業に勤める男性の場合についても、1980年には13.9年だったのが、2000年には16.8年に伸びている、年齢階級別にみると、概して高齢層になるにしたがって、勤続年数は長期化している。この背景としては、労働移動が落ち着いた推移をみせた安定成長期に若年期を過ごし、移動の志向が少ないと考えられる層の年齢が高まったこと、特に55歳以上層については定年の延長が進展したことがあげられる。

図1-3-20 年齢階級別勤続年数の推移

図1-3-20 年齢階級別勤続年数の推移

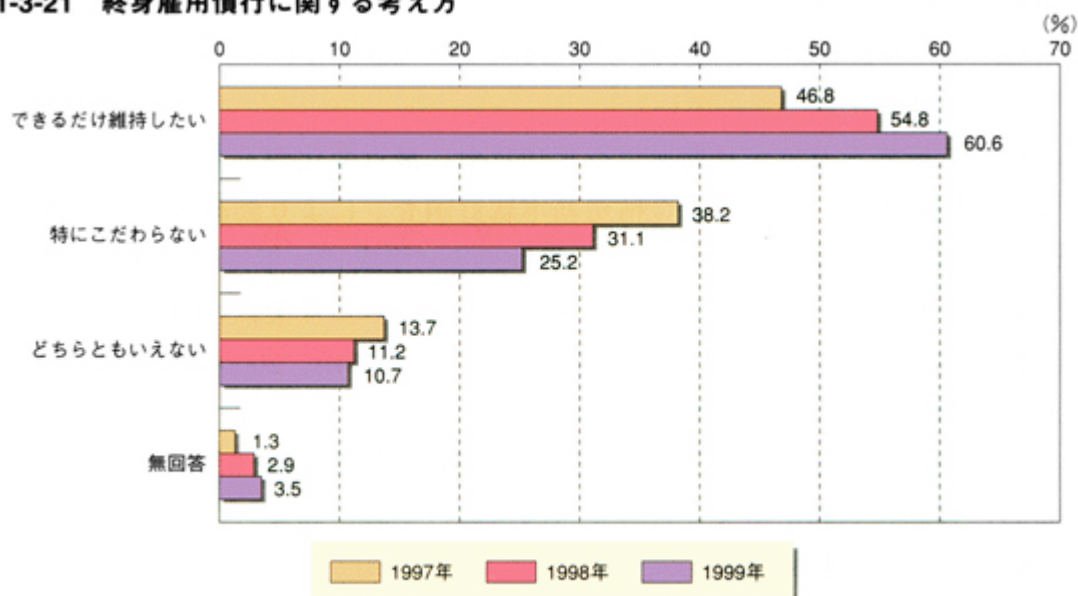


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」

また、(財)社会経済生産性本部の「日本的人事制度の変容に関する調査」によると、終身雇用慣行をできるだけ維持したいと考える企業の割合は増加してきている。厚生労働省委託の「業績主義時代の人事管理と教育訓練投資に関する調査」(2000年)をみても、過半数の企業が終身雇用について「現状維持」と回答している実態にある。長期雇用については単純に長期化したとはいえないが、特に短くなってもないことがうかがえる。

図1-3-21 終身雇用慣行に関する考え方

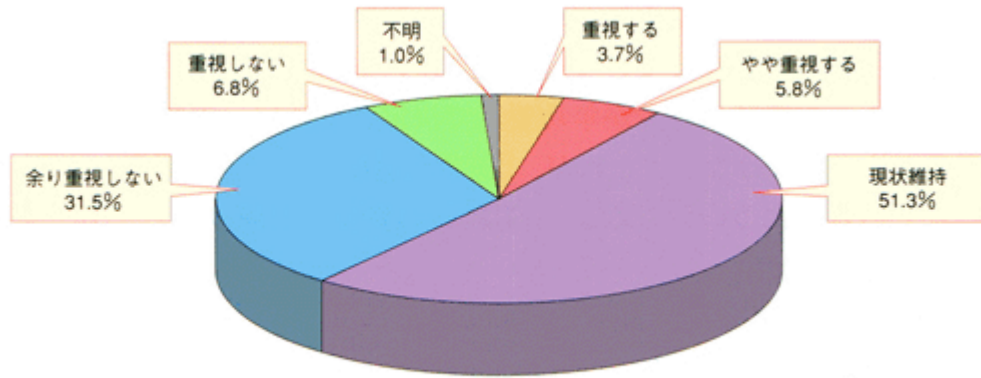
図1-3-21 終身雇用慣行に関する考え方



資料：(財)社会経済生産性本部「日本的人事制度の変容に関する調査」

図1-3-22 終身雇用に関する意識

図1-3-22 終身雇用に関する意識



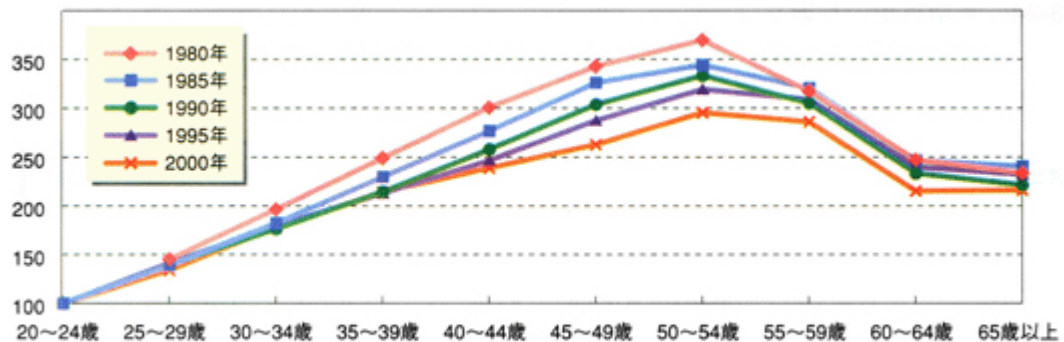
資料：日本労働研究機構「業績主義時代の人事管理と教育訓練投資に関する調査」（労働省委託、2000年）
 (注) 1. 対象企業：帝国データバンクの企業台帳に登録されている企業の中の社員数の多い3000社
 2. 回答企業：上記のうち591社

(変化しつつある年功賃金)

年功賃金について、「賃金構造基本統計調査」により大卒男性の賃金カーブの形状をみると、年を経るにしたがってその傾きは緩やかになってきており、年齢の上昇に応じて賃金上がる割合は少なくなっている。また、「賃金労働時間制度等総合調査」(1999年)によって、過去3年間の賃金制度の改定状況をみると、「職務遂行能力に対応する賃金部分の拡大」、「業績・成果に対応する賃金部分の拡大」、「職務、職種など仕事の内容に対応する賃金部分の拡大」を実施した企業の割合は、それぞれ15.8%、15.5%、11.3%となっている。また、これらの項目について今後3年間に改定を予定している企業の割合は、それぞれ20.8%、22.3%、13.5%となっている。

図1-3-23 年齢階級別年間賃金格差の推移(男性・大学卒・産業計)

図1-3-23 年齢階級別年間賃金格差の推移 (男性・大学卒・産業計)



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」より政策統括官付政策評価官室作成
 (注) 1. 20〜24歳を100として算出
 2. 年間賃金＝決まって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

次に、退職金における年功要素の推移を中央労働委員会事務局のモデル退職金によってみると、勤続年数が長くなるほど退職金の支給額は累増するものの、その割合は近年になるほど緩やかになってきている。また、退職金は退職時の賃金を算定基礎とする場合が多く、退職時の賃金が年功要素で決定されれば、退職金についても実質的に年功要素で決められることになるが、「退職金制度・支給実態調査」によって何を算定基礎にしているかについてみると、「退職時の賃金」が減少する一方、定額方式、点数方式等による「別に定める額」は1978(昭和53)年の14.3%から1997(平成9)年には30.6%と増加している状況にある。

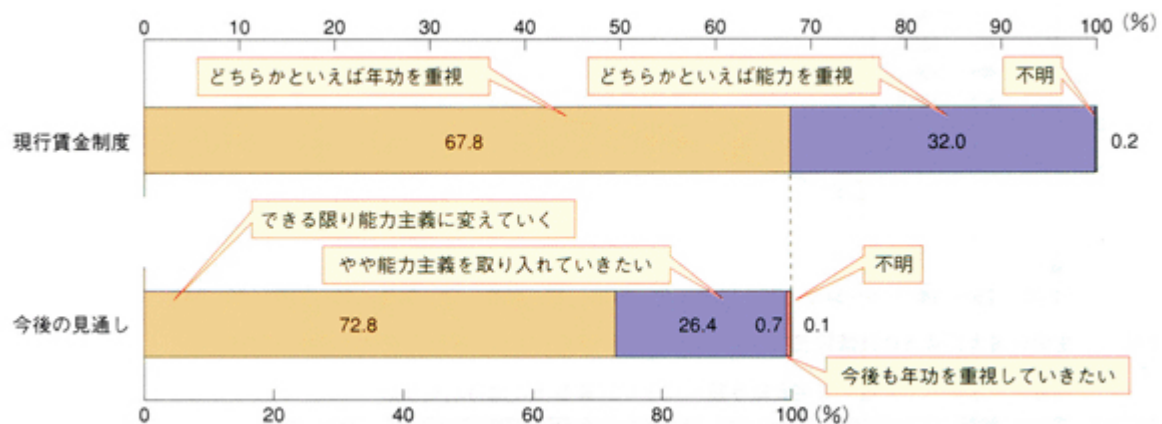
以上のように退職金を含む賃金における年功要素は少なくなりつつあるといえよう。

一方、企業や個人の意識の上においても、年功賃金の位置づけは変化している。厚生労働省委託の「新

世紀ホワイトカラーの雇用実態と労使関係-現状と展望」(2000年)により年功賃金に関する社員の意識をみると、「部分的な修正はやむを得ない」と「基本的な見直しが必要」とを合わせた割合は85%を超える。日本労働研究機構の「構造調整下の人事処遇制度と職業意識に関する調査」(1998年)をみても、成果主義的賃金への変更に反対する者は少ない。また、同調査によると、現行賃金制度についてどちらかといえば年功を重視してきたとする企業は67.8%にのぼるが、このうち72.8%は、今後できる限り能力主義に変えていくとしている。

図1-3-24 年功賃金の見通し

図1-3-24 年功賃金の見通し

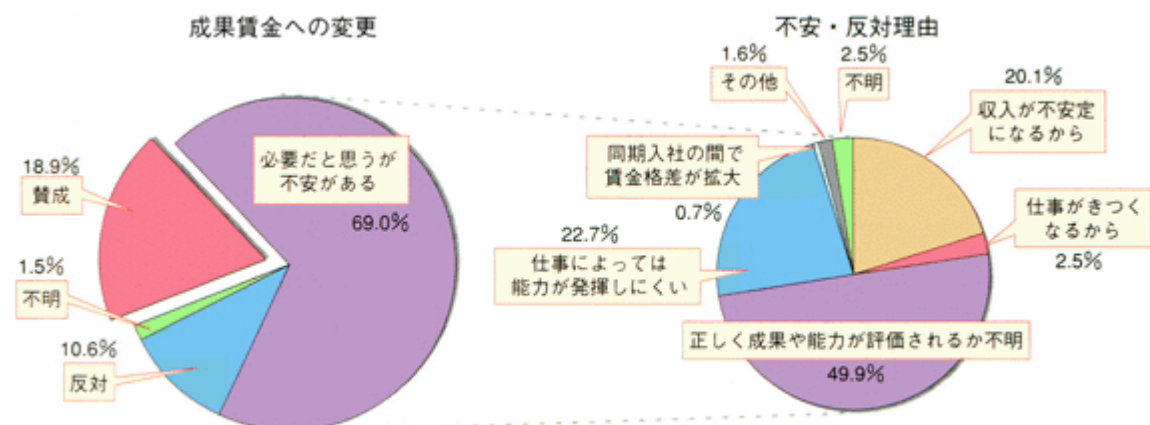


資料：日本労働研究機構「構造調整下の人事処遇制度と職業意識に関する調査」(1998年)

ただし、日本労働研究機構の調査結果(前出)をみると、多くの労働者が成果主義的賃金を必要と思いながらも不安を抱いている。その理由としては、「正しく成果や能力が評価されるか不明であるため」「仕事によっては能力が発揮しにくい」をあげる者がそれぞれ49.9%、22.7%と多い。賃金において成果主義的な要素を強めるに当たっては、成果・能力の評価が適正かつ明確に行われるようにする必要があることがうかがわれる。

図1-3-25 成果主義的賃金

図1-3-25 成果主義的賃金



資料：日本労働研究機構「構造調整下の人事処遇制度と職業意識に関する調査」(1998年)

(変化の背景にあるもの)

年功賃金等の雇用慣行は、社会経済情勢の変化によって影響を受ける。

高度経済成長期には会社は急速に成長した上に、多量に発生する労働需要については、第1次ベビーブー

ム世代など賃金水準が相対的に低い若年層でもって対処することが可能であった。

しかしながら、今日会社においては、高度経済成長期におけるような成長は一般的には見込み難くなっており、今後労働者に対して成長の成果をこれまでと同様に分配することが困難となる可能性がある。特に昨今の経済成長の低迷がこうした年功賃金の見直しを加速させていると考えられる。また、雇用者の年齢構成についてみると、1975(昭和50)年には20～29歳の比較的若い世代が多かったが、1999(平成11)年には45～54歳の世代の割合が過去と比べて大きく上昇するなど、高齢化の一途をたどっている。会社における人員構成が高齢化し、若年層の入職年齢が遅くなるとともにその割合が減少すれば、貢献の度合いと比較して賃金水準が低い者の割合は減ることになるため、従来と同様の形で年功賃金を維持し続けることは困難になろう。

(団塊の世代と年功賃金)

また、我が国においては、いわゆる「団塊の世代」(1947年～1949年生まれ)が年功賃金という仕組みの形成に影響を与えていたのではないだろうか。

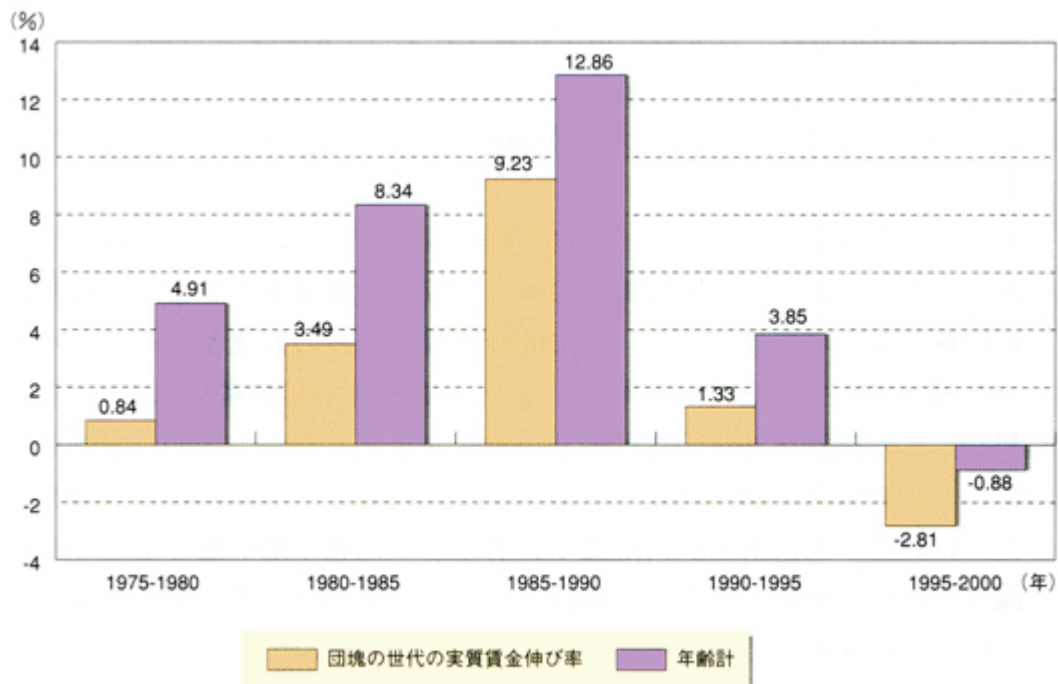
高度経済成長期の昭和40年代前半には、「団塊の世代」が多数入職し、安価な労働力が豊富に供給された。このため、企業においては年功賃金といった仕組みを導入しやすい環境にあったといえる。

しかしながら、現在「団塊の世代」は50歳代前半となっており、一般的に最も賃金が高く、かつ、年功賃金の仕組みの上で貢献の度合いより賃金が高いとされる年代に該当している。こうした者が従業員構成の上で多くを占めるようになってきたことが、年功賃金の見直しの動きの一因になっているものと考えられる。

また、これまでの「団塊の世代」の賃金の伸びを全体と比較してみると、1995年から2000年の5年間に男性年齢計では-0.88%であったのに対し、「団塊の世代」は-2.81%となっているなど、常に低い伸びを示してきている。「団塊の世代」のような人口の多い年齢層においては、他の年齢層と比較すると、労働力需要よりも労働力供給の方が相対的に大きくなるため、他の年齢層ほど賃金が伸びないのではないかと考えられる。このように賃金上昇の少ない「団塊の世代」が、今日年功賃金のカーブのピークとなる50歳代前半に該当していることが、年功賃金のカーブを一層緩やかにしている可能性がある。

図1-3-26 「団塊の世代」の賃金の伸び(男性、学歴計、規模計)

図1-3-26 「団塊の世代」の賃金の伸び（男性、学歴計、規模計）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査」、総務省統計局「消費者物価指数」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(長期雇用や年功賃金の今後)

以上みてきたように、「日本型雇用慣行」のうち年功賃金については動きがみられる一方、長期雇用については大きくは変化していない。労働者も会社も長期雇用を望んでいる面があるから大きく変化はしていないという解釈はあり得る。しかしながら、年功賃金を従来と同様の形で維持し続けることが困難になるなら、労働者が一つの会社に在籍し続ける誘因は低下することから、長期雇用について何らかの変化があらわれる可能性も否定できない。

長期雇用や年功賃金は、いわゆる「日本型雇用慣行」の主要な特徴とされてきたものであるが、経済基調が低成長となり、会社における人員構成が高齢化している今日、雇用慣行の変化を注視していくと同時に、各個人が会社と自分との関係について考えていく必要がある。

セカンドライフコース制度-T社

T社では、50歳以上の社員の生活と仕事について複数のコースを設定し、社員の自立的な選択を可能としたセカンドライフコース制度を1997年7月に導入した。

本制度は、社員の価値観の多様化に対応しつつ、意欲があり、健康に優れた者に対して、経験を生かした仕事・働く場・働き方の提供をするものである。

具体的には、社員が50歳になったときから反復的にカウンセリングを更け、社員自らが考えセカンドライフの設計をし、六つのコースから希望を決め、一方、会社は社員の選択を尊重することとしている。

これまでの実績をみると、健康に優れ60歳以降も仕事を継続したいと考える者が多いこと等を背景として、出向再就職コース、ワークシェアコースが多くなっており、通常の60歳定年コースであるスタンダードコースはこれらに比べ少なくなっている。

①	出向再就職コース（定年前早期出向を前提とした再就職コース） …55歳以降、出向先が見つかり次第出向する。最長65歳まで勤務可能。週休2日のフルタイム勤務をする。	実績 444人 希望者 42%
②	ワークシェアコース（定年後、同社に再雇用で残るコース） …1週間の所定労働時間を短縮する（1週間当たりの勤務日数を3日に短縮する者が多い）。	実績 410人 希望者 38%
③	フリー契約コース（会社との契約による自営的コース） …在職中に培った専門性や公的資格等を活かし、会社から業務を受託する。	実績 15人 希望者 1%
④	スタンダードコース …通常の60歳定年コース。	実績 320人 希望者 19%
⑤	マイプランステップコース（定年軟着陸コース） …55歳以降、社員資格のまま週4日勤務を行う。原則として兼業可能。	実績 2人 希望者 0%
⑥	マイプランコース（50歳以降、自らの意思で早期退職し、第2の人生をスタートするコース） …退職一時金に加え、60歳まで、「マイプラン支援年金」（T社独自の制度）を支給する。	実績 89人 希望者 0%

実績＝①②④⑥コースについては制度適用累積人数（④については⑤選択後定年退職した者も含む）。（1997年度～2000年度）
③⑤コースについては現在適用され就労している人数。
希望者＝54歳以上60歳未満の人の選択比率（2001年4月現在）。

（雇用慣行の変化と個人の自立）

年功賃金における年功の度合いが緩まるとともに、長期雇用のあり方が変化すれば、個人の会社への関わり方が変化することも考えられる。一つの会社に対して強い帰属意識を持ち、他の事に割く時間を犠牲にしても長時間働く個人は、少なくなっていくのではないかと考えられる。

もちろん、会社にとっては核となる人材が必要であり、かつ、従来のような長期雇用や年功賃金の下で働くことを望む個人もいることから、「日本型雇用慣行」の適用を受ける個人は今後も多く存在するであろう。また、「日本型雇用慣行」は、我が国経済の発展に寄与するとともに、従業員の雇用の安定に大きな役割を果たしていることを忘れることはできない。しかしながら、先にみたように「日本型雇用慣行」を維持するための条件は脆弱化しており、その適用を受ける者の割合は減少することも考えられる。今後は、自己の生活を充実させるに当たり会社によりかかるのではなく、自覚をもって自主的に行動しなければならなくなる個人が多くあらわれることも想定される。

ただし、個人は経済社会情勢の変化によって影響を受けるばかりではなく、望ましい会社との関わり方を、能動的に考えるようになってきている面もあるのではないかと考えられる。成果主義的賃金を是認する者の割合が増加していることは、その現れといえるであろう。この個人の自発性は、後述する働き方の多様化にもつながることになる。

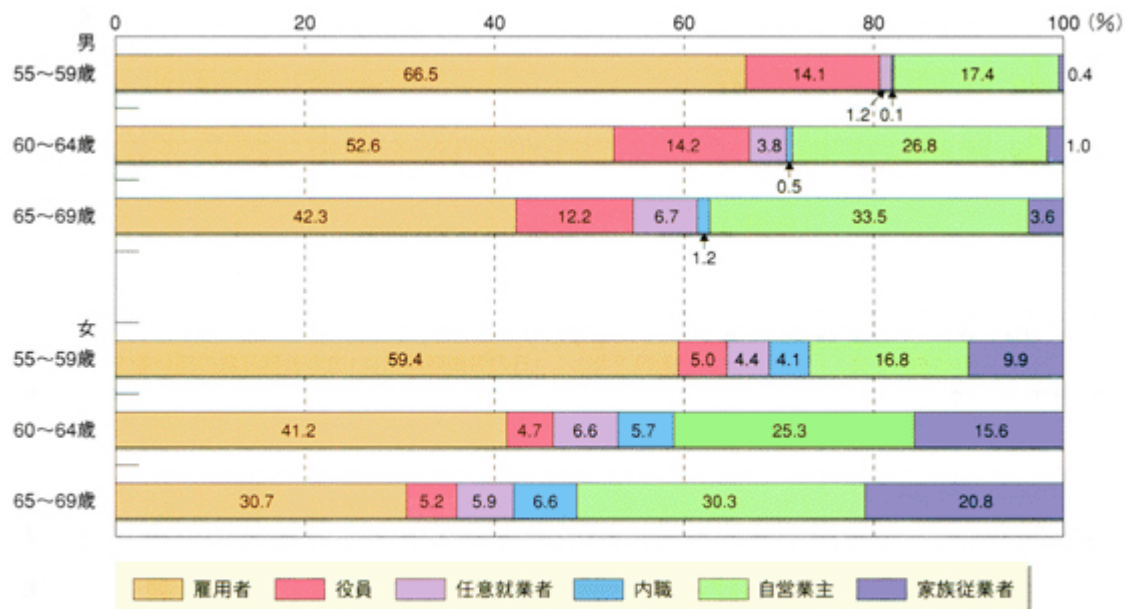
（2）働き方の多様化

（高年層における就業形態の多様化）

就業形態の多様化は、特に高年層、女性中年層および若年層において進んでいる。まず高年層についてであるが、「高齢者就業実態調査」（1996年）によって高齢就業者を従業員上の地位別にみると、雇用者が最も多い割合を占めており、60～64歳では男性で52.6%、女性で41.2%となっているが、65～69歳ではこの割合は少なくなる。また、自営業主について高齢者全体に占める割合をみると、年齢階級が高まっても大きく低下してはいない。総じて高年層は若年層や中年層と比較すると、雇用者以外の就業形態の割合が高くなっている。

図1-3-27 年齢階級別にみた従業員上の地位別高齢就業者の割合

図1-3-27 年齢階級別にみた従業上の地位別高年齢就業者の割合

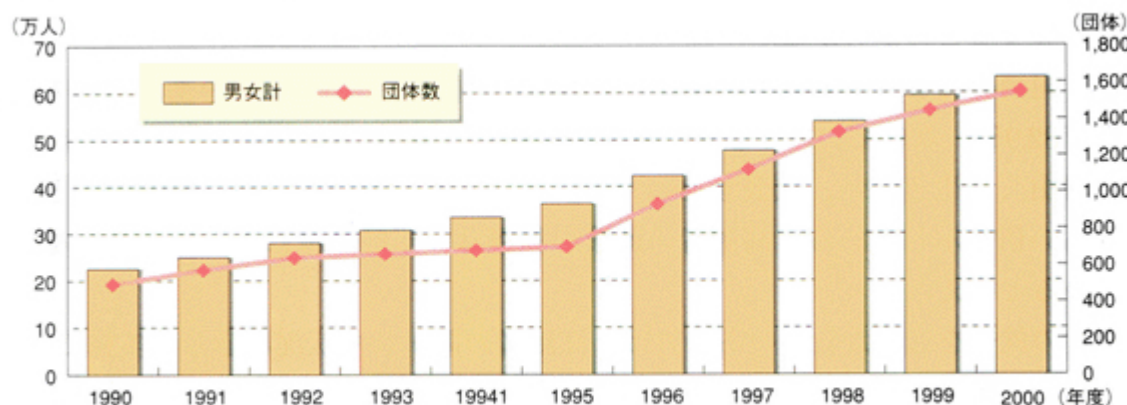


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「高年齢者就業実態調査」（1996年）
 (注) 1. 「任意就業者」とは近所の人や会社などに頼まれたりして、任意に行う仕事をした者をいう
 2. 従業上の地位の計には「不明」を含む

その一つとしてあげられるのが、シルバー人材センターにおける就労である。シルバー人材センター事業は、定年退職後等に臨時的かつ短期的な就業を希望する高年齢者に対して、駐輪場の管理など地域の日常生活に密着した仕事を提供するものであり、雇用という形態ではなく、シルバー人材センターが請け負った仕事を会員に提供し、配分金を受けるといった形をとっている。同事業は、高齢者の就業機会の増大や、活力ある地域社会づくりに寄与しており、会員数は2000年度末現在で約64万人(速報値)となっている。

図1-3-28 シルバー人材センターの団体数、加入会員数の推移

図1-3-28 シルバー人材センターの団体数、加入会員数の推移

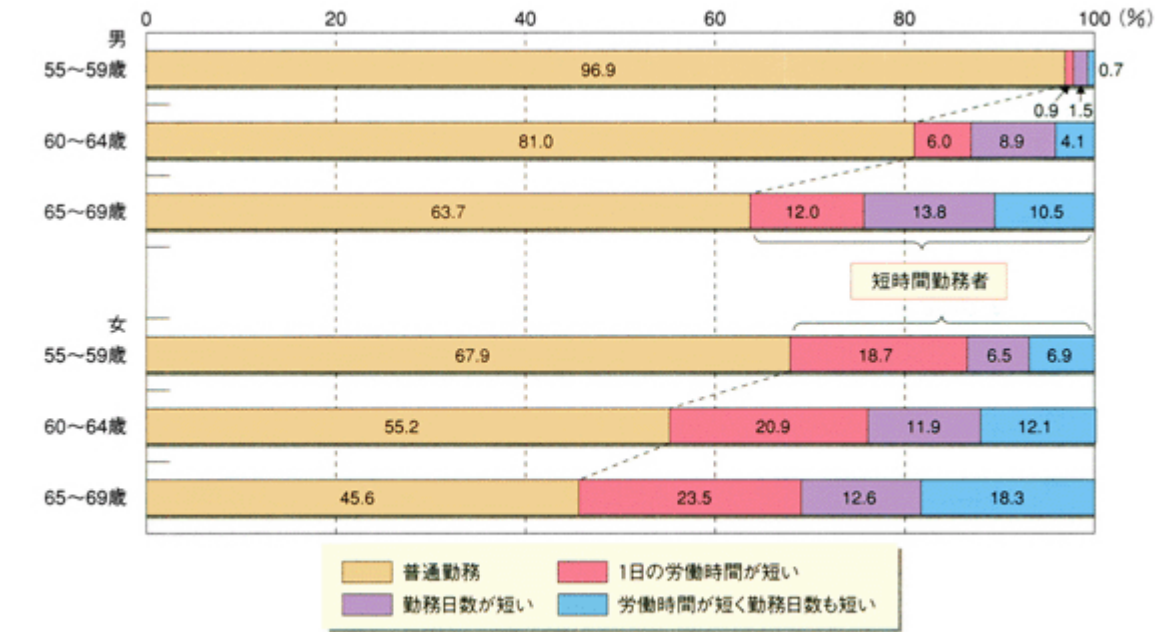


資料：(社) 全国シルバー人材センター事業協会
 (注) 2000年度は速報値

次に、雇用者が普通勤務、短時間勤務のいずれで働いているかについてみると、普通勤務の割合は、60～64歳については男性は81.0%、女性は55.2%と過半数を占めているが、65～69歳については男性は63.7%、女性は45.6%となっている。また、短時間勤務を志向する者は、高い年齢階級に多くみられ、職業生活からなだらかに引退することを望む高齢者の存在が示唆される。

図1-3-29 年齢階級別にみた勤務形態別高年齢雇用者の割合

図1-3-29 年齢階級別にみた勤務形態別高齢雇用者の割合



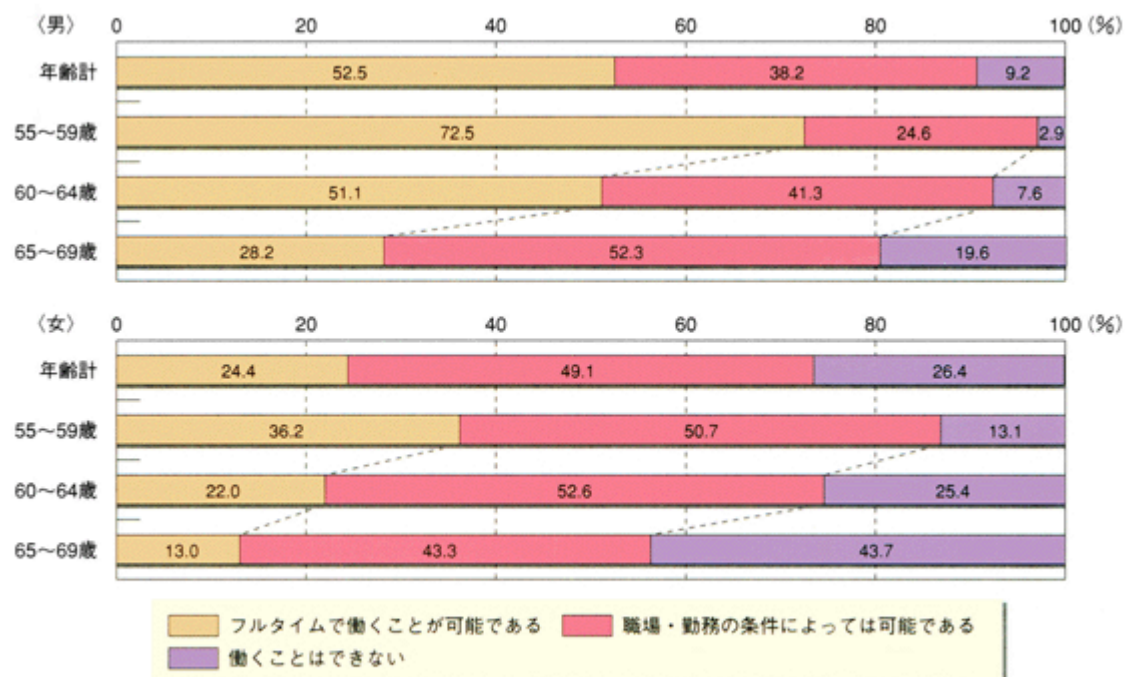
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「高齢者就業実態調査」（1996年）
（注）1. 「普通勤務者」とは普通勤務で仕事をしていた者をいう
2. 「短時間勤務者」とは、パートタイムの勤務を称し、1日の労働時間又は1週の勤務日数の短い者をいう

(高齢者の就業意識)

高齢者の働き方が多様である背景について考察すると、高齢者の健康状況が人によってさまざまであることをあげることができる。「高齢者就業実態調査」(1996年)によると、肉体的にフルタイムで働くことが可能な高齢者は男性が52.5%、女性が24.4%、職場・勤務の条件によっては可能な高齢者は男性が38.2%、女性が49.1%となっており、年齢階級別にみると、男女とも年齢階級が高くなるほどフルタイム勤務が可能な高齢者は減少する。フルタイム勤務か短時間勤務か、又は就業しないかを定める一つの大きな要素として、健康状況があるものと考えられ、年齢階級等によってその状況は異なることがわかる。

図1-3-30 就業の可能性

図1-3-30 就業の可能性



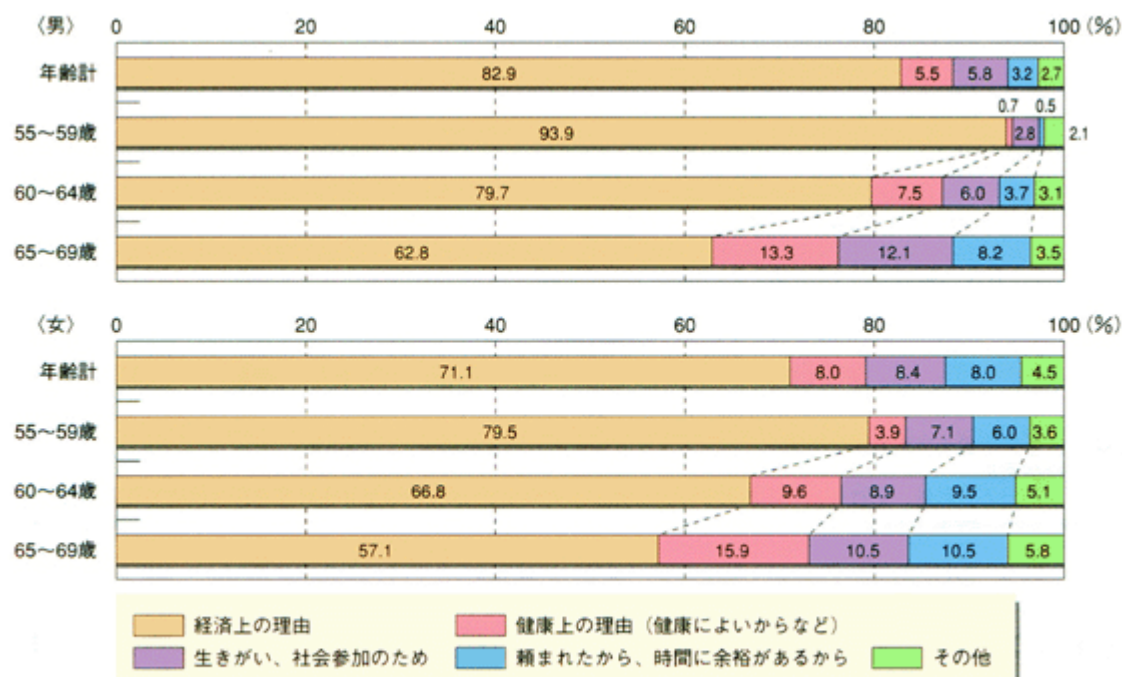
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「高齢者就業実態調査」（1996年）

次に、同調査により高齢者の就業理由をみると、「経済上の理由」をあげる者の割合が男性で82.9%、女性で71.1%と最も多くを占めているが、65～69歳においては、「健康上の理由」、「生きがい、社会参加のため」とする者の割合は、他の年齢階級と比較すると高い値を示している。高齢者の就業の動機は、年齢階級によって異なる様相を呈しているといえる。

高齢者の就労を通じた自立のあり方は、高齢者の置かれた状況に応じて多様である。今後さらに高齢化が進展する中、社会経済の活力を削がないためにも、多様性に即した形で高齢者の就労を通じた自立を支援していくことが求められているといえよう。

図1-3-31 年齢階級別にみた就業理由別高齢就業者の割合

図1-3-31 年齢階級別にみた就業理由別高年齢就業者の割合



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「高年齢者就業実態調査」（1996年）

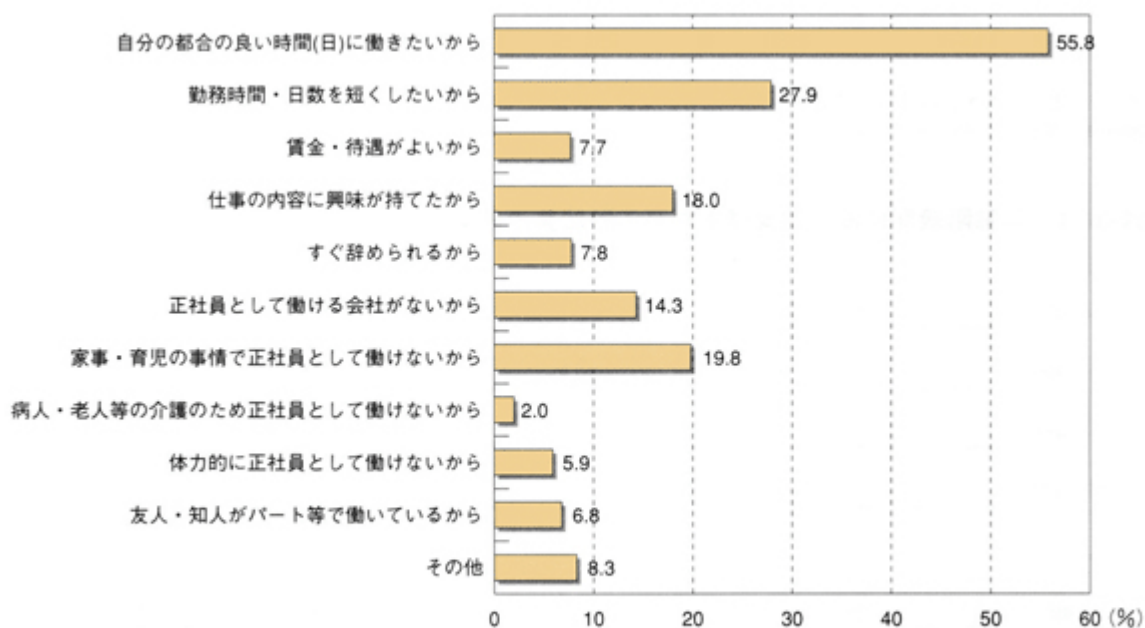
(パートタイム労働者の増加)

女性中年層における就業形態の多様化の最も大きな要因は、パートタイム労働者の増加である。総務省の「労働力調査特別調査」によって1995(平成7)年から2000年にかけて増加した雇用者数の内訳をみると、特に女性についてはパートタイム労働者の増加が大きい。

パートタイム労働者が大きく増加した原因としては、企業の立場からすると、人件費の安さ、雇用調整のしやすさ等があげられる。一方、パートタイム労働者側の要因について「パートタイム労働者総合実態調査」(1995年)をみると、女性がパート等を選んだ理由として最も多くあげるのは「自分の都合のよい時間に働きたいから」となっている。パートという就業形態は、自分の都合のよい時間に働くことを通じて、個人が「家族」、「職場」、「地域社会等」にそれぞれ関わる時間を自発的に配分することを可能にする。

図1-3-32 女性パートタイム労働者のパートを選んだ理由

図1-3-32 女性パートタイム労働者のパートを選んだ理由



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「パートタイム労働者総合実態調査」（1995年）

(注) 1. 複数回答

2. 「パート」とは、正社員以外の労働者で、名称にかかわらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

次に、「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(1999年)によって、パートタイム労働者などいわゆる非正社員が、職場でどの程度満足しているかみると、正社員と非正社員とを比較して、非正社員の満足度は正社員と遜色なく、非正社員のうち大きな部分を占める短時間のパートの満足度は高い状況にある。なお、正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じでパートと呼称される者(「その他のパート」)については、短時間のパートと比較して満足度が低くなっている。

同調査により生活と仕事のどちらを重視するかみてみると、特に女性の短時間のパートにおいて生活重視とする者が66.7%と多い。また、就業形態別に「現在の就業形態を続けたい」とする労働者の割合をみると、女性の短時間のパートは高い割合を示している。

これらの結果からすると、短時間のパートについては、家庭等との調和を図れる働き方として女性を中心に積極的に選択している者も多いことが示唆される。

ただし、前出の「パートタイム労働者総合実態調査」(1995年)において、パート等を選んだ理由として「正社員として働ける会社がないから」をあげる者も14.3%を占めることには留意する必要がある。

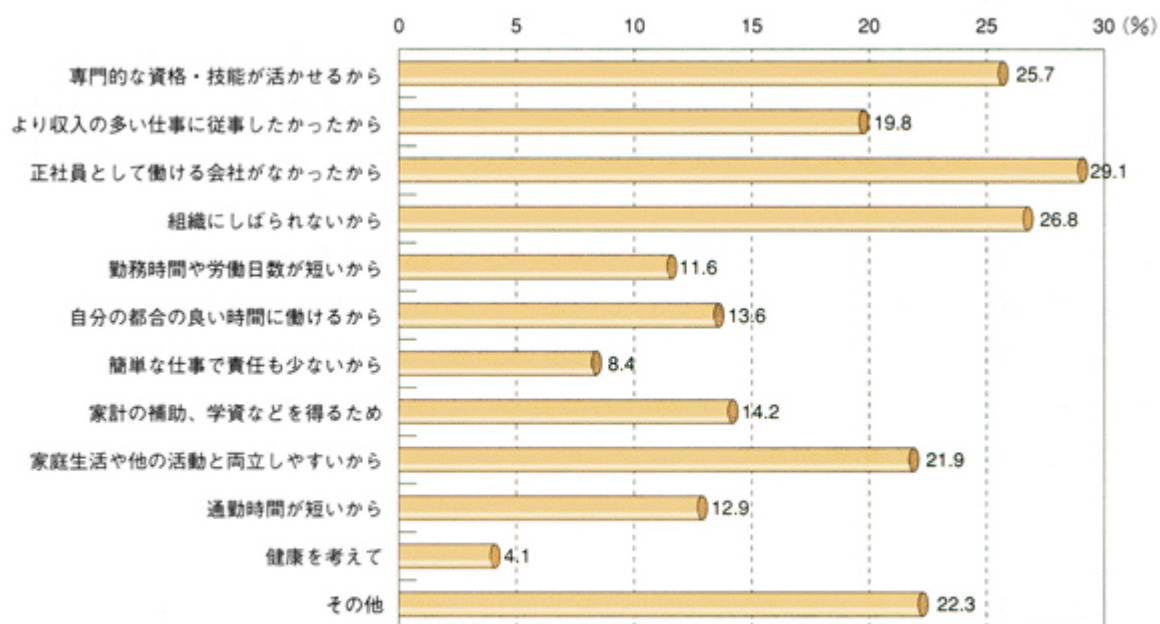
(若年層において増加が著しい派遣)

若年層の多様化している就業形態の一つとしては、派遣がある。「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(1999年)によると、派遣労働者の8割近くは20歳代(43.4%)30歳代(32.6%)であることから、比較的若年層に集中している就業形態であるということが出来る。

同調査により、派遣労働者が派遣という就業形態を選択した理由をみると、「専門的な資格・技能が活かせるから」をあげる者の割合は25.7%となっており、積極的に派遣を選択して就業している者がいることをうかがわせる。その一方、「正社員として働ける会社なかったから」は29.1%となっており、やむを得ず派遣で働いている者もいる。また、「家庭生活や他の活動と両立しやすいから」も21.9%にのぼる。

図1-3-33 派遣という就業形態を選んだ理由

図1-3-33 派遣という就業形態を選んだ理由

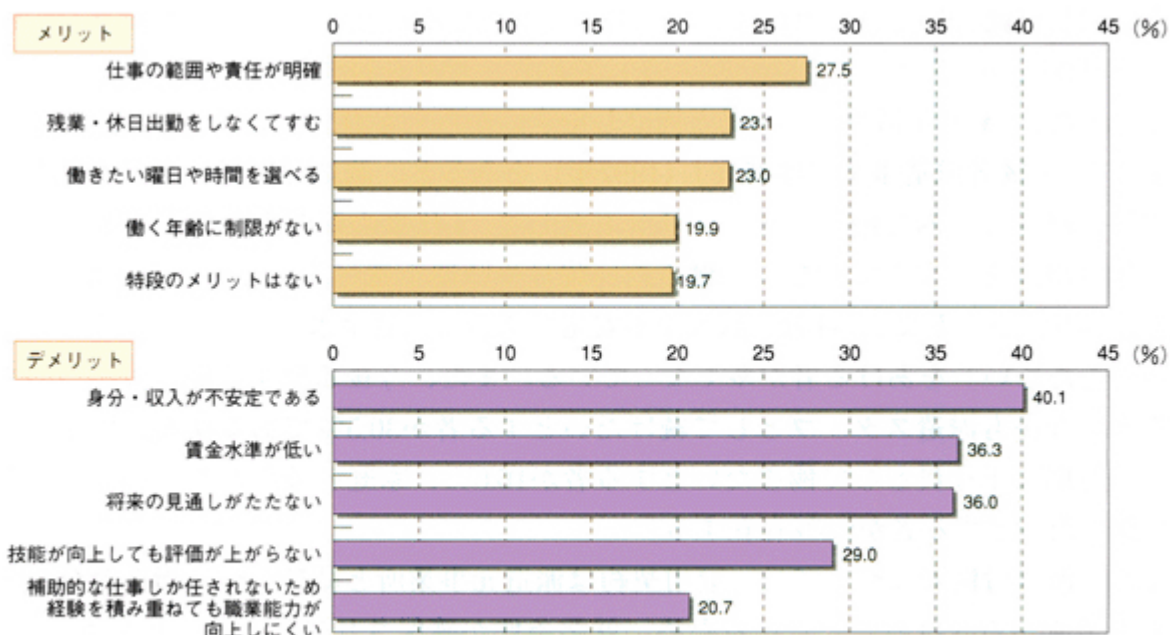


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(1999年)
(注) 複数回答

また、「労働者派遣事業実態調査」(1997年)をみると、派遣労働者としての働き方を実際に経験してみ
て感じられるメリットとして、「仕事の範囲や責任が明確」、「残業・休日出勤をしなくてすむ」、
「働きたい曜日や時間を選べる」をあげる者が多く、一方デメリットとして、「身分・収入が不安定で
ある」、「賃金水準が低い」、「将来の見通しがたたない」をあげる者が多くなっている。また、今後
希望する働き方についてみると、今後も派遣スタッフとして続けたいとする者が30.5%である反面、でき
るだけ早い時期に正社員として働きたいとする者が16.0%、家庭の条件が整えば正社員として働きたいと
する者が8.3%存在する。

図1-3-34 派遣労働者としての働き方を実際にしてみte感じられるメリット・デメリット

図1-3-34 派遣労働者としての働き方を実際に試みて感じられるメリット・デメリット



資料：厚生労働省職業安定局「労働派遣事業実態調査結果報告」（1997年度）

(注) 1. 複数回答

2. 上記調査各上位5項目のみ掲載

なお、派遣労働者については、雇用契約は派遣元事業所と結びつつ、指揮命令は派遣先事業所から受けることとなるため、就業条件が確保されにくいとの指摘もある。このため、派遣労働者の就業に関する条件について、今後とも的確に整備していく必要がある。

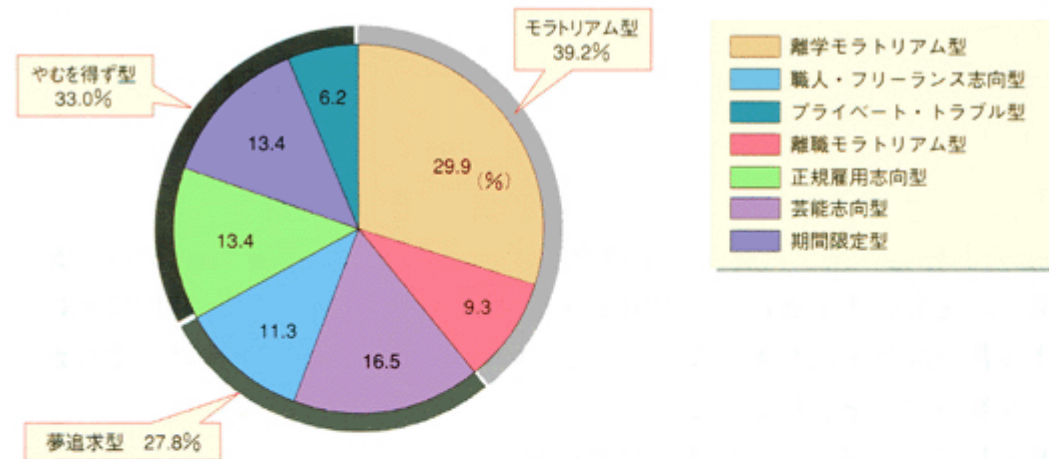
(若年層の就業に係る意識)

若年層の就業に係る意識をみるため、いわゆる「フリーター」の動向を取り上げる。日本労働研究機構の「フリーターの意識と実態」(2000年)における97人の「フリーター」に対するヒアリング結果をみると、将来の見通しを持たないまま「フリーター」となった者が約4割、正規雇用を志向したりしながらもやむを得ず「フリーター」となった者、芸能や職人・フリーランスを志向した者がそれぞれ約3割となっている。この調査結果をみると、「フリーター」になった目的は多様であることがうかがえる。

将来の見通しを持たないまま「フリーター」となった者の存在は、若年層の中に就業意識が希薄な者がいることをうかがわせる。また、近年、特に大学卒で卒業後無業者となる者が増加しており、1991(平成3)年の2万2,121人から2000(平成12)年には12万1,083人となっている彼らが社会の中で能力を十分発揮できていない状況は、本人にとってはもちろん、社会にとっても損失であるといえよう。

図1-3-35 フリーターの類型

図1-3-35 フリーターの類型



資料：日本労働研究機構「フリーターの意識と実態」（2000年）

(注) 離学モラトリウム型……職業や将来に見通しを持たずに教育機関を中退・修了し、フリーターとなったタイプ
 離職モラトリウム型……離職時に当初の見通しがはっきりしないままフリーターとなったタイプ
 芸能志向型……バンドや演劇、俳優など、芸能関係を志向してフリーターとなったタイプ
 職人・フリーランス型……ケーキ職人、バーテンダー、脚本家など自分の技能・技術で身を立てる職業を志向してフリーターとなったタイプ
 正規雇用志向型……正規雇用を志向しつつフリーターとなったタイプ、特定の職業に参入機会を待っていたタイプ、および比較的正社員に近い派遣を選んだタイプ
 期間限定型……学費稼ぎのため、または次の入学時期や就職時期までといった期間限定の見通しを持ってフリーターとなったタイプ
 プライベート・トラブル型……本人や家族の病気、事業の倒産、異性関係などのトラブルが契機となってフリーターとなったタイプ

フリーターの意識

上記の日本労働研究機構「フリーターの意識と実態」（2000年）における97人のフリーターのヒアリング調査から、フリーターの類型を参考にしながら、その意識を掘り下げてみてみよう(類別については図1-3-35参照のこと。)

まず、フリーターにそのメリット、デメリットについてきいてみると、メリットについては、「自由」、「時間の融通がきく」といったものが多かった。一方、デメリットについては、「収入が少ないこと」が最も多かった。デメリットとして「社会に認められていないこと」をあげる者の中にはモラトリウム型が多く、彼らは社会から承認されたいという気持ちを強く抱いていると考えられる。また、「将来に対する不安」をあげる者の中ではやむを得ず型が多かったが、逆に夢追求型では見られなかった。

次に、フリーターが考える「正社員観」をみてみると、フリーターと正社員を比較した場合、全体的に正社員の方が「金銭的に恵まれていること」をあげる者が多い他、夢追求型、やむを得ず型では「安定していること」をあげる者が多かった。一方、モラトリウム型を中心に正社員の方が束縛されるというイメージを持っている者が多くなっており、一概に正社員になることを切望しているわけではない。

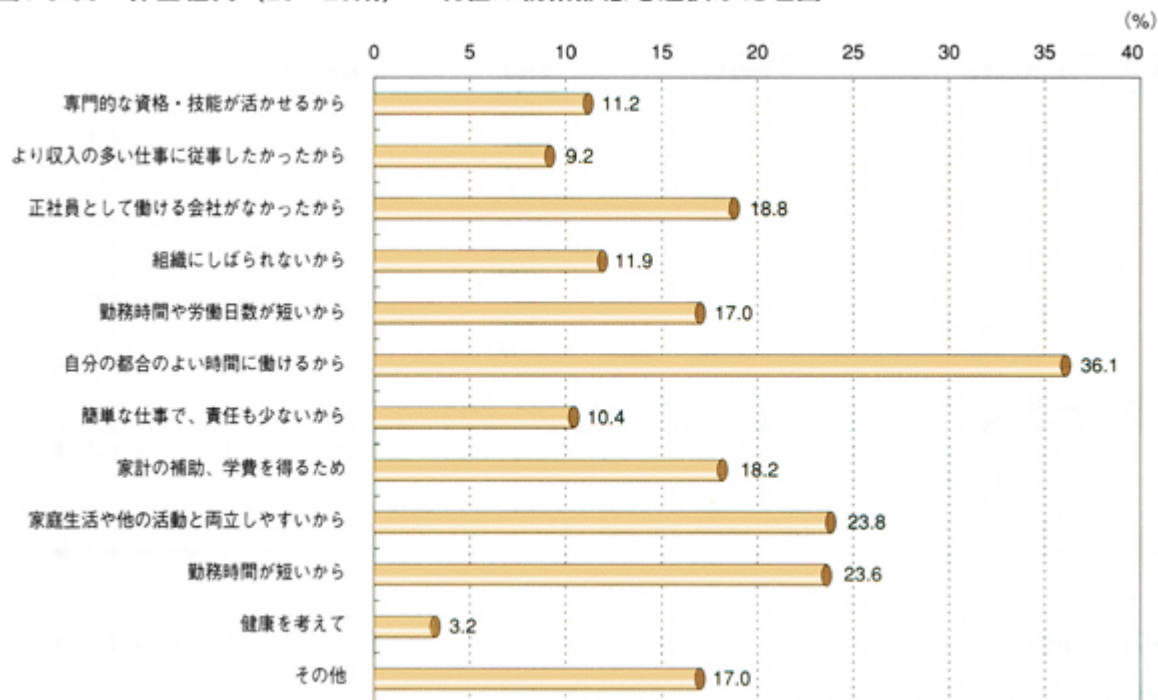
また、フリーター自身が考える「フリーター観」をきいてみると、フリーターを「やりたいこと」があるかどうかで「良いフリーター」と「悪いフリーター」の2分法で捉える場合が多かった。例えば、あるフリーターは、「二通りあると思うんですよ、フリーターでも。…やりたいことがあってバイトしている、何かのためにバイト、フリーターじゃなきゃいけない人と、やることが何も見つからなくてフリーターでしようがなくやっている人と。」と言っており、フリーターが「やりたいこと」を重視していることがうかがえる。

(「正社員」以外の形態で働いたり会社を辞めたりする理由の多様性)

「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（1999年）によって、非正社員(20～29歳層)が現在の就業形態を選択した理由をみると、「自分の都合のよい時間に働けるから」をあげる者の割合が最も多くなっているものの、「正社員として働ける会社になかったから」も多い割合を示している。

図1-3-36 非正社員(20～29歳)が現在の就業形態を選択した理由

図1-3-36 非正社員（20～29歳）が現在の就業形態を選択した理由

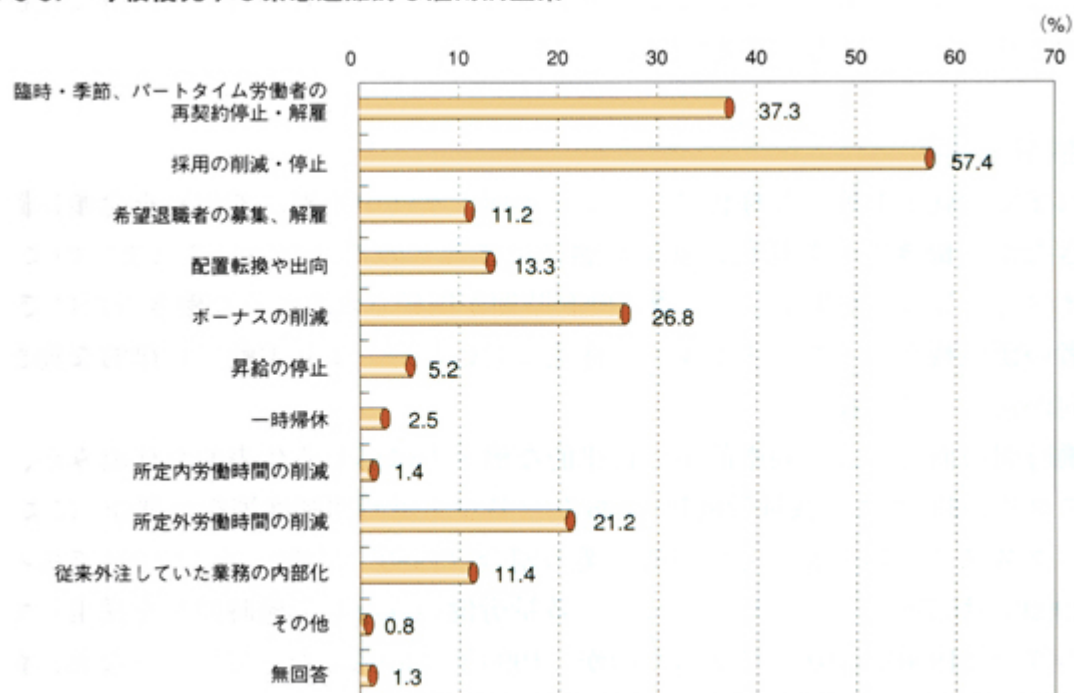


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（1999年）
 （注）複数回答である

この一因としては、厳しい雇用失業情勢が継続する中、企業は雇用調整するに当たり長期間人的投資をしてきた中高年の労働者から減らしていくのではなく、まずは新規入職者を絞り込んできたことをあげることができよう。この点に関して厚生労働省委託の「ワークシェアリングに関する調査研究」（2001年）をみると、緊急避難的に雇用調整の必要が生じた際に、企業が優先する雇用調整策として最も多いのは、採用の削減・停止となっている。

図1-3-37 今後優先する緊急避難的な雇用調整策

図1-3-37 今後優先する緊急避難的な雇用調整策



資料：（株）三井情報開発「ワークシェアリングに関する調査研究」（厚生労働省委託、2001年）

次に、若年層が離職する要因について、新規学卒就職者の離職率の推移をみると、例えば大学卒の正規社員については、近年は入職して3年までの間に3人に1人程度が離職しており、高い水準を示している。こうした離職率の動きをもたらす要因について回帰分析により推計すると、就業意識の変化等のトレンド要因が離職率を押し上げていることの他に、就職時点で買い手市場であった場合は、希望する職場に就職できている可能性が低くなるため、一旦就職した後、より良い職場を求めて離職する可能性が高くなることがうかがわれる。

図1-3-38 新規学卒者在職1年未満の離職率の重回帰分析

図1-3-38 新規学卒者在職1年未満の離職率の重回帰分析

説明変数	中学校卒	高校卒	短大等卒	大学卒
定数項	37.32 (28.75)	15.45 (18.82)	10.19 (5.40)	7.38 (3.25)
有効求人倍率 (離職時)	0.56 (0.53)	3.89 (5.97)	4.07 (2.29)	5.62 (2.63)
求人倍率 (就職時)	-0.36 (-0.93)	-1.64 (-5.05)	-2.32 (-1.76)	-4.43 (-2.78)
トレンド項	0.58 (10.23)	0.53 (4.75)	0.49 (4.33)	0.45 (3.30)
決定係数（自由度修正済）	0.86	0.93	0.72	0.64
サンプル数	18	18	13	13

資料：雇用保険被保険者記録を基に厚生労働省政策統括官付政策評価官室において分析
(注) 1. 被説明変数は、在職1年未満の離職率。説明変数は、離職時の有効求人倍率、就職時の求人倍率（中学校卒、高校卒については新規学卒者の求人倍率、短大卒等、大学卒については卒業年の有効求人倍率）、データ開始年を1とし、1ずつ増加するトレンド項
2. () 内はt値
3. 上記分析方法は、太田聰一「若者の転職志向は高まっているのか」『エコノミクス』（2000年4月）による。

若年層の中には、自立についてあまり自ら考えない者もいれば、不本意ながら「正社員」以外の就業形態を選ぶ者や、必ずしも希望しない就業先に就職する者など現状に満足できない者もいる。自己の夢や目標を形成し、それに向けて努力していく主体は言うまでもなく若者自身であるが、社会としても、若年者の自立が円滑に進むような環境を整えていく努力が必要である。

(労働時間の面における自立的な働き方の進展)

これまで、就業形態の多様化について高年層、女性中年層、若年層を念頭に置いてみてきたが、働き方の多様化は就業形態に止まるものではない。これまでのように、集合オフィス等に人が集まって一斉に勤務時間が開始されるような働き方だけでなく、労働者の価値観やライフスタイルの多様化に対応した、より柔軟で自律的な働き方への志向が強まっている。

労働時間の面で、より効率的かつ自律的な働き方に応じる代表的な仕組みが、フレックスタイム制※および裁量労働制※である。「賃金労働時間制度等総合調査」によると、フレックスタイム制を導入している企業の割合は1990(平成2)年は2.2%であったのが、1999年は5.7%となっている。また、裁量労働のみなし労働時間制を採用している企業の割合は1990年は0.6%であったのが、1999年は1.9%となっている(なお、企画業務型裁量労働制については2000年4月から施行)。

※フレックスタイム制

1か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者がその枠内で各日の始業就業時刻を自主的に決定して働く制度。ただし、当該一定期間を平均して1週間当たりの労働時間の範囲内となるように定める必要がある。

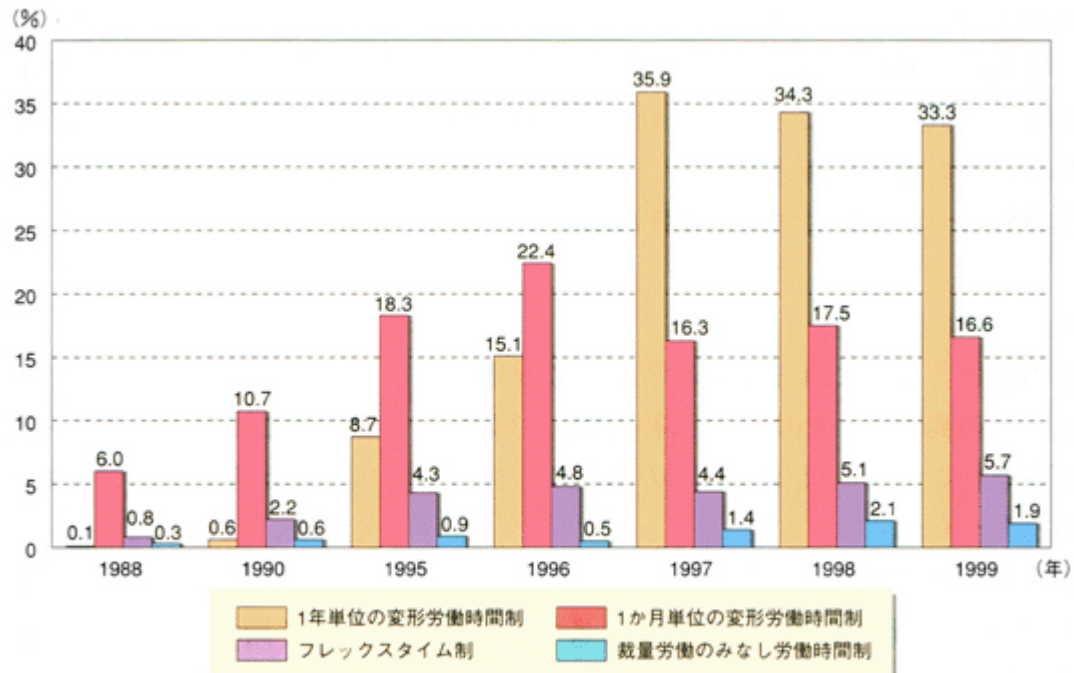
※裁量労働制

業務遂行の手段や時間配分等を労働者の裁量に大幅にゆだねる必要がある業務を労使で定め、労働者をその業務に就かせた場

合、実際に働いた時間にかかわらず、あらかじめ労使で定めた時間働いたものとみなす制度。

図1-3-39 変形労働時間制、裁量労働のみなし労働時間制を採用する企業数割合

図1-3-39 変形労働時間制、裁量労働のみなし労働時間制を採用する企業数割合



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金労働時間制度等総合調査」

(注) 1988年および1990年の「1年単位の変形労働時間制」の数値は「3か月単位の変形労働時間制」の数値である。
(労働基準法改正により1994年4月から最長の変形期間が3か月から1年に延長された。)

フレックスタイム制については、始業終業の時刻を、裁量労働制については、業務遂行手段および時間配分を、それぞれ労働者の決定にゆだねることとされており、今後、制度の導入が促進され、自律的で自由度の高い働き方が実現されれば、創造性豊かな人材がその能力を十分発揮することが可能となる。そして、生産性の向上を通して会社への貢献がなされ、ひいては個人の仕事を通じた自己実現の度合いが高まることが期待される。また、家族とのふれあいの時間や、地域社会と関わる時間が増加するといったメリットも期待できよう。

(テレワークの普及)

情報技術の進展により、集合オフィスに人が集まって仕事をするスタイルのみならず、それぞれが離れた場所からコンピュータを使って仕事ができる分散オフィスでの仕事が可能となっており、情報通信ネットワークを活用して、時間と場所に制約されることなくいつでもどこでも仕事ができる働き方としてテレワークが注目を浴びている。この背景としては、雇用労働者も情報通信機器の普及によって、どこにいても仕事をする事ができることを認識するに至り、個人の事情に対応できる柔軟な勤務形態を求めるようになってきていることがあげられる。

テレワークは、従来のような集団を管理する人事システムではなく、個々の多様性を認め能力が十分発揮できるような個を尊重したシステムへの転換を図るものであるといえるため、職場でのコミュニケーションが不足する可能性もあるが、自由時間の充実など、個人の自立にとって多くの利点を有している。情報技術の進展に伴い、今後テレワークの導入に弾みがつくことも考えられ、テレワークを円滑に実施するための条件整備について検討する重要性は増しているといえよう。

(変わる個人の働き方)

個人の働き方は、これまで年功賃金等の雇用慣行に大きく影響を受けていた可能性がある。その典型がいわゆる「会社人間」であり、自己の望む生き方と異なる働き方をせざるを得ないか、又は会社との関

わり方についてほとんど考えない個人も多かったものと考えられる。

しかし、会社に埋もれるような働き方から移行する動きがみられる。その契機は企業における人員構成の高齢化等がこれまでの雇用慣行を揺り動かしたことにあるが、主体的に自分の働き方を変えたいという意思を持つ個人も増えてきているものとみられる。

その一つの現れが時間と場所に制約されない働き方の進展であり、「正社員」以外の就業形態の増加であろう。また、一社に長く働き続け役職に就くことを目指すような働き方が減る一方、複数の会社に勤務して自己の専門性を磨いていくような働き方が増えることも考えられ、社会にも状況変化への対応が求められている。

個人が主体的に働き方を考える中、自覚と責任を持って主体的に働こうとする者を社会的に応援していく必要があるだろう。

第1部 生涯にわたり個人の自立を応援する厚生労働行政

第1章 個人をとりまく社会経済情報の変化

第3節 家族・職場・地域社会等との関係の変化

3 地域社会の中における個人

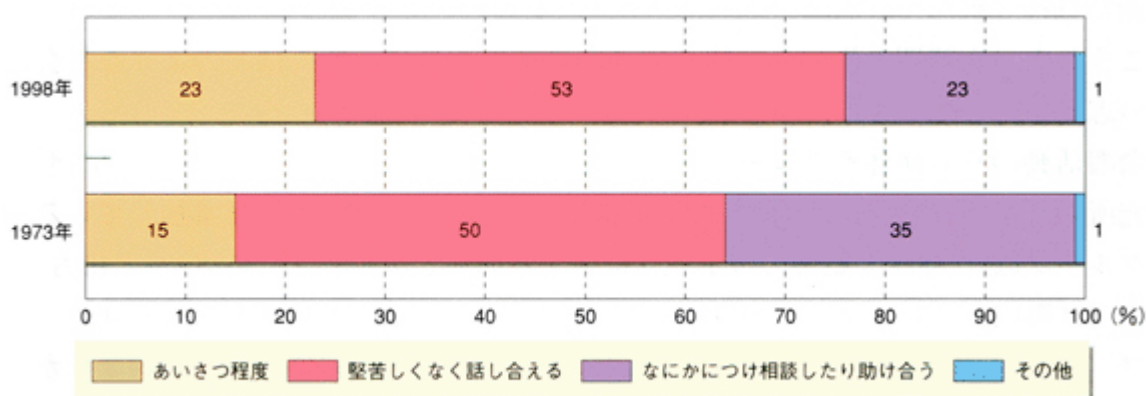
(1) 地域社会の変化

(地域社会との関わりの希薄化)

地縁・血縁で強く結ばれた地域社会は、個人や家族では解決できないさまざまな問題を受け止め、解決する役割を果たしてきた。しかし、こうした伝統的ともいえる地域での関係に対する閉塞感が徐々に高まるとともに、都市への若者の流出や都市型の生活スタイルの広がり、さらには、従来地域社会が担ってきた相互扶助的な機能を公共や民間のサービスが代替するようになってきたことなどから、個人と地域との関わりは相当希薄化している。例えば、NHK放送文化研究所の「現代日本人の意識構造調査」(1998年)によると、いわゆる近所付き合いについて、「あまり堅苦しくなく話し合える」ような交際が望ましいとする者が50%を超えるとともに、近年の傾向として、「なにかにつけ相談したり助け合う」ような交際が望ましいとする者が減少し、「会ったときにあいさつする」程度の交際が望ましいとする者が増加している。地域における最も基礎的な関係である近所付き合いにおいてさえ、密度の濃い交際は望まれなくなり、形式的な交際で済ませたいという傾向が強まっている。

図1-3-40 どんなつきあい方が望ましいと思いますか?(隣近所)

図1-3-40 どんなつきあい方が望ましいと思いますか？（隣近所）



資料：NHK放送文化研究所 「第6回『日本人の意識』調査」（1998年）

(希薄化の背景)

我が国における個人と地域社会との関わりが希薄化した背景には、高度経済成長期に起こった産業構造の変換と、農村から都市への人口移動があるといえる。すなわち、都市部においては、人口集中によって新たな郊外都市の形成が進んだが、郊外都市は、新たに移り住んだ人々が多く、特に職住が分離した雇用者は、職場への強い帰属意識や通勤による時間的制約もあって、地域への関心が高まらなかった。また、農村地域においても、都市部と比較すれば地域への帰属意識が強く残ってはいるものの、過疎

化、高齢化の進展や、雇用者の増加など都市型生活の浸透により、従来のような地域との関わりは、徐々に失われていった。

(2) 新たな社会参加志向の高まり

(自由時間の増加、余暇志向の高まり)

個人と地域の関わりへの希薄化が進んだ一方で、個人の中に新たな社会参加への意欲の高まりがみられる。

我が国の労働者の労働時間の状況をみると、年間総実労働時間(調査産業計)は、1990(平成2)年度の2,044時間から2000(平成12)年度には1,854時間となっており、10年間で約1割減少している。また、平均寿命の伸長により退職後の期間も長期化しており、生涯にわたる自由時間は大きく増加している。

また、NHK放送文化研究所の「現代日本の意識構造」によると、1973(昭和48)年には「仕事志向」が44%を占め、「両立志向」21%、「余暇志向」32%を上回っていたが、1998(平成10)年には「仕事志向」が26%まで減少し、「両立志向」は35%、「余暇志向」は37%まで増加している。

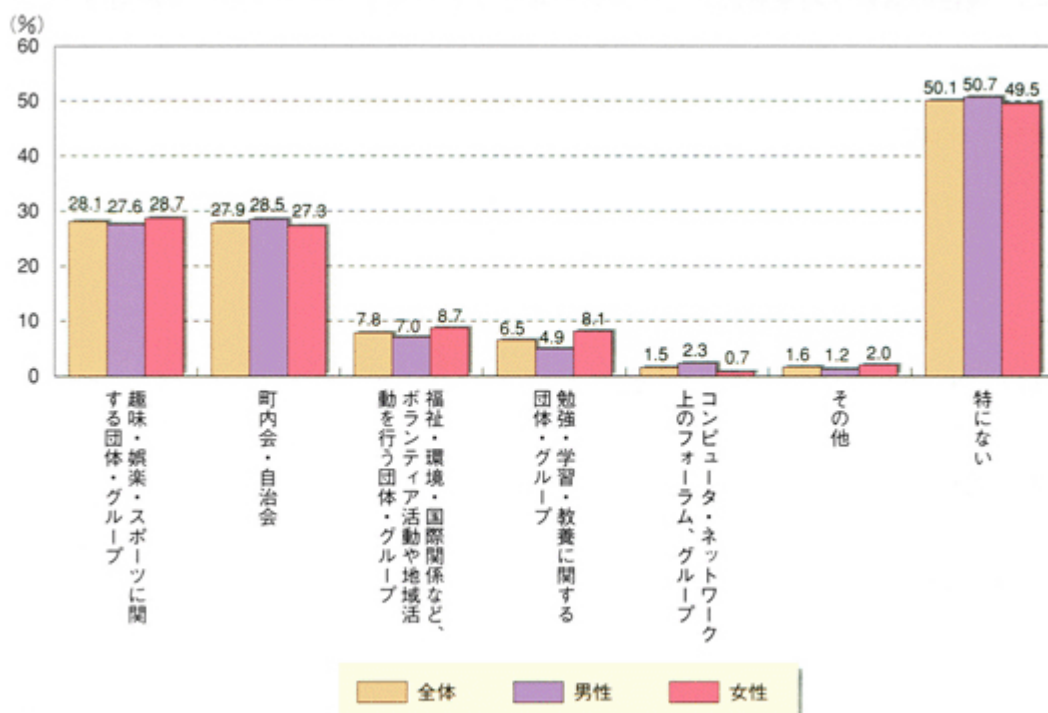
(新たな社会参加への志向)

こうした自由時間の増加と余暇志向の高まりを背景に、個人はどのような社会参加への志向を持っているのだろうか。

余暇活動のうち団体やグループへの参加による活動状況について、ライフデザイン研究所の「ライフデザイン白書2000-01」(1999年)によると、現在参加している団体やグループは、「趣味・娯楽・スポーツに関する団体・グループ」が28.1%と最も多く、次いで「町内会・自治会」が27.9%、「ボランティア活動や地域活動を行う団体・グループ」が7.8%の順となっている。「特にない」との回答は50.1%であり、約半数が何らかの団体・グループで活動していることがわかる。

図1-3-41 現在(過去1年以内)に加入・参加している団体・グループ(複数回答)

図1-3-41 現在(過去1年以内)に加入・参加している団体・グループ(複数回答)

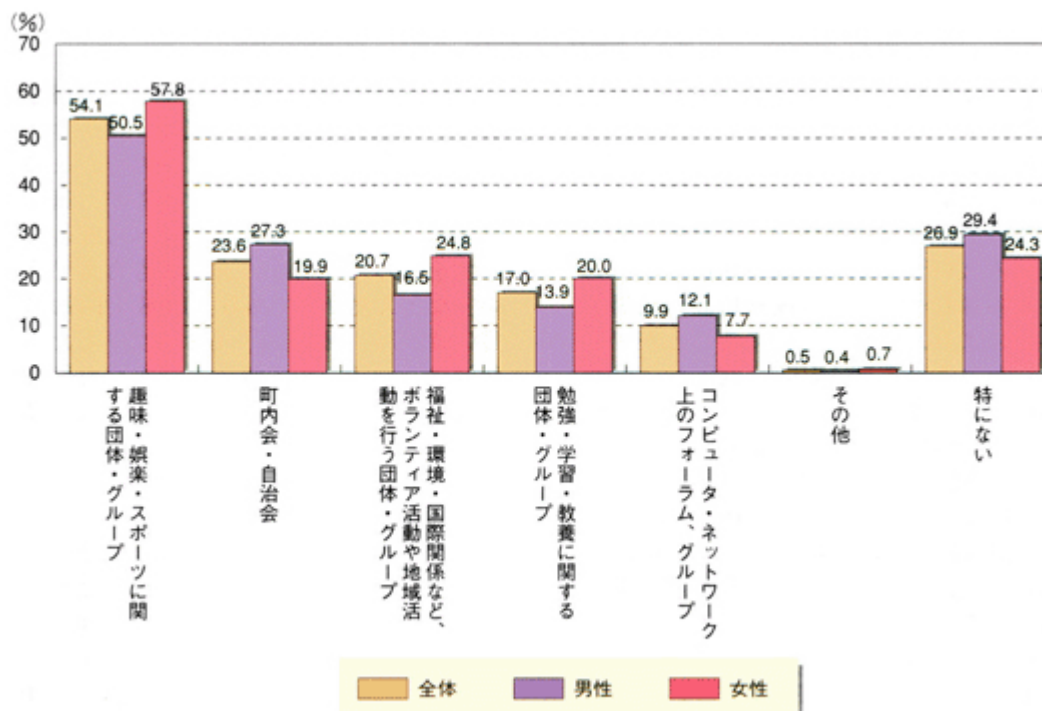


資料：ライフデザイン研究所「ライフデザイン白書2000-01」(1999年)

また、将来どのような活動を行いたいかについては、順位は変わらないものの、「趣味・娯楽・スポーツに関する団体・グループ」が54.1%と大きく増加、「町内会・自治会」が23.6%と減少し、「ボランティア活動や地域活動を行う団体・グループ」については現在の参加者の約3倍近い20.7%の人が将来参加したいとしている。何らかの活動に参加したいとする人は72.6%に達し、多くの人がこうした活動に参加する意欲を持っている。また、活動に参加したい理由としては、「生きがいになるものが欲しいから」(33.4%)、「知識・教養を高めたり、情報や技術を得られるから」(33.3%)、「健康によいから」(33.2%)が多くなっている。

図1-3-42 将来参加したい団体活動・グループ活動(複数回答)

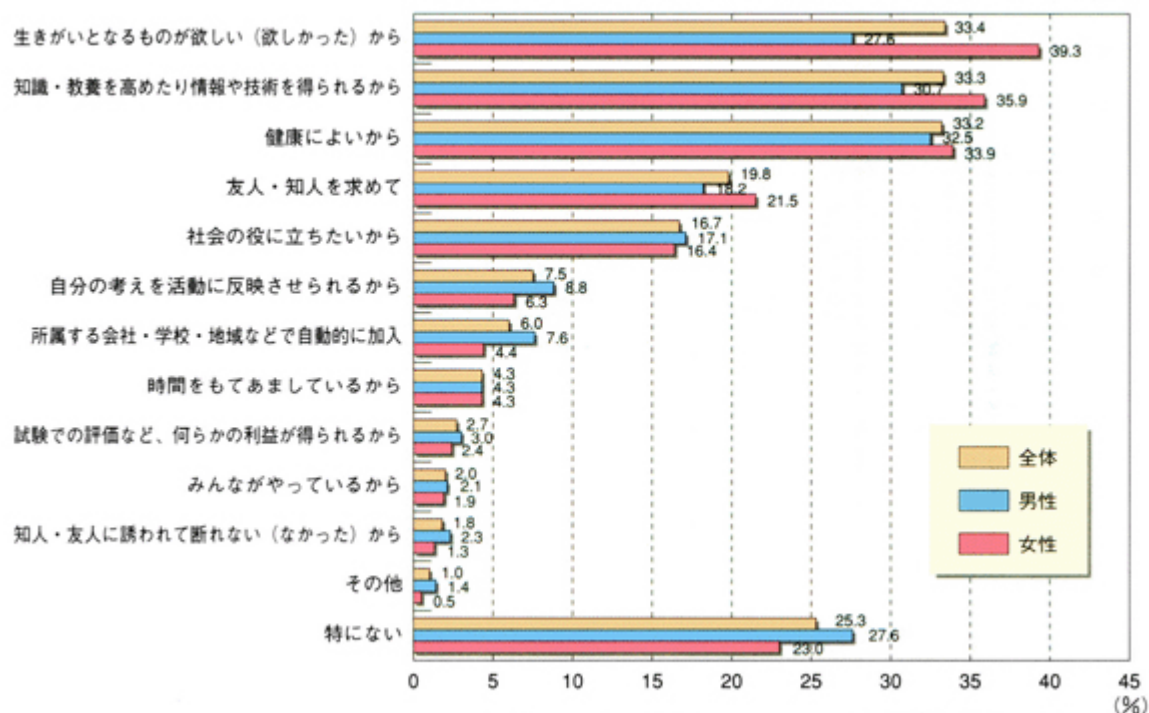
図1-3-42 将来参加したい団体活動・グループ活動（複数回答）



資料：ライフデザイン研究所「ライフデザイン白書2000-01」（1999年）

図1-3-43 現在の活動や将来参加したい活動を希望する(希望した)理由(複数回答)

図1-3-43 現在の活動や将来参加したい活動を希望する（希望した）理由（複数回答）



資料：ライフデザイン研究所「ライフデザイン白書2000-01」（1999年）

(主体的に参加できる活動への志向)

この調査結果をみても、従来型の地域社会活動に参加しようとする志向が低下し、個人がそれぞれの関心に応じた新たな社会参加を志向している傾向がみて取れる。すなわち、「町内会・自治会」以外の趣味やボランティアなど特定の目的を持って成立した団体・グループについては、現在活動している人よりも将来参加したいとする人が多くなっているのに対し、「町内会・自治会」については、将来参加したいとする人が現在の活動参加者を下回っている。今日の個人は、従来からの地縁に基づく団体や活動に対してはむしろ閉塞感を感じており、自分の好み、関心に応じて主体的に参加できるような活動・団体に参加したいという志向を高めているのではないかと考えられる。

デイ銭湯(福祉入浴)

高齢者、障害者などの入浴することが困難な人たちにゆったりと入浴をしてもらうため、公衆浴場の広々とした空間を活かす「デイ銭湯」といった取組みが、全国各地で広がっている。このデイ銭湯の長所は、1)地域に密着した取組みということで、地域住民のボランティアも参加しやすい、2)既存施設の銭湯を使うことにより、コストを抑えることができるといったことがあげられる。銭湯では営業時間外の日中を解放し、入浴だけでなく、健康チェック、体操、話し合い(談笑)、レクリエーションなどさまざまな催しが行われている。

神奈川県横浜市においては、1997(平成9)年に南区浴場組合の協力のもと、デイ銭湯1号店である「草津湯」がオープンした。男女の間仕切りを開いた広い脱衣所で、カラオケやおしゃべりをするなど自由でのびのびとできる空間となっている。浴槽は手すり、洗い場には背もたれのついた椅子などが完備されており、高齢者に優しいつくりとなっている。利用者からは「一人暮らしなので、この集まりが楽しみ」、「他に施設はあるが、遠くていけない」、「毎回、みんなで食べられるようおかずを作ってくるが、喜んでもらえてうれしい」など大変好評である。1998(平成10)年6月には2号店「松美湯」もオープンした。デイ銭湯は、身近な街の施設を活かした健康増進と地域社会のふれあいの場を提供している。

○「草津湯」で行われるメニュー

(毎週水曜日開催)

- ・受付……………11:00～12:00
- ・ふれあいタイム…11:00～12:30
- ・お風呂タイム……12:30～13:30

校舎のない学校～福島県伊達郡梁川町～

福島県伊達郡梁川町のボランティアグループが1997(平成9)年4月に「校舎のない学校」を開校している。校舎のない学校とは、名前のとおり、校舎はないが、何かを学びたいといった気持ちを抱いている人々が、自由な発想で自主的に知恵を出し合い、学びながら遊ぶことのできる自由で魅力ある空間・場所のことを示している。「校舎のない学校」の授業は誰でも自由な発想で提案できる授業を自ら企画し、自らも生徒として参加することができるといったように、主役はあくまでも自分自身であるという点におもしろさがある。授業の実践にあたっては、用務員とよばれる人たちが運営・サポートしていく体制となっており、「校舎のない学校」においては9人の用務員が、学校活動を支えている。また、参加者にとって身近であり、よき相談者といった役割も担っている。

校舎のない学校には、ユニークな学部・学科があり、参加者は誰でも自由に用務員に対し新たな学部・学科を創設することを申告することができる。

地域の社会参加活動は、個人の自発性、自知性、創意工夫に基づき、地域における人間関係により成り立っている。人々の出会い、ふれあいの場の創出をとおして、自己実現を図り、お金では買えない貴重な出会い、経験、感動、満足感等を得られることは、さまざまな人間とのつながりや生きがいを模索している今の時代を生きる人々にとっては必要なことなのではないか。

学校の構成

学校の構成

学校の構成員	内容概要	授業料(会費)
学生会員 (約120名)	会員は町民が中心で、学校から活動の案内や会報が送られ、企画・運営にも参加できる。学生でない人々も幅広く、ホームページから情報入手が可能である。	年間2,000円 (一世帯3,000円)
サポート会員 (約10名)	趣旨に賛同し、その学校運営に資金・カンパ・人的サポートをする。主な会員は地元企業である。	1口年間 10,000円以上
講師	学校の存在に共感した人が依頼を受けたとき、あるいは自主的に専門分野を教える。学部・学科の活動内容により選定する。	講師料は ケースバイケース
用務員 (9名)	学校全体の活動を掌握し、広報・通信事務を行う。また、学部・学科の新設や諸活動を補完する。	年間2,000円 (一世帯3,000円)

主な学部・学科の活動状況

主な学部・学科の活動状況

「小さな自然の博物館」学部(山菜学科・蝶々学科・薬草学科・鳥学科・化石学科・冬春夏草学科など)	
内容	毎月1回、町内の山林や川辺で行われる自然観察調査会の体験を通して、地域の植物、昆虫などの自然に親しみ、地域における自然の大切さ・すばらしさを学んでいる。さらに、町内の公園で毎年1回実施する夏休み親子キャンプは好評で、地域に定着しつつある。また、博物館の設立に向けた活動は、福島県には歴史・民俗学の博物館施設はあるものの、自然科学系の博物館がなく動向が注目されている。
農学部(有機農法科・酵母科・きのこ栽培科・ハーブ科)	
内容	今年の大きな活動としては、本物にこだわった「日本酒」を造りたいという思いから、酒造好適米「五百万石」を有機自然農法により育て、太陽の光で自然乾燥させた米を醸造会社へ委託して、日本酒「伊達盛(だてざかり)」を製造、販売したことである。「本物の日本酒を造りたい、飲みたい」という学び・あそび心の酒造りを、自分たちの努力で実現した。
地域文化学部(郷土史料科・紙漉き科・柿渋科・炭焼き科)	
内容	地域に受け継がれてきた固有の伝統文化・技術をもう一度見つめ直し、それらを体験し、ふれあうことにより、その素晴らしさを認識する。これらを次代につなげていこうとする古里再認識の活動である。

資料：総合研究開発機構、地方シンクタンク協議会「『あそび』をとり入れた地域づくり」

(まとめ)

このように、従来の伝統的な個人と地域社会との関わりは、徐々に希薄になってきている。しかし、自

由時間の増加や、余暇志向の高まりを背景として、生きがい、知識・教養、健康づくりといったさまざまな目的を持って、地域社会の中で何らかの団体やグループに参加したいという意欲を持つ個人は増加している。多くの個人は、自らの関心に合わせて、趣味・娯楽やスポーツ、学習活動や社会活動など幅広い活動を行い、従来の地縁、職縁を超えた新しい人間関係を望むようになってきている。

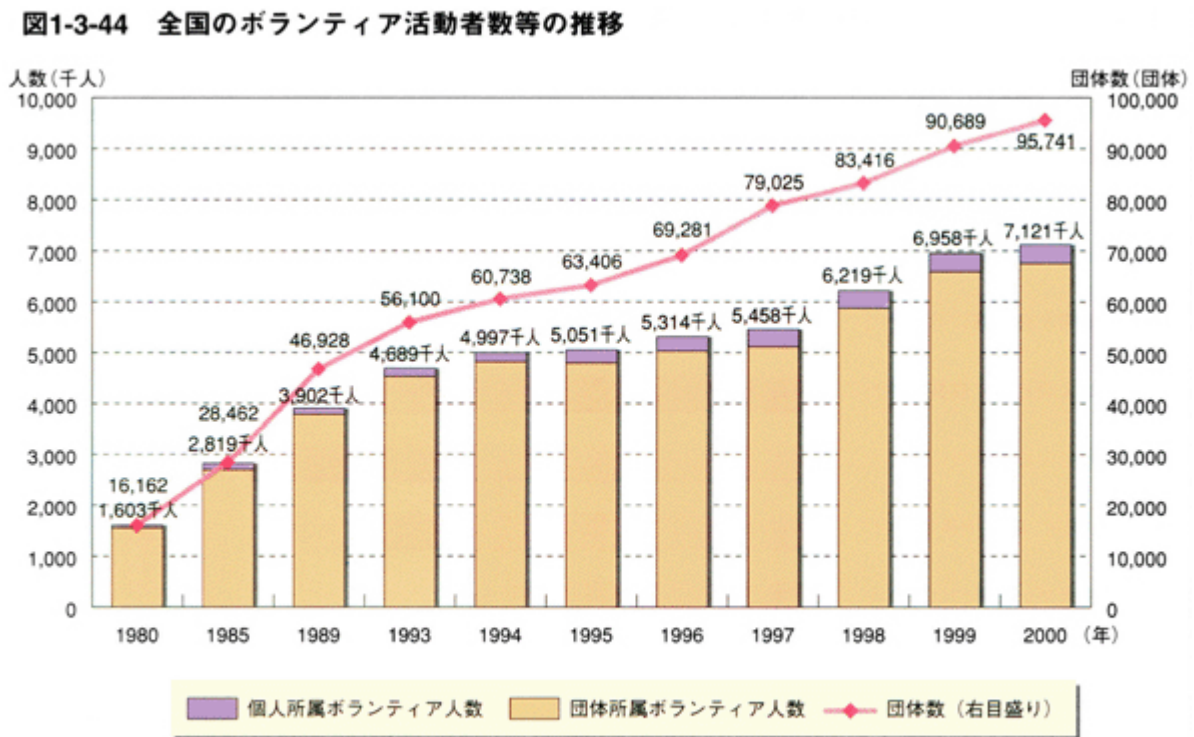
(3) ボランティア活動の広がり

(社会貢献意識の高まりと新しい社会参加の広がり)

内閣府の「社会意識に関する世論調査」によれば「社会の一員として何か社会のために役立ちたい」という個人の社会貢献に対する意識は、なお、依然として高い水準にある。こうした社会貢献意識を背景に、個人の自発的参加によって生まれた、地域の枠を超えた新しいタイプの社会貢献活動も広がりを見せ始めている。

全国社会福祉協議会の「ボランティア活動年報2000年」によると、ボランティア活動を行う団体および人の数は、1980(昭和55)年の約1万6,000団体、160万人から2000(平成12)年には約9万6,000団体、712万人へと大きく増加している。

図1-3-44 全国のボランティア活動者数等の推移

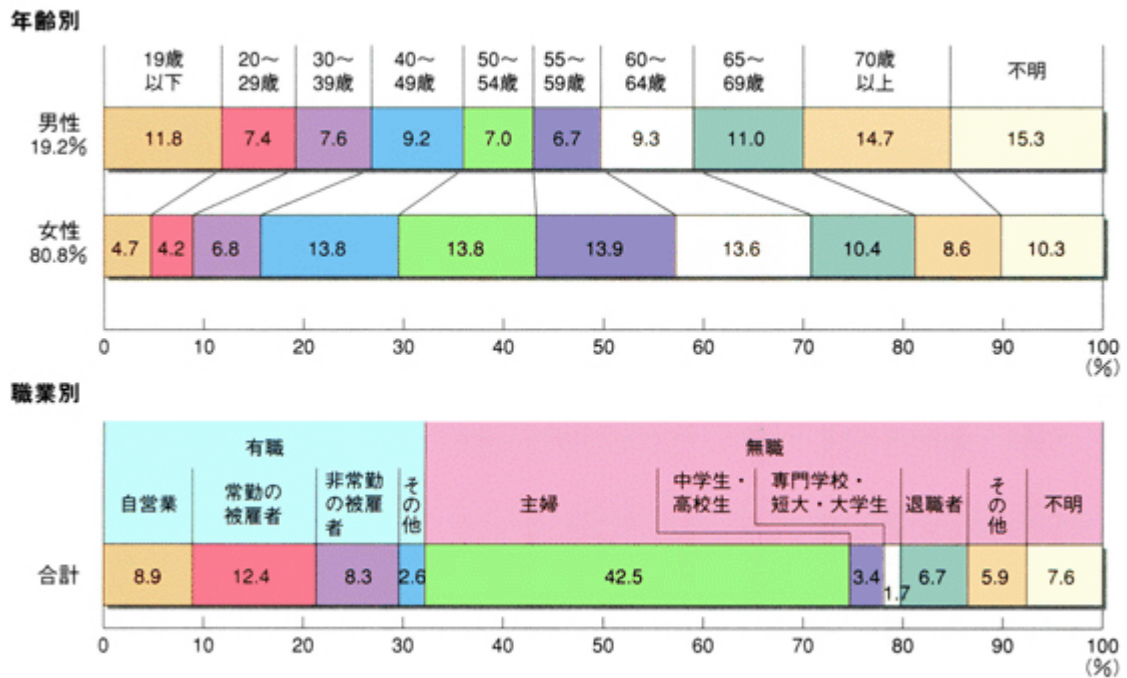


資料：全国社会福祉協議会 全国ボランティア活動振興センター「ボランティア活動年報2000年」
 (注) 棒グラフの上の数字は、団体ボランティア及び個人ボランティアの人数の合計。

また、全国社会福祉協議会の「全国ボランティア活動者実態調査」(1996年)により、ボランティア団体の会員の特徴をみると、男女比では女性が80.8%、職業別では主婦が42.5%、女性の年齢別では50から60歳代が51.7%を占めており、ボランティア活動の主たる担い手は「中高年の主婦」になっている。一方男性では、60歳代が20.3%、70歳以上が14.7%を占め、雇用者が退職する60歳以上が多いという特徴がある。総務省統計局「社会生活基本調査」により「社会奉仕活動」への参加率をみても、60歳以上の世代においては男性の参加率が女性を上回っており、退職後に自由時間を持った男性にとっては、ボランティア活動が社会参加の一形態として重要な意味を持っている。

図1-3-45 全国のボランティア団体の会員構成

図1-3-45 全国のボランティア団体の会員構成

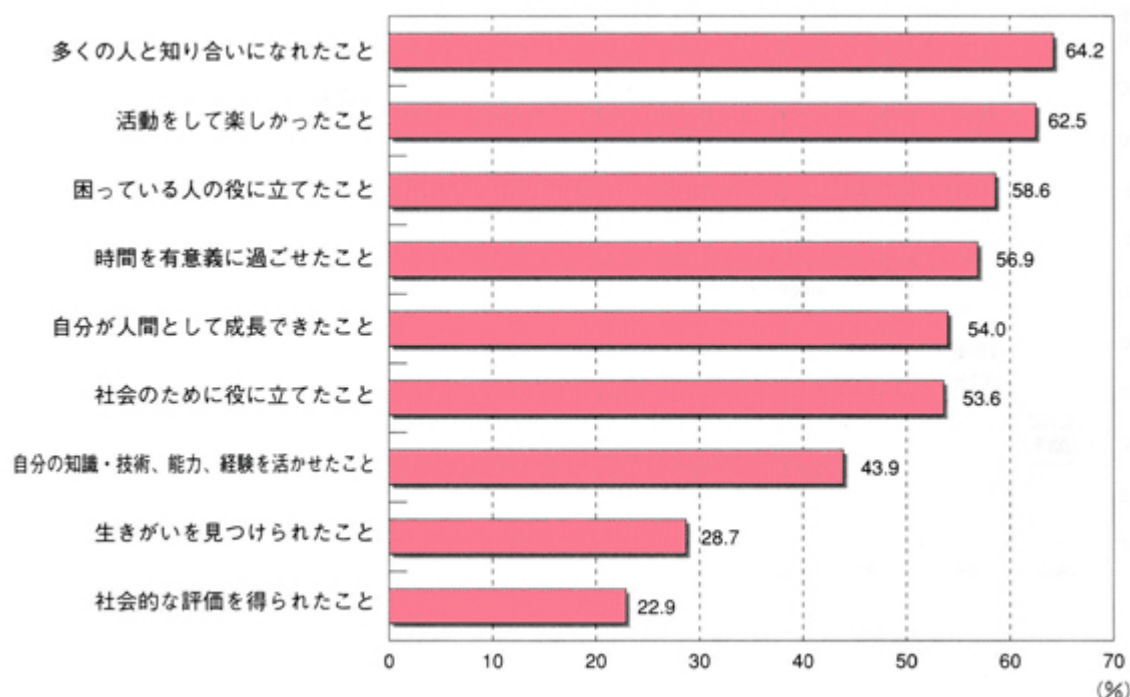


(ボランティア活動参加者にとっての意義)

ボランティア活動の意義については、内閣府の「国民生活選好度調査」（2000年）によれば、活動を経験した者のうち6割を超える者が、「多くの人と知り合いになれたこと」、「活動をして楽しかったこと」に満足している。また、全国社会福祉協議会の「全国ボランティア活動者実態調査」（1996年）では、ボランティア活動を行っていて良かったこととして、「新たな友人や仲間ができた」（65.2%）、「自分自身の生きがいを得ることができた」（53.3%）、「活動自体が楽しかった」（49.0%）などが多くなっている。ボランティア活動をする人の多くは、活動そのものを楽しむだけでなく、新たな人とのつながりを得ることに満足感を得ている。

図1-3-46 ボランティア活動に対する満足度に係る意識調査

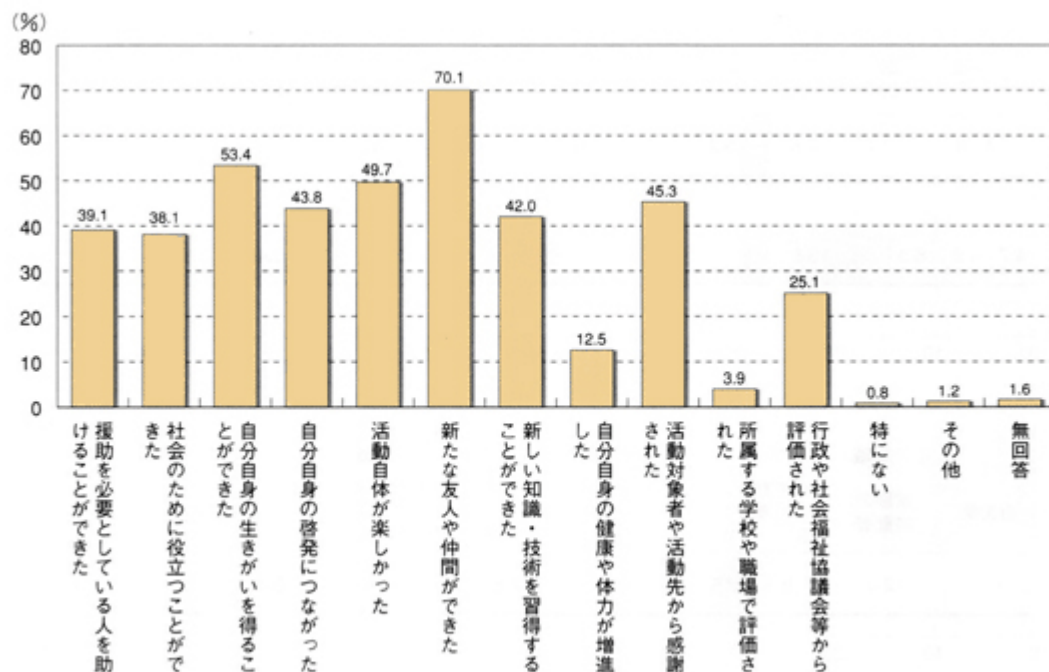
図1-3-46 ボランティア活動に対する満足度に係る意識調査



資料：内閣府「国民生活選好度調査」（2000年）

図1-3-47 活動して良かった点(複数回答/制限無)

図1-3-47 活動して良かった点（複数回答／制限無）



資料：全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動者実態調査（個人向け調査）」（1996年）

（注） ボランティア団体に加入している人を対象とした調査の結果。

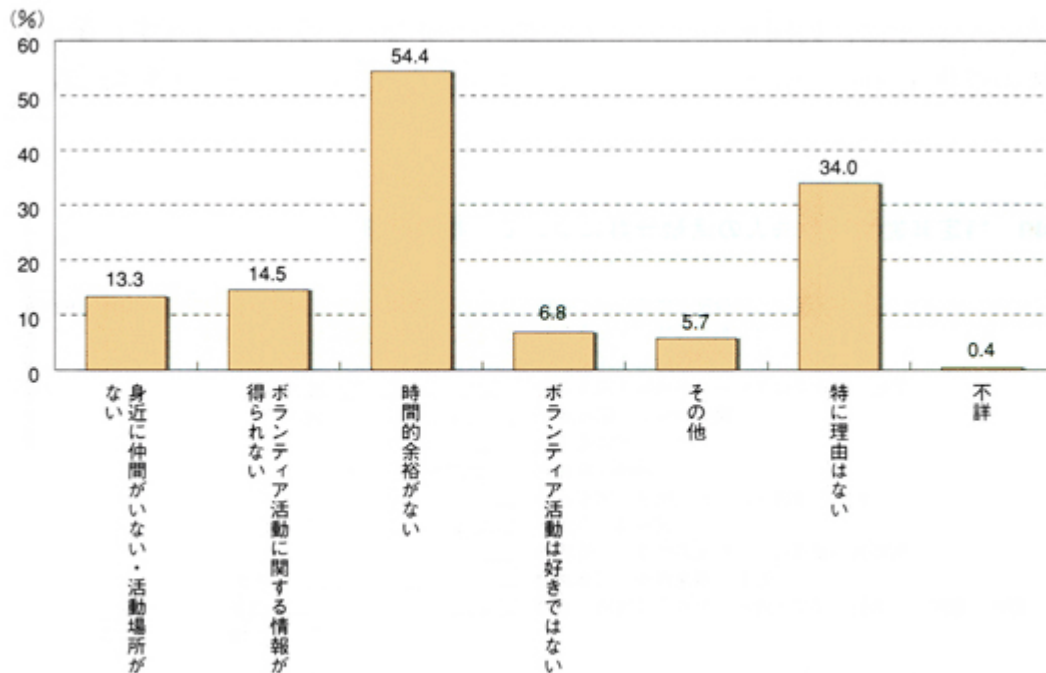
このように、ボランティア活動は、社会に有用なさまざまなサービスを生み出すものであることに加え、参加する人にとっては、関心を同じくする人同士の新しい人間関係を生み出し、そうした人との交流や自己実現によって生きがいを与えるものとなっている。また、各種調査の結果をみても、ボランティア活動に興味を持つ者や、機会があれば参加したいとする者など、ボランティア活動に潜在的な意

欲を持っている者も多数存在している。

ボランティア活動の経験がない理由について、「地域扶助状況基礎調査」(1994年)の調査結果でみると、「時間的余裕がない」が54.4%と最も多く、次いで「活動に関する情報が得られない」が14.5%、「身近に仲間がいない、活動場所がない」が13.3%となっている。こうした調査結果をみると、ボランティア活動への参加意欲は持っていても、時間がとれない、情報がないといった理由のために、参加をあきらめている個人の存在も推測され、情報面や労働時間面を含め、ボランティア活動に参加しやすい環境が整備されれば、さらにボランティア活動は活発になるものと考えられる。

図1-3-48 ボランティア活動の経験がない理由(複数回答)

図1-3-48 ボランティア活動の経験がない理由 (複数回答)



資料：厚生省大臣官房政策課「地域相互扶助状況基礎調査」(1994年)

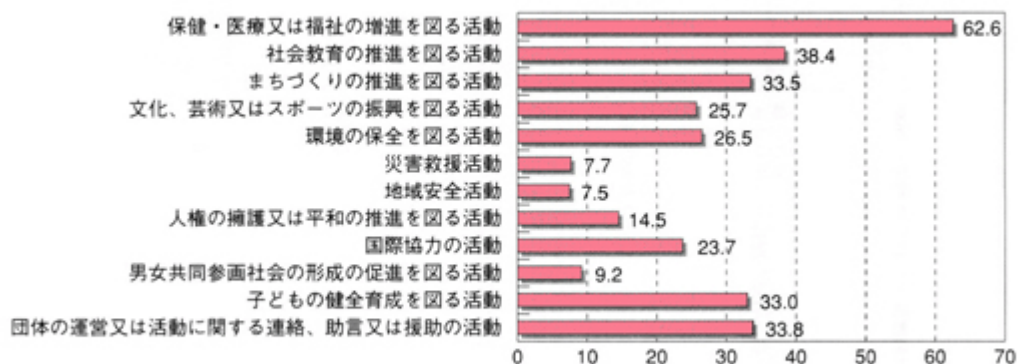
(NPOの広がり)

1998(平成10)年、特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が施行され、福祉やまちづくりから国際協力までさまざまな分野でボランティア活動、市民活動を行う民間の団体に対し、法人格を取得する途が開かれた。

内閣府の調査では、2000年度末までに約3,800団体が法人格を取得しており、2000年度末現在の活動分野は、複数回答であるが、「保健・医療・福祉」分野で活動している団体が約6割を占めているほか、社会教育やまちづくり、子どもの健全育成の活動がそれぞれ3割以上を占めるなど、活動分野は多岐にわたっている。

図1-3-49 特定非営利活動法人の活動分野について(複数回答)

図1-3-49 特定非営利活動法人の活動分野について（複数回答）



資料：内閣府集計（特定非営利活動法人の定款に記載された活動分野を集計したもの）。2001年3月末現在。（%）
 （注）一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にならない。

非営利活動団体(Nonprofit Organization;NPO)の制度化は、ボランティア活動の継続的な実施により、専門的知識や技能の蓄積を可能にしたり、時間的制約など個人の活動の限界を克服しやすくするなど、ボランティア活動の促進に大きな役割を果たすことが期待される。また、NPO活動は、地域住民の自発的な参加に基づくものであり、より地域の実情に応じた多様なサービスの提供主体としての期待も高い。こうしたことから、介護保険制度の下でも、介護保険事業者としての指定基準を満たしたNPO法人については、在宅介護サービスの担い手となることができることとされている。

今日、ボランティア団体、NPO団体が増加している背景には、個人の中に社会に貢献したいという意識が高まっていることに加えて、活動内容そのものについても、上記のような需要面からも大きな期待が寄せられていることがあげられよう。今後とも、NPO法人については、民間ボランティア活動の主要な担い手のみならず、公的な福祉サービスの提供主体の一つとして、その役割を果たしていくことが期待される。

(4) 高齢者の地域活動への参加

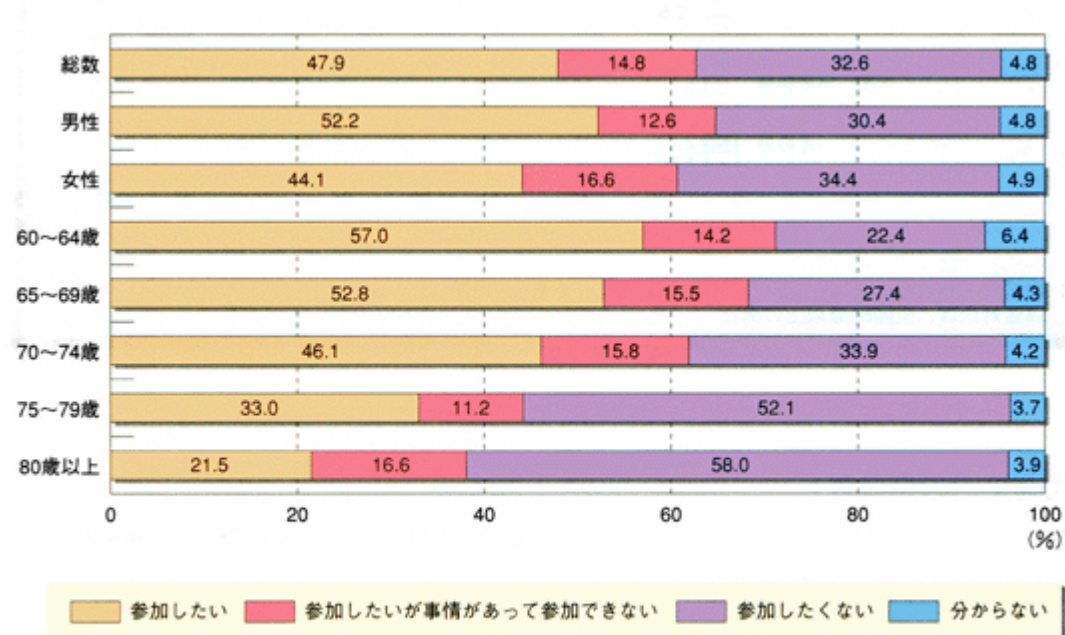
(地域活動への参加の実態)

高齢化の進展によって生じた自由時間を有意義に活用することは、高齢者が生きがいを持って暮らしていく上で重要であり、多くの高齢者が社会参加や余暇活動への意欲を持っている。

内閣府の「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(1998年)によると、高齢者の社会参加活動への意向については、約半数(47.9%)が参加したいと回答し、参加したくないとの回答の32.6%を上回っている。特に60歳代では参加意欲を持つ者が50%を超え、高齢者の中でも比較的若い世代ほど参加意欲が高くなっている。加入している団体についてみると、「町内会・自治会」(34.6%)、「老人クラブ」(24.8%)などが多く、地域性の強い団体に所属している者が多くなっている。

図1-3-50 高齢者の地域活動に対する参加意向

図1-3-50 高齢者の地域活動に対する参加意向



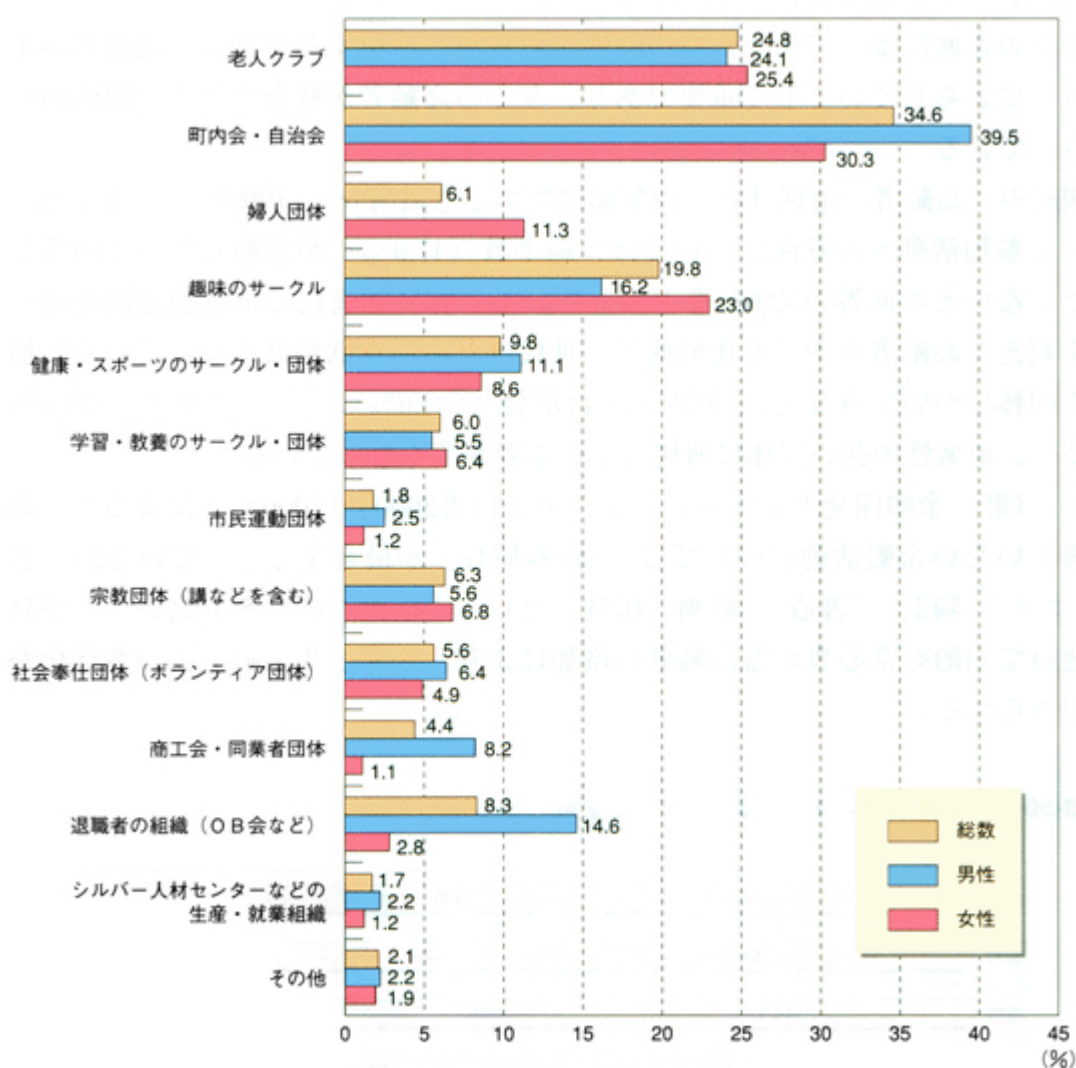
資料：総務庁「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（1998年）

(注) 1. 調査対象は、全国60歳以上の男女

2. 「今後、グループや団体で自主的に行われている活動（地域活動）に参加したいか」に対する回答

図1-3-51 高齢者の各種サークル・団体への参加状況(複数回答)

図1-3-51 高齢者の各種サークル・団体への参加状況（複数回答）



資料：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（1998年）

（注）調査対象は、全国60歳以上の男女

一方、(財)余暇開発センターの「レジャー白書2000」（2000年）によると、高齢者が今後行いたい余暇活動については、「海外旅行」が最も多くなっているが、さらに「パソコン」「陶芸」「書道」「絵画、彫刻」といった活動への意欲も高いことが目を引く。健康で知的好奇心豊かな高齢者の増加により、ますます余暇活動の多様化が進む傾向がみられる。

（世代間交流の重要性）

また、内閣府の「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（1998年）により、高齢者による世代間交流の実態についてみると、若い世代との交流の機会のある者は51.2%、参加したいという意向を持つ者は55.9%となっている。若い世代と交流したい内容については、「若い世代と一緒に楽しめる活動」が70.2%と最も高いが、次いで「自分の特技を若い世代に伝える」24.2%、「若い世代から文化・技術などを教わる」24.2%、「地域の伝統・文化を若い世代に伝える」21.9%なども多くなっている。

図1-3-52 若い世代との交流の機会の有無

図1-3-52 若い世代との交流の機会の有無

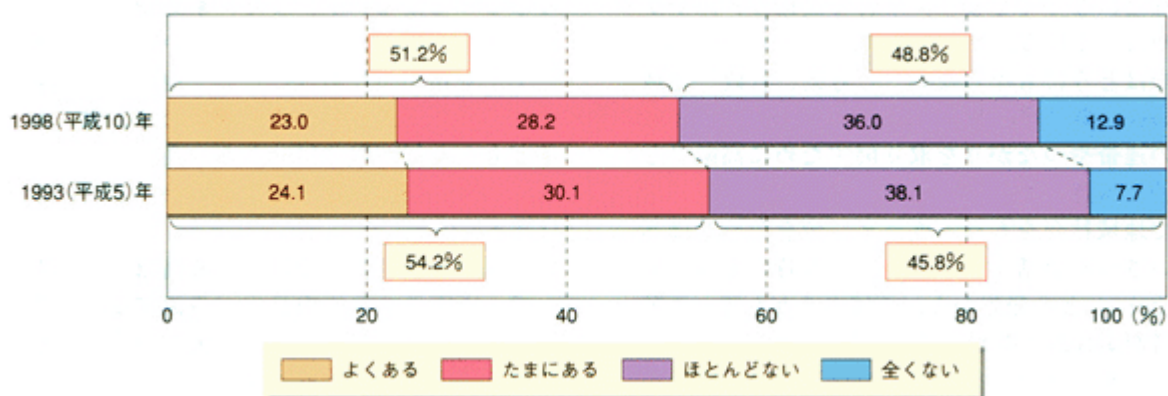
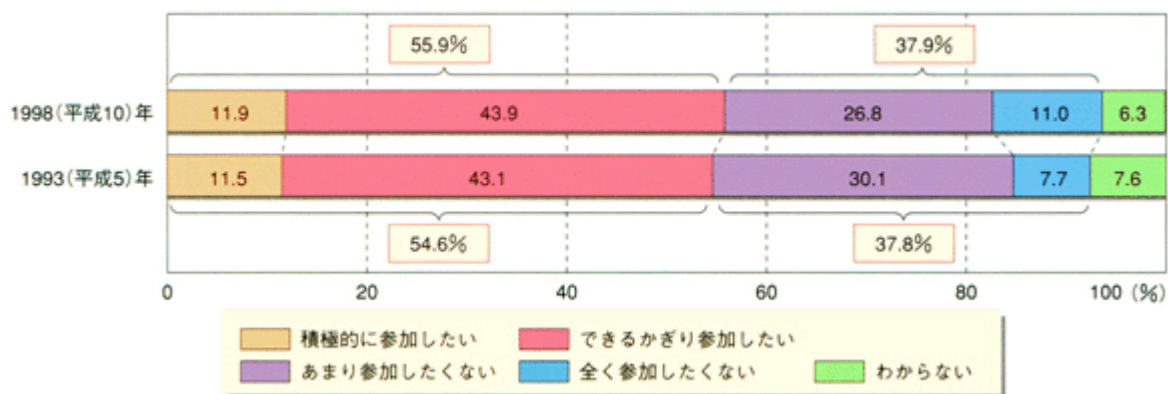


図1-3-53 若い世代との交流への参加意向

図1-3-53 若い世代との交流への参加意向



先にみたように、子どもや孫と同居する高齢者の割合が低下するに伴い、子どもが高齢者と日常的にふれ合ったり、高齢者が豊富な人生経験の中で培った知識、技能や地域の伝統文化などが伝承されたりすることは、ますます困難になってきている。若い世代との交流は、高齢者の持つ知識、技能や伝統文化の伝承のみならず、高齢者の生きがいを高める上でも有益であり、今後とも交流を一層促進していくことが望まれる。

シルバーチャイルド・ハウス(綾部市の挑戦)

京都府のほぼ中央に位置する綾部市においては、地域の子供達が年々減少するなか、反比例するように高齢者が増加するという環境の変化に伴い、さまざまな歴史的行事が簡素化・廃止になり、地域と子供達がふれ合う姿も少なくなっていた。シルバーチャイルド・ハウスは、このような中で、地域のある民生児童委員が「このままではそれぞれの家族や子供達が孤立し、結びつきのない地域社会になってしまう。子育て支援は、誰かがやってくれる、行政の役割、そのうち何とか、ではどうにもならない」と考え、行政・地域の関係者に呼びかけたことに端を発し、「地域の連帯やつながりを取り戻すために高齢者と子供達がふれあい、お互いに交流することで地域社会をもう一度考え、顔を会わせばあいさつや会話が弾んでいた良き時代を取り戻そう。」との発想から、地域の子供達と高齢者がふれあう場としてつくられたものである。

シルバーチャイルド・ハウスにおいては高齢者がボランティア精神により、また、それぞれの創意工夫により、子供達の健全育成や子育て支援を行っている。これまでに、高齢者を中心としたボランティアが、旧幼稚園舎を使って、定期的に小学生とふれあいをもち、子育て支援を実施したり、宅老所と放課後学級を合体させた取組みなどが行われている。

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を子供達に供給し、子供達からは元気という栄養素を高齢者に提供してもらえれば相互に向上することになり、おもしろい取組みができるのではないか、また、家庭や地域の子育て能力の低下が叫ばれて久

しいが、高齢者と子ども達がふれあうことで、地域の子どもの笑顔が大人社会の清涼剤になり、大人も子どもも元気を取り戻せたら、高齢者と子ども達の共存が図れるのではないかと綾部市は考えている。

中国山脈の余波を受けた丹波高原の中であって、市街地を清流由良川が貫流する自然豊かな街、綾部市。このような美しい自然と相俟って、シルバーチャイルド・ハウスが街の人々の清涼剤となるのか。綾部市の挑戦は始まったばかりである。

(5) ITによる社会参加の推進

近年、情報通信技術(Information Technology;IT)の急速な進展により、インターネットやモバイル通信(携帯電話等)といった新しい人と人との交流手段が広がりを見せている。

インターネットについては、これまで人と人との交流に内在していた時間や距離という制約を克服し、多種多様な情報へのアクセスを可能にするとともに、新たなコミュニケーション手段を提供するという点で、大きな意味を持っている。総務省の「通信利用動向調査」によると、2000(平成12)年には、パソコンの世帯保有率は50.5%、インターネットの世帯普及率は34.0%となっており、それぞれ1997年の28.8%、6.4%に比べて急速に伸びており、普及が進んでいる。新たな人との交流を創出するという点については、先にみたライフデザイン研究所の調査においても、「コンピュータ・ネットワーク上のフォーラム・グループ」に参加している者がわずか1.6%であるのに対し、約6倍に当たる9.9%が将来参加したいとしている。

コンピュータ機器の低価格化が進み、新たな趣味・娯楽活動への参加や、人との交流の拡大など、インターネットは社会との関わりを持つ上で大きな意味を持っており、社会参加の推進に重要な意味を持つ機器として注目される。

また、総務省の「通信利用動向調査」によれば、携帯電話等については、比較的若い世代の利用率が高いという特徴はあるものの、世帯単位でみた普及率は、携帯電話が75.4%、PHSが13.0%と高い水準に達した。

これらの情報通信技術は、これまで社会参加の機会が比較的少なかった高齢者や障害者の自立や社会参加の幅を広げる手段として注目されている。例えば、視覚に障害がある人が、音声出力を用いて利用することが可能なシステムにより、インターネットなどから情報を入手することが可能となったり、日本語文章が表情、ジェスチャ、口形を含む手話アニメーション文で作成されるシステムの開発により、聴覚障害のある人がパソコンを活用することが可能となるなどコミュニケーションの幅が広がっている。また、聴覚障害のある人が、携帯電話等の電子メールを送受信できるという機能により、外出先での貴重なコミュニケーションの手段になっている。このように情報通信技術の進歩は健常者のみならず、障害者や高齢者などの暮らしや仕事を飛躍的に便利かつ効率的にするものとして期待される。